

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会
電力システム改革貫徹のための政策小委員会
中間とりまとめに対する意見募集結果について

平成29年2月6日
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部

平成28年12月19日付けで総合資源エネルギー調査会電力システム改革貫徹のための政策小委員会「中間とりまとめ」に対する意見募集を行いました。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙のとおりまとめましたので、公表いたします。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：平成28年12月19日（月）～平成29年1月17日（火）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法：郵送、FAX、電子メール

2. 意見募集結果

提出件数：1, 412件

3. 御意見及び御意見に対する考え方

別紙参照

4. 本件に対するお問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部

電力市場整備室 TEL：03-3501-1511（代表番号）

**総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革貫徹のための政策小委員会
「電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ」に対する御意見の概要と考え方**

※ 御意見の全体像が把握できるよう、代表的な御意見を抽出し整理しております。なお、紙面の都合上、表現は一部簡素化しております。
 ※ 類似の御意見をいただいたものについては、代表的なものを記載させていただいております。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1. 更なる競争活性化等に向けた市場・ルール整備について		
1.1 ベースロード電源市場の創設について		
1	「卸電力市場の流動性」を高めることこそが重要であり、そのためには旧一般電気事業者の電力のほとんどを卸電力市場に供出させ、すべての小売電気事業者が卸電力市場で電力を調達できるようにする仕組みこそ検討すべきである。	御指摘のとおり、電力自由化の中で卸電力市場の流動性を高めることは極めて重要であると考えており、政府としてはこれまでも、旧一般電気事業者に対して、保有する余剰電源を既存のスポット市場に自主的に供出することなどを求めてまいりました。加えて、旧一般電気事業者からは、今後は自社供給分も含めて、取引所を介して売買する「グロスビディング」を新たな自主的取組として実施することが表明されております。他方で、安価なベースロード電源については、これまで旧一般電気事業者が専ら自社の需要を満たすために現に利用してきたものであり、これまでの取組を通じて、市場に供出されておりました。今回の措置は、競争活性化のために、新たに、こうした電源の市場供出を制度的に求めることで、新規参入者が同電源を調達することを可能とし、旧一般電気事業者と新規参入者のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットイングを図るものです。したがって、自主的取組をしっかりと実施することを求めていくことに加えて、ベースロード電源の市場供出などを制度的に行うことで、卸電力市場の更なる活性化の実現や、新規参入者の競争力強化の観点から、より効果が上がるという意義があると考えております。
2	既に卸電力取引所には年間・月間・週間の全日、24時間を通して一定の電力を受け渡す、先渡市場が創設されている。よって既に「中長期断面で見た需要家ベース需要」はこの先渡市場によって満たされている。むしろ問題となるのは、先渡市場における取引低迷である。一般に、同一商品、同一スペックの市場を複数設置すれば、取引は分散し、流動性は低下し、約定価格は適正な価格から逸脱しやすくなる。	ベースロード電源市場については、新規参入者がベースロード電源に十分アクセスできる環境を整備するための実効的な仕組みを併せて導入することから、既に存在する先渡市場とは異なる取引ルールによって創設・運用される必要があると考えております。また、旧一般電気事業者等が保有するベースロード電源により発電された電気の一部を供出することを制度的に措置することは、取引量が低迷する先渡市場の活性化に寄与すると考えております。他方で、御指摘のとおり、取引分散・流動性の低下は卸電力市場活性化の観点から望ましくないことから、こうした事態を防ぐべく、今後の商品の詳細設計にあたっては、既存市場との整合性なども踏まえつつ、検討を進めてまいりたいと考えております。
3	旧一般電気事業者が、一定の電力をベースロード電源市場に供出すれば、これまで通り限界費用の安い電力を一般の市場に出回らせない理由付けになってしまう恐れがあり、市場の活性化を阻害するのではないかと。	電力自由化の中で卸電力市場の流動性を高めることは重要と考えており、政府としてはこれまでも、旧一般電気事業者に対して、保有する余剰電源を既存のスポット市場に自主的に供出することなどを求めてきました。加えて、旧一般電気事業者からは、今後は自社供給分も含めて、取引所を介して売買する「グロスビディング」を新たな自主的取組として実施することが表明されております。このような卸取引市場活性化に向けた取り組みは重要であり、これと合わせ、ベースロード電源の市場供出を行うことは、卸電力市場の更なる活性化や新電力の競争力強化といった観点から、より効果が高いと考えております。
4	石炭や原子力は系統調整力に欠ける電源であり、これら固定的な電源を特定した市場作りは、市場に流動性をかえって阻む。	ベースロード電源市場に供出することができる電源種は基本的には限定しないこととしております。加えて系統運用にあたっては、各種市場での約定結果に関わらず、優先給電ルールなど需給調整に係るルールに基づき実施されることを想定しております。
5	中間とりまとめでは「同市場に供出することができる電源種は基本的には限定しないこととする。」(pp.4-5)としており、そうであれば、「ベースロード電源」という名称は全く不要であり、電源種を問わない「卸電力市場」に旧一般電気事業者から電力を供出させる仕組みをこそ検討すべきである。	御指摘のとおり、ベースロード電源市場に供出することができる電源種は基本的には限定しないこととしておりますが、ある程度の長い期間、一定の電力量を受け渡すことを想定していることや、制度的な措置に基づき、旧一般電気事業者等は自社が保有するベースロード電源のコストを踏まえて、市場供出することなどから、このような名称を採用しております。
6	「ベースロード電源市場創設」の必要性はない。これは石炭火力発電推進と原発再稼働を行うためのものである。	旧一般電気事業者等が保有するベースロード電源により発電された電気の一部を供出することを制度的に措置することでしたが、個別の電源の稼働等については、関連する規制等を踏まえ、事業者において判断されるものであり、本市場の創設は、御指摘のような目的を有するものではありません。
7	日本の産業構造がもはや、局地的に大電力を消費する工業中心ではないこと、および、工場においても、小型の発電装置による自家発電の導入が進んでいる状況をふまえ、ベースロード電源という枠組みの必要性自体を再検討すべき。	2014年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、電力供給においては、安定供給、低コスト、環境適合等をバランスよく実現できる供給構造を実現すべく、各エネルギー源の電源として特性を踏まえて活用することが重要と考えております。その中で、発電コストが、低廉で、安定的に発電することができ、昼夜を問わず継続的に運転できる電源をベースロード電源と位置づけしておりますが、こうした電源は上記の供給構造を実現する上で、必要であると考えております。
8	ベースロード電源市場を作り、新電力会社へ原発の電気を安いコストで売ることと、バスターミナルに原発・原発事故コストを託送料金に乗せることは許されない。	今回の一連の措置は、更なる競争の活性化と、公益的課題の克服という異なる目的に基づく施策を一体的に講ずることで、電力システム改革を貫徹することを目指したものです。そのため、個別にみると、新規参入者を含む特定の関係者にメリットをもたらす、もしくは負担をお願いする措置がありますが、御指摘の措置に限らず、今回、検討された各制度の意義と相互の整合性等を勘案した総合的な判断の結果、全体の施策を一体的に措置することが適当であるとの結論に達したものです。

9	ベースロード電源市場の創設は、電力自由化のねらいである自由競争と消費者の自由選択に反する。	市場参加者である小売電気事業者は、これまで同様、自らの創意工夫の下、自由に電力調達先を選ぶことが可能です。また、消費者も電気を購入先である小売電気事業者を自由に選択することが可能です。
10	原発を拒否している新電力利用者にとっては、原発がミックスされている市場の創設は意味がありません。一方でベースロード電源の確保は必要であることから、この市場で石炭火力、原発、大型水力など電源別にわけて購入できるようにすべきです。	今回の措置は、原子力に関連する費用負担の在り方とともに検討がなされたものであり、仮に原子力以外の石炭、水力等の電源のみを独立して、制度的に市場供出することを求める場合、補償等の無いまま事業者の取引の自由を制約することとなるため、事業者の財産権との関係で困難な問題が生ずる懸念があると考えております。
11	ベースロード市場におけるアクセス量を新規参入者の需要の3割程度とあるが、参入当初は急激に需要を拡大させる為、事業計画の3割等とする必要があるのではないかと。常時バックアップでは毎月任意に増やすことが出来るが、市場ではどの程度、どの時期に玉だしがあるか不明の為、この点不安を感じる。	ベースロード電源市場を通じて、新規参入者がベースロード電源に十分アクセスできる環境を整備するための実効的な仕組みであることが重要であると考えており、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。
12	5頁以下の部分はカルテルそのものであり、独占禁止法に理念に照らして明らかに不適切。違法ではないか？ 旧一般電気事業者のグループについては、卸供給先である、一般電気事業者であった小売電気事業者(みなし小売)との競争条件を揃える観点から、グループ一体で価格等を設定し、供出することも許容することとする。	独占禁止法に関しては公正取引委員会の所管であるため、当省からの回答は差し控させていただきます。
13	「ベースロード電源市場」は、原発の電気を「安価」に見せかけ、原発の需要を確保するためのものであり、創設は撤回すべきである。	旧一般電気事業者等が保有するベースロード電源により発電された電気の一部を供出することを制度的に措置することとしましたが、こうした電気がベースロード電源市場を通じて実際に取引されるかどうかについては、市場原理に基づき決定されることとなります。
14	ベースロード電力市場を作ることは賛成するが、その市場での売電は各発電事業者の自由意志であるべきで、旧一般電気事業者等が保有するベースロード電源を市場に強制的(制度的)に供出させることは反対する。	旧一般電気事業者はこれまで、ベースロード電源を経済合理的な判断の下、専ら自らで利用しており、その結果として、自主的取組の一環で行うこととされた電源開発の保有するベースロード電源の切り出しについても、現在まであまり進んで来なかったと考えております。そのため、こうした事態に鑑み、今回旧一般電気事業者等が保有するベースロード電源により発電された電気の一部を供出することを制度的に措置することとしました。
15	保有するベースロード電源の固定費を含む平均コストに、資源価格の変動等を加味した価格に加え、さらに電源開発費用および開発労力を加味した価格を入力価格の上限とすべきである。	いただいた御意見は、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。
16	市場供出量(新電力需要の3割)ならびに旧一般電気事業者および電源開発の供出量について、より実効的なものになるよう、未達成時のペナルティ(旧一般電気事業者および電源開発)等を検討頂きたい。	ベースロード電源市場を通じて、新規参入者がベースロード電源に十分アクセスできる環境を整備することが重要であると考えており、いただいた御意見は、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。
17	今回の検討を通じて、ベースロード電源市場については、新規参入者による安価なベースロード電源へのアクセスを可能とし、小売競争の更なる活性化に実効的に寄与するものとする方向性が示された。今後の詳細設計においては、このような市場の創設趣旨に留意しつつ、ベースロード電源として供出する電源の考え方について、整理することが重要である。	ベースロード電源市場を通じて、新規参入者がベースロード電源に十分アクセスできる環境を整備することが重要であると考えており、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。
18	旧一般電気事業者については、他エリアにおいても保有している電源や連系線容量を活用することも可能なため、旧一般電気事業者が新規参入者と同等の競争条件であるかについては、電源や連系線容量の保有状況等を勘案して判断すべきである。	買い手としての旧一般電気事業者の扱いについては、今後詳細を検討することとしておりますので、いただいた御意見は、今後の政策検討の参考とさせていただきます。
19	自由化以前から長期契約として売電先を変更できないPPAとして未だに存在するものがありましたらそれも公平性の観点からは問題ではないかと考えますので自由に解約出来るような仕組みが必要ではないかと考えます。	御指摘のとおり、システム全体の非効率や、不公平等を是正する観点から、累次の制度措置・変更より前に締結された、一部の既存契約は見直される必要があると考えております。そのため、こうした見直し協議にあたっては、政府等が協議に際しての基本的な考え方を指針として示し、こうした指針等をベースに事業者が詳細な協議を行うことを求めることで、より効率的で、公平性が確保されたシステムの構築を目指したいと考えております。

20	<p>低コストの電源のメリットは発電者のみで享受するのではなく、国民全体に還元すべき。ベースロード市場については、本来安価なベース電源がミドル並みのコストで売れると全体の電力コストを上げることになるので、一定の規制が必要ではないか。また、これら安価な電源を広域機関等にて電源種別に一定の価格で購入し、その全てをJEPXで売電するとともに、地産地消としての有効利用も可能とすべきではないか。</p> <p>電力会社が保有する水力、地熱、風力であっても、その電源開発や建設に国の補助金が使われている場合には、公平性の観点から一定の価格で国が買い取り、市場経由で新電力が取り扱えるよう検討いただきたい。</p>	<p>今回の措置は、卸電力市場の活性化を通じた更なる小売競争の活性化を促すことで、競争の果実を電気料金の抑制、選択肢の拡大といった形で、需要家に還元することを目的としております。</p> <p>そのため、例えば、市場供出量については、今後の産業分野を含む新規参入者のシェアや卸電力市場の活性化状況、産業用の需要家等の受益状況、ベースロード電源の開発動向に与える影響等を踏まえつつ、設定・見直すことを考えており、今後詳細な検討を進めてまいります。</p> <p>本年4月より施行されるFIT法改正法に基づき、今後は、送配電事業者が国の認定を受けた再生可能エネルギー電気の買取を行い、買い取られた電気はJEPX経由での販売となることが原則となります。一方で、発電事業者及び小売電気事業者の合意がある場合には、相対での取引も可能であり、御指摘のような地産地消での利用も可能です。国民負担の抑制と再生可能エネルギーの最大限の導入拡大とを両立すべく、頂いた御意見は今後の政策の参考とさせていただきます。</p>
21	<p>電力自由化に伴い、発電事業、送配電事業、小売事業を分離し、発電事業での電力を市場に出すことにより、市場に出る電力が多くなり、市場の活性化につながると考える。</p>	<p>送配電事業の中立性確保のため、2020年4月までに、旧一般電気事業者の送配電部門について、法的分離を行うこととしております。</p> <p>また、電力自由化の中で卸電力市場の流動性を高めることは重要と考えており、政府としてはこれまでも、旧一般電気事業者に対して、保有する余剰電源を既存のスポット市場に自主的に供出することなどを求めてきました。加えて、旧一般電気事業者からは、今後は自社供給分も含めて、取引所を介して売買する「グロスビディング」を新たな自主的取組として実施することが表明されております。</p> <p>こうした取組をしっかりと実施することに加えて、ベースロード電源の市場供出などを行うことで、卸電力市場の更なる活性化の実現や、新規参入者の競争力強化の観点から、より効果が上がるという意義があると考えております。</p>
22	<p>電力会社等による市場への供出量のみならず、新電力にとって競争力のある約定コストとなるよう、実効性に留意した詳細設計として頂くとともに、詳細設計にあたっては、新電力の意見聴取の機会を設ける等、開かれた場で検討いただきたい。</p>	<p>御指摘のとおり、今後の詳細設計を行うにあたっては実効性に留意するとともに、引き続き、市場参加者も含む開かれた場で、検討される必要があると考えております。</p>
23	<p>ベースロード電源市場は「旧一般電気事業者等が保有するベースロード電源により発電された電気の一部を、適正な価格でベースロード電源市場に供出することを制度的に措置するもの」としている。この場合、旧一般電気事業者系の小売電気事業者においては、ベースロード電源が従来通りの量を調達できなくなり、安価な電源の構成比が低下することから電気料金は値上がりする懸念がある。一方、ベースロード電源を調達できるようになる新電力は、電源調達コストとは関係なく市場原理に基づく小売価格を設定することができることから、新電力から電力を調達する需要家にとっても電気料金が下がらないことが起こりえる。このため、電力システム改革の恩恵がいずれの電気の需要家にも行き届かない可能性がある。係る状況が発生しないよう、市場モニタリング並びに必要な対応した指導をお願いしたい。</p>	<p>今回の措置は、卸電力市場の活性化を通じた更なる小売競争の活性化を促すことで、競争の果実を電気料金の抑制、選択肢の拡大といった形で、需要家に還元することを目的とし、講ずることとしております。</p> <p>そのため例えば、市場供出量については、今後の産業分野を含む新規参入者のシェアや卸電力市場の活性化状況、産業用の需要家等の受益状況、ベースロード電源の開発動向に与える影響等を踏まえつつ、設定・見直すことを考えており、今後詳細な検討を進めてまいります。</p>
24	<p>ベースロード電源市場は、新電力育成のための政策的市場であることから、目的達成のめどがついてきた場合は、通常の市場環境に移行することが望ましい。</p>	<p>ベースロード電源市場における制度的な措置についても、常時バックアップや部分供給などの従前の措置と同様、卸電力市場が機能した場合などには廃止されることが望ましいと考えております。</p>
25	<p>再生可能エネルギーの取り扱いで消費者の支持を得ようとする小売事業者は、このベースロード電源を積極的に買うことができないばかりか、託送料金に東電福島原発事故の費用や、さらには原発の原価に含むべき事故を起こしていない原発の廃炉費用まで転嫁されることになり不利益を被る。</p>	<p>今回のパッケージにおいては、再エネ価値を持つ電気を消費者に販売することを可能とする非化石価値取引市場の創設など、再生可能エネルギーの取り扱いで消費者の支持を得ようとする小売電気事業者にとってもメリットのある取組を講ずることとしております。また、事故賠償への備えの不足分を回収するにあたっては、消費者及び新規参入者の負担増につながらないように、旧一般電気事業者の送配電部門の合理化などにより、総じて、料金値上げにならない形にしたいと考えております。</p>
26	<p>燃料費調整制度など、燃料費や為替変動等の市場リスクを調整するメカニズムについては、受渡期間によらず事業者の意向により取引条件に付加できるような制度設計の検討を頂きたい。</p>	<p>いただいた御意見は、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。</p>
27	<p>LNG火力を含めベースロード電源としての可能性がある電源は、供出を認めて頂けるよう引き続き制度設計の検討をいただきたい</p>	<p>いただいた御意見は、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。</p>
28	<p>供出する電源は特定電源毎およびポートフォリオでの対応のいずれもが可能となるよう制度設計を検討頂きたい</p>	<p>いただいた御意見は、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。</p>

29	価格については、合理的な範囲内で電源トラブル等のリスクを価格に反映できるよう制度設計を検討頂きたい	いただいた御意見は、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。
30	グループ内でベースロード電源を供出する場合、グループ内の各社が供出する量などは、事業者の裁量にて設定できるようにして頂きたい	いただいた御意見は、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。
31	設定・見直しが行われる見通しが得られた場合は、事業者への情報提供を速やかに頂けるようお願いしたい。急激な変動の際(新規参入者のシェアが急増)は、激変緩和措置をお願いしたい	いただいた御意見は、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。
32	ベースロード電源の売買は、卸電力市場を介して行われるということですが、取引相手の与信は、卸電力市場を持つという理解で宜しいでしょうか。発電者側、小売電気事業者共に、3～5年程度の長い期間の取引を行うものの、当該期間に事業を継続している保証はなく、仮に電気事業から撤退した場合に、その現物の引渡しはどのように行われるのでしょうか。また、卸電力市場を介した取引にする前提であるとなると、取引の相手方事業者名の開示は行われるのでしょうか。	市場の取引方式は、小規模事業者を含むアクセスの公平性等を確保する観点からオークション方式とし、年複数回実施することも視野に今後更なる検討を進めてまいります。いただいた御意見は、今後の詳細検討にあたっての参考とさせていただきます。
33	新規参入者の3割程度のアクセスを目安としていると記載がありますが、現行の常時バックアップ制度では、契約電力の3割を上限としている点から、本ベースロード電源も契約電力の3割程度という理解で宜しいでしょうか。	現行常時バックアップの仕組みなどに鑑み、事業者間のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットィングを図る観点から、3割程度のアクセスを目安としておりますが、詳細については、今後検討してまいります。
34	「各事業者が保有するベースロード電源の固定費を含む平均コスト」については、算入対象は稼働電源のみに限り、非稼働電源は除外して頂きたい。	入札の上限価格の設定にあたっては、新規参入者と、一般電気事業者であった小売電気事業者(みなし小売)との競争条件を揃える観点を踏まえ、今後詳細を検討してまいります。
35	沖縄エリアにおいて卸電力市場活性化に資するべく、電発電源の更なる切り出しや卸電力取引所創設、現在の新規参入者の小売電気事業の実態を踏まえた卸取引といった検討を行っていただきたい。	沖縄エリアにおいては、今回、需要家一般に対して新たな負担を求める措置は無いことも踏まえ、沖縄電力は制度的な措置に基づき、電源供出を求める対象には含まれないものとするが適切であると考えております。しかしながら、系統が他エリアと繋がっていないことや、卸電力取引所が存在しないといった特殊性を踏まえ、沖縄電力も卸電力市場の活性化に対して一定の役割を果たすべく、更なる取組を自主的に行うことが適当であると考えております。いただいた御意見は、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。
36	別に市場が活性化しなくても、安定して公正で低コストで環境負荷が小さければ良いのであるが、そういう本末転倒したアジテーションを行わないでいただきたいと思う。	2014年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、電力供給においては、安定供給、低コスト、環境適合等をバランスよく実現できる供給構造を実現すべく、各エネルギー源の電源としての特性を踏まえて活用することが重要と考えております。こうした供給構造をより効率的に達成する観点から、各種市場の整備を進めてまいります。
37	ベースロード市場の期間については、1年間だけでなく、より長期な需要への充当を目的に複数年(例えば3年間)のオプションを設けていただきたい。	受渡期間については、少なくとも1年単位とすることが想定されますが、事業者ニーズを踏まえ、さらに長い期間(3～5年程度)の商品を設定することも検討してまいります。
38	ベースロード市場創設に際しては重複する常時バックアップとの整理が必要となることは理解できる。ただし、ベースロード市場はオークション方式で調達するため、約定できないリスクがある。一方、常時バックアップは契約容量に一定の上限はあるものの、前日計画に応じて必要量を調達できるため、新電力としては依然、貴重な電源となっている。については新市場創設イコール常時バックアップ廃止といった拙速なことはせず、緩和措置等含め慎重に対応していただきたい。	政策目的が重複する常時バックアップについては、ベースロード電源市場創設と合わせて、即時廃止とすることは志向しないものの、小規模事業者に配慮しつつ、一連の卸電力市場活性化策を通じて、新規参入者が卸電力市場からの電源調達に移行することを促すことを考えております。詳細は今後検討することとしており、いただいた御意見は、検討にあたっての参考とさせていただきます。
39	適正な価格での供出は本制度の実効性を担保するためにも重要と考える。しかしながら、固定費を含んだ平均コストが上限では実効性に疑問が残る。理由は以下の通り、(1)モデルプラント(長期エネルギー需給見通し小委員会報告)では最も安い原子力においても10.1円であり、現状のJEPXのシステム価格と比較しても高いレベルとなっている。(2)容量市場の創設と考え合わせるとkW値は容量市場に統一すべきで、ベースロード電源市場はkW値を取引の対象とすべき。以上から、供出価格は資源価格の変動等を加味したkW値、すなわち変動費を目安とするのが適当と考える。	ベースロード電源市場においてkW値に加えkW値を扱うのか、あるいは、容量市場に統一するののかといった論点については、今後詳細を検討すべき論点であると考えており、いただいた御意見は、検討にあたっての参考とさせていただきます。
40	ベースロード電源市場を広域的に創設する場合、当該市場で約定した電気は連系統を跨いで取引されることとなります。一方で、当該市場で約定した電気についても、現行の先渡市場取引と同様に、連系統の権利とは切り離すことで、多くの参加者が間接オークションに公平に参加できる制度を志向すべきと考えます。	ベースロード電源市場は、間接オークションをはじめとする様々な市場・制度等とも相互に関連しているため、こうした制度との整合性を図る必要があると考えており、いただいた御意見は、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。

41	JEPXの取引対象量の増加が予見され、これに伴い参加者の与信保全が課題になるものと思う。清算機能の拡充等、目配りを願いたい。また反対売買を許容するかについては議論のあるところと思うが、事業の柔軟性の観点からは慎重な検討が必要と思料する。	いただいた御意見は、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。
42	リスク管理を市場を介して行う場合、デリバティブ、金融商品を利用することも考えられるが、会計、税務との整合性が懸念される。こちらも同様に目配りを願いたい。	いただいた御意見は、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。
43	安定供給確保のため、旧一般電気事業者および新電力の双方にとって、新規電源建設や維持・更新のインセンティブがなくなるよう、市場供出量が過大な水準とならないようにすべきと考える。	市場供出量については、ベースロード電源市場を通じて、新規参入者がベースロード電源に十分アクセスできる環境を整備するための実効的な仕組とする観点に加えて、今後の産業分野を含む新規参入者のシェアや卸電力市場の活性化状況、産業用の需要家等の受益状況、ベースロード電源の開発動向に与える影響等を踏まえつつ、設定・見直すことを考えております。
44	新電力のベース需要量に充分アクセスできる量の入札量がどれくらいか、実際の買ニーズを確認しつつ検討、決定することが望ましい。	市場供出量については、ベースロード電源市場を通じて、新規参入者がベースロード電源に十分アクセスできる環境を整備するための実効的な仕組とする観点に加えて、今後の産業分野を含む新規参入者のシェアや卸電力市場の活性化状況、産業用の需要家等の受益状況、ベースロード電源の開発動向に与える影響等を踏まえつつ、設定・見直すことを考えております。
45	市場全体として、必要なベースロード電源にアクセスできることが重要であるため、旧一般電気事業者が切り出した発電電源等については、その量を旧一般電気事業者の供出量から控除すべきである。	いただいた御意見は、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。
46	旧一般電気事業者の事業の予見性確保のため、供出量の上限について、あらかじめ設定すべきである。	いただいた御意見は、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。
47	ベースロード電源市場の利益がお客さまに確実に還元されるよう、転売目的の購入は禁止することが重要であり、事業者毎の購入可能量をベース需要に見合う量までに設定すべきである。	いただいた御意見は、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。
48	価格決定方式は、透明性が高いシングルプライスオークションを基本とすることが望ましいのではないか。	いただいた御意見は、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。
49	政策目的が重複する既存の常時バックアップおよび部分供給は、ベースロード電源市場の創設に伴い原則廃止することとし、やむを得ず経過措置期間を設ける場合には、その期間を予め定めるとともに、経過措置期間中は、常時バックアップは、旧一般電気事業者の供出量から控除するなど、ベースロード電源市場と常時バックアップで二重に供出を求められることがないような仕組みとすべきである。	ベースロード電源市場における制度的な措置についても、常時バックアップや部分供給などの従前の措置と同様、卸電力市場が機能した場合などには廃止されることが望ましいと考えております。その上で、政策目的が重複する常時バックアップについては、ベースロード電源市場創設と合わせて、即時廃止することは志向しないものの、小規模事業者に配慮しつつ、一連の卸電力市場活性化策を通じて、新規参入者が卸電力市場からの電源調達に移行することを促すことを考えております。詳細は今後検討することとしており、いただいた御意見は、検討にあたっての参考とさせていただきます。
50	2019年度の取引開始が導入目安であるが、需給状況やシステム改修状況を十分考慮し、別途具体的なスケジュールを定めるべきである。	いただいた御意見は、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。
51	中間とりまとめに「全国大で得られた(安価な電気という)ベースロード電源のメリットが引き続き、地場産業や雇用への影響を通じて地域に着実に還元されることが期待される」と記載されているが、本来、原子力発電所をはじめとするベースロード電源のメリットは、当該施設を受入れ長年にわたりこれを支えていただいていた地域やエリアに対し最優先で還元されるべきである。	電源の稼働にあたっては、引き続き、立地自治体等関係者の理解と協力が重要であると考えております。また、ベースロード電源が自由化後においても、引き続き維持・運用されることがなれば、仮に卸電力市場を通じて取引されることとなったとしても、地場産業や雇用への貢献を通じて、そのメリットが地域に着実に還元されることが期待されると考えております。

52	制度設計にあたっては、電力の安定供給や電気料金の低下、需要家の選択肢拡大につながるよう、電源供出側の供出量と価格、買い手側の調達量に一定のルールを設けるとともに、電源開発のインセンティブ確保の観点を持つべきである。	今回の措置は、卸電力市場の活性化を通じた更なる小売競争の活性化を促すことで、競争の果実を電気料金の抑制、選択肢の拡大といった形で、需要家に還元することを目的としております。そのため、例えば、市場供出量については、今後の産業分野を含む新規参入者のシェアや卸電力市場の活性化状況、産業用の需要家等の受益状況、ベースロード電源の開発動向に与える影響等を踏まえつつ、設定・見直すことを考えております。
53	「ベースロード電源市場」に供出される電源種がどのようなものが明確になる表現にして欲しい。	ベースロード電源市場に供出することができる電源種は基本的には限定しないことは既に明確に記載させていただいております。他方で、旧一般電気事業者等が制度的に供出を求められる電気の電源種に関しては、大型水力、原子力、石炭火力といった自社が保有するベースロード電源のコストを踏まえて市場に供出されることを想定しておりますが、詳細は今後検討してまいります。
54	「原子力以外のベースロード電源のみの供出を求める場合、補償等の無いまま事業者の取引の自由を制約することとなるため、事業者の財産権との関係で困難な問題が生ずると考えられる。」と記載されているが、「原子力以外のベースロード電源のみの供出を求める場合」と「原子力を含めたベースロード電源の供出を求める場合」とで、事業者の財産権との関係で生ずる問題に差がないと考える。よって、誤解を招かないように削除すべきであるか、趣旨を明確にすべきである。	今回の措置は、原子力に関連する費用負担の在り方とともに検討がなされたものであり、仮に原子力以外のベースロード電源のみを市場供出することを制度的に求める場合、補償等の無いまま事業者の取引の自由を制約することとなるため、事業者の財産権との関係で困難な問題が生ずると考えております。
55	脚注8に記載されている「ベースロード電源、特に原子力発電所については、(中略)全国大で得られたベースロード電源のメリットが引き続き、地場産業や雇用への貢献を通じて、地域に着実に還元されることが期待される。」の趣旨、意図を明確にして欲しい。原子力発電所については、これまで「安全神話」のもと、様々な資金が各地域に提供されてきているのであり、これ以上に何を意図しているのか不明である。	ベースロード電源が自由化後においても、引き続き維持・運用されることとなれば、仮に卸電力市場を通して取引されることとなったとしても、地場産業や雇用への貢献を通じて、そのメリットが地域に着実に還元されることが期待されると考えております。
56	新規参入者のアクセス確保や競争の活性化は、ベースロード電源市場の創設をもって推進するのではなく、「ベースロード電源」として石炭・原子力に対して与えている優遇を減らし、再生可能エネルギー電源の市場参入をより魅力的かつ容易にすることで達成するべきである。	2014年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、「再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく」としており、固定価格買取制度等、様々な取組を足下で実施しております。他方で同計画においては、「電力供給においては、安定供給、低コスト、環境適合等をバランスよく実現できる供給構造を実現すべく、各エネルギー源の電源として特性を踏まえて活用することが重要」とも記されており、新規参入者のアクセス確保や競争の活性化に係る取組は、上記考え方にに基づき実施しております。 また、ベースロード電源については、同電源のアクセス環境改善に向けた取組を新規参入者から要望されていたため、こうした声を踏まえつつ、更なる競争活性化を実現するために実施することとしたものです。
57	いずれの制度措置も電力関連産業の事業環境や業務運営、労働環境等に大きな影響を及ぼし得るものであり、各制度の実施に向けた今後の詳細設計に際しては、電力関連産業の現場第一線で働く者の意見を尊重するとともに、十分な準備期間や適切な移行措置の設定等にも配慮すべきである。	今後も関係者の意見を踏まえつつ、十分な準備期間等を確保することにも留意しつつ、各制度の実施に向けた詳細設計等を進めてまいりたいと考えております。
58	各制度導入に係る発電事業者と小売事業者間の既存契約の見直し協議には時間を要する。各制度間の整合をとりつつ、早期に政府にて基本的な考え方の指針等が策定されるべき。また制度導入時期が明確になっていることから、契約当事者が徒に協議を長引かせることを防ぐ視点も指針等に反映されるべき。	いただいた御意見は、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。
59	・現在、既存契約見直しに係る指針として、「卸電力取引活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消協議に係るガイドライン」があるが、P16脚注の記述のとおり、同指針策定当初からの環境変化等も踏まえ、協議に際しての基本的な考え方を新たに策定される指針等に整理されるべき。	いただいた御意見は、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。
1. 2. 連系線利用ルールの見直し		
60	連携線利用ルールの見直しを支持する。早期に公正な制度設計を行い、実現を図るべきだ。	御指摘の点を踏まえ、今後適切に制度設計をしてまいります。
61	連系線利用ルールにおいては、FIT電気(再生可能エネルギー)が最優先されるべきである。	本中間とりまとめ2. 3. (1)制度の意義において「広域メリットオーダーの達成及び競争活性化を通じ、電気料金を最大限抑制し、事業者の事業機会の拡大を実現していくことが適当である。」としております。 かかる観点に鑑みれば、限界費用の低い再生可能エネルギーは、これまで以上に、地域間連系線を利用できることになると考えております。

62	経過措置(間接的送電権を付与)を付与されない事業者の連系線をまたぐ取引はエリア間価格差の発生によってJEPXの収益となる一方、経過措置を付与されない事業者はエリア間の取引による値差発生リスクを全くヘッジできず事業の見通しをたてるのが困難となります。ついては、何らかの方法でJEPXに発生している収益について、経過措置を付与されなかった事業者に還元されるべきと考えられます。	JEPXの値差収益に関しては、海外では系統運用者に帰属させ、託送料金の抑制や連系線投資に用いられている例もあり、こうした海外の例も参考にしつつ、御意見は今後の政策の検討の参考とさせていただきます。
63	既存事業者が極めて有利な権利又は地位を有するとの記載がありますが、長期間にわたって連系線を確保している旧一般電気事業者も含めた既存事業者の確保性を例外なく大部分に渡り解放して頂きたいと考えます。そうでない限り、公平性・公正性は全く確保されていないと考えます。	御指摘の点は、本中間とりまとめ2.3.(1)制度の意義において「現行連系線利用ルールを「先着優先」から市場原理に基づきスポット市場を介して行う「間接オークション」へと変更することを軸とする。」としており、旧一般電気事業者も対象になります。
64	供給システム全体の安定性を確保する為に安定供給責任を負う事業者が連携線を優先的に使用できる余地を残せ。	いただいた御意見は今後の政策検討の参考とさせていただきます。
65	送電量及び効率の向上と、蓄電施設の設置を行うのが適切であるとする。電力計画については蓄電施設の設置をもっと前向きに推し進めていき、自然エネルギーの利用を行いやすくするとともに供給安定性・価格・消費燃料についてもパワファ及び平滑化によりより望ましい状態に早急にして頂きたい。既に技術はあるはずである。経済産業省は蓄電施設について早急に設置と運用を行うようにして頂きたい。	今回の制度の対象は連系線を利用した広域的な運用拡大を目的とした連系線利用ルールの見直しであり、蓄電施設の設置・運用は含んでおりません。しかしながら、蓄電施設は、他の電源と比べてコスト高等の課題もありますが、風力等の自然変動電源の導入拡大時に系統安定化を図る一つの手法だと認識しておりますので、御意見は今後の政策の検討の参考とさせていただきます。
66	送電容量の増強が進んでいる連系線では、混雑による市場分断の発生が予想されているものもあります。こうした状況において、経過措置を一律の期間とし、連系線増強により混雑が緩和される前に経過措置期間が終了した場合、電力市場が混乱する可能性が高いと考えます。連系線利用ルールの見直しは、事業環境の大激変をもたらすもので、混乱防止に配慮が必要と考えます。従って、経過措置や運用ルールの設計においては、経過措置を一律の期間とするのではなく、間接オークションが行われる電力市場における混乱の回避にも十分配慮したものとすべきであり、将来的に電力市場の混乱を生じさせない工夫が必要不可欠と考えます。	間接オークションの経過措置については、電力広域的運営推進機関の「地域間連系線の利用ルール等に関する検討会」において議論が行われており、その結果を踏まえ御指摘の点も勘案しながら適切な措置が講じられるものと考えられます。
67	売手買手ともに成行売買(売手のゼロ円入札、買手の高値入札)を許容するものと理解してよいか。	成行売買については、今後の制度設計に当たって適切に、整理してまいります。
68	エリア間値差リスクをヘッジできる仕組みについては、他の制度(ベースロード電源市場等)と整合を図りながら、利用者のニーズをよく聴取し、間接オークション導入とあわせて、具体的な制度設計を行うべきである。	御指摘のとおり、エリア間値差リスクをヘッジできる仕組みは、ベースロード電源市場を含む先渡市場の活性化にも資するよう、両制度の整合をとる必要があると考えております。よって、詳細設計にあたっては、利用者のニーズを聴取してまいります。
69	長期固定電源については、技術的な課題や規制上の制約等から出力抑制や他の電源への差し替えが困難な電源であり、確実に運転することが必要である。そのため、自由に電源の差し替えができないことから、市場間の値差がコスト負担となれば、確実に運転し続けることができなくなる虞があるため、その措置について引き続き広域機関での検討結果を踏まえ結論を得るべきである。	長期固定電源については、「長期固定電源(原子力、揚水式を除く水力、地熱)は技術的課題や規制上の制約等から、出力抑制や他の電源への差し替えが困難な可能性があり、長期固定電源が確実に発電し続けることができる措置については、広域機関での検討結果も踏まえて結論を得るものとする。」としており、引き続き検討を進めてまいります。また、いただいた御意見は今後の政策の検討の参考とさせていただきます。
70	先着優先から間接オークションへの移行は、既存連系線の効率的な利用を促すメリットが期待できるため歓迎したい。また、制度改定により効率性が損なわれないよう経過措置は最小限にとどめるべき。	経過措置は、電源投資に配慮する観点等も踏まえて設定する必要があると考えております。いただいた御意見は今後の詳細設計の検討の参考とさせていただきます。
71	長期固定電源に対する特例措置について、「技術的課題や規制上の制約」について、国民が理解できるよう詳細な説明を示し、認定契約制度による連系線の利用状況について具体的な発電所名、連系線の利用状況、送電見直し等について情報公開が必須である。	御指摘の「認定契約制度」は、現在の先着優先ルールに基づく制度のため、連系線利用ルール見直し後の検討事項である長期固定電源の「技術的課題や規制上の制約」とは関係ございません。長期固定電源の「技術的課題や規制上の制約」については、今後、適切な場で分かりやすい説明に努めてまいります。なお、現行の「認定契約」に係る情報のうち、認定契約の認定件数や連系線別の認定最大電力については、広域機関のウェブサイト上で公表されておりますが、個社別の情報については各社の経営に関する情報にあたるため非公表となっております。
72	送配電事業者が「新たな連系線利用ルール」を適正に運用することができるよう、送配電部門の中立性を更に高め、法的分離、所有権分離まで進めてください。	送配電事業の中立性確保のため、2020年4月までに、旧一般電気事業者の送配電部門について、法的分離を行うこととしております。所有権分離については、2013年2月に取りまとめた電力システム改革専門委員会報告書において、法的分離では改革の効果が不十分な場合の将来的な検討課題とされており、今回の電力システム改革においては、法的分離の方式により、送配電部門の中立性確保をしっかりと進めてまいります。

73	東北東京間連系線の増強が必要とされているように、再生可能エネルギーを含むエリアを超えた送電を実現するための設備は、特定の事業者の負担を求めただけでなく、政策として投資判断をしてください。	地域連系線の増強に係る環境整備に際し、いただいた御意見は今後の制度設計の参考とさせていただきます。
1.3 容量メカニズムの導入について		
74	「容量市場」は高コストで市場競争に負ける可能性のある天然ガス、石油火力などに、発電量ではなく設備容量でお金を払うという仕組みである。	容量市場は、中長期的に必要な供給力を予め確保しておく仕組みであることから、供給力として認められるものであれば電源の種類を問わず容量に対する対価を支払うことが適切であると考えております。しかしながら、確保された供給力に対する支払いは、費用対効果を最大化する観点から、今後の制度設計を行ってまいります。
75	「容量市場」で発生する追加コスト(kWに対する代金支払い)は送配電費用に上乘せられ、全新電力を通じて全消費者負担になる。新市場の創設は、いたずらに小売電力の価格を上昇させているだけではないか。	容量市場は、発電投資に係る投資回収の予見性を高めるための措置であり、中長期的に必要な供給力を確保する上で必要なコストは変わらない、若しくはリスクプレミアム等の金利分が減少することから、中長期的に見た消費者の負担はむしろ抑えられ、小売価格もより安定化すると考えております。
76	温暖化防止、及び環境負荷低減の観点から、石炭火力への投資を抑制する記述を付け加えるべきである。	石炭に関する環境面での課題については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下、「省エネ法」という。)により発電事業者が発電効率の向上を、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(以下、「高度化法」という。)により小売電気事業者に対して調達電力の低炭素化を求めることに対応をすることとしております。
77	p.10「ネガワット事業者等にもこれまで以上に適切な規律を求めていく必要がある」及び、p.11「発電側の変動に係る調整コストは、その全てを容量市場で対処する特性のものではないという前提の下、その原因が特定できる場合は、関連する制度での対応等を含め、発電側に適正な負担を求めていく必要がある」を削除するべきである。	ネガワットについては、容量市場において容量として認められるため、供給力を担う電源と同様に、供給信頼度に応じた適切な規律を求めていく必要があると考えております。また、系統安定化コストの適正な負担の在り方については、再生可能エネルギーの増加に伴って電気の安定供給を図るためのコストが増加する可能性があるため、発電に係る変動を調整するためのコストの原因が特定できる場合には、供給側に適正な負担を求めていく必要があると考えております。
78	容量メカニズムにつき、既設石炭火力等において環境価値が低く老朽化したアセットを保有することに対してはインセンティブが低くなるよう、排出係数等にリンクさせたメリットを設定すべきではないか。	本中間とりまとめ2.4.(3)留意事項において「電源の特性を踏まえた調整係数等の設定に際しては、極力恣意性を排除し、公正・公平な競争環境を志向するもの、ネガワットのような新しい技術が過度に阻害されないよう、一定の柔軟性を確保する。」と記載しております。他方で、御指摘の石炭に関する環境面での課題については、省エネ法により発電事業者が発電効率の向上を、高度化法により小売電気事業者に対して調達電力の低炭素化を求めることに対応をすることとしております。
79	電源種を問わない容量市場の創設は、固定費比率が大きい発電源の設置を誘引することにつながります。それは、石炭火力と原子力発電の拡大をまねく経済的環境をもたらします。容量市場の創設は、温暖化防止、原子力災害防止の方針に逆行しています。	電源の特性を踏まえた調整係数等の設定に際しては、極力恣意性を排除し、公正・公平な競争環境を志向するもの、新しい技術が過度に阻害されないよう、一定の柔軟性が確保されるよう、今後の詳細設計において配慮してまいります。
80	容量メカニズムについては、その手法は様々で、よりベターな方法を慎重に選択すべきだ。容量市場は、ドイツが1年以上をかけて検討した結果、規制の失敗が起きる可能性が高いとして、採用されなかった手法だ。急いで導入しなければならぬ状況にない中で、短時間の検討で容量市場が採用されようとしていることは疑問だ。	ドイツは容量市場に代わって戦略的予備力を導入しておりますが、これは同国の事情に照らし、最も適切な制度であったためであると理解しております。他方、我が国が達成したい電源投資の予見性確保による中長期的な供給力の確保という目的に対しては、容量市場による対応が最適であると考えております。
81	再生可能エネルギーがさらに普及していく中で、発電設備容量は増加を続けるはずだ。そうしたなかで、本当に容量市場の創設が必要なのかについて実証的な検討はほとんどなされていません。容量を確保する必要が生じるとしても、それは再エネ発電の変動に対応する容量であって、「ベース」電源の容量ではないはずだ。	電源の特性を踏まえた調整係数等の設定に際しては、極力恣意性を排除し、公正・公平な競争環境を志向するもの、新しい技術が過度に阻害されないよう、一定の柔軟性が確保されるよう、今後の詳細設計において配慮してまいります。
82	先行して導入が進む欧米では「社会主義的」であり、規制の失敗が起りやすい制度であることが再三指摘されている。電力システムに関するオープンで科学的な議論が不足している日本では、容量市場で調達が必要な発電容量の決め方が恣意的となり、外部の第三者によるチェックも行えず、規制の失敗が発生するリスクが非常に大きいと考える。容量市場で必要以上の発電容量を確保することは電力システム全体のコスト高につながり、「低コストでのエネルギー供給」というエネルギー政策の基本的な考え方に反する。	容量市場で必要となる容量の決め方は今後の詳細設計の中で決定することを考えており、御指摘のような事態とならないよう、留意して検討してまいります。
83	かなり以前に建設され、償却が十分に進んだ電源や総括原価で回収済みの電源については、支払いの対象としない、もしくは維持費のみ対象とするなど、社会全体での費用対効果を最適化させるための支払いの在り方についても、十分に検討して頂きたい。	御指摘の点は、本中間とりまとめ2.4.(3)留意事項において「既存電源、特に償却が進んだ電源に短期的に過剰なレントが発生する可能性があることに留意し、当面は新設等と既設で市場を分ける等の対応も含めて、今後検討する必要がある。」としており、今後の制度設計に当たって留意してまいります。

84	供給力の確保をコストミニマムで行うため、既設と新設については調達を切り分けたり、条件別(地域別、季節別等)の募集を行うなどの工夫を行っていただきたい。	御指摘の点は、本中間とりまとめ2.4.(3)留意事項において「既存電源、特に償却が進んだ電源に短期的に過剰なレントが発生する可能性があることに留意し、当面は新設等と既設で市場を分ける等の対応も含めて、今後検討する必要がある。」としております。また本中間とりまとめ2.4.(3)留意事項において「容量確保期間や契約期間は、電源開発のリードタイムの比較的短い再生可能エネルギー等も含めてkW価値を適切に評価する等の観点から、今後の電源開発の動向等を踏まえて決定するとともに、時間の経過による変化を調整する機能等を設け、一定の柔軟性を確保する。」としており、今後の制度設計に当たって留意してまいります。
85	FITによる自然変動電源の大量導入が、火力調整電源化の最も大きな原因となっていることから、原因者負担の原則に鑑みて応分の負担を求めることにより、電気料金負担を極力抑止していただきたい。	御指摘の点は、本中間とりまとめ2.4.(3)留意事項において「発電側の変動に係る調整コストは、その全てを容量市場で対処する特性のものではないという前提の下、その原因が特定できる場合は、関連する制度での対応等を含め、発電側に適正な負担を求めていく必要がある。」としており、今後の制度設計に当たって留意してまいります。
86	各事業者から支払われたお金がどのように効率的に利用されるかを明確に確認可能な仕組み作りにおいても、引き続き有識者の方々及び関係当事者と十分にご検討頂きたいです。	いただいた御意見は、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。
87	FITを早々に終わらせようとするかのような施策をしておいて再エネ電気が将来不足するような物言いは言語道断。また、今後リプレースが行われない電源は原発である可能性が一番高い。	今回想定している事態は、再生可能エネルギーを更に導入した際の需給調整手段として、必要な調整電源を確保できない問題等が生じるような事態であり、再生可能エネルギーが将来不足するようなことを想定しているわけではございません。
88	容量市場の確保義務容量を段階的に拡大するなど激変緩和措置を考慮いただきたい。	御指摘の点は、本中間とりまとめ2.4.(3)留意事項において「小売電気事業者が確保すべき容量等を決定するにあたっては、特に新規参入者にとって、短期的に過度な負担とならないよう留意する。」としており、御意見は今後の詳細設計の検討の参考とさせていただきます。
89	通常の容量市場の対象電源としては新設電源に限って頂くことを要望いたします。	容量市場は、中長期的に必要な供給力を予め確保しておく仕組みであることから、確実な供給力として認められるものであれば電源の新設・既設を問わず支払いが行われることが適切であると考えております。
90	公平性・公正性が確保されていれば良いのであるが、そのためには電力関係情報の取得に力を入れ、またその様な情報の公性を高める必要があると考える。その上で、適切な是正を行うために制度見直しは頻繁に行っていただきたい。	電力関係情報の取得等、いただいた御意見は今後の政策の検討の参考にさせていただきます。なお、容量メカニズムにおける価格については、本中間とりまとめ2.4.(3)留意事項において「容量市場における価格は、卸電力市場の厚みや需給状況を織り込み、最も適切な指標として形成されるように留意し、導入後も、状況変化に対応すべく、適切なタイミングで見直すことを可能とする。」としており、今後の制度設計に当たって留意してまいります。
91	将来は容量メカニズムに頼らず、電力の質(電圧周波数変動率、供給時間、安定供給度)に非化石電源としての価値を加えた市場設計をするべきである。	御指摘の点については、容量市場のみならず、非化石価値取引市場、リアルタイム市場といった市場の詳細設計において、可能な限り適切に評価する必要があると考えており、今後の制度設計に当たって留意してまいります。
92	今後、集中型を軸に詳細な検討を進めるに当たっては、以下について検討をお願いしたい。 ① 既設電源と新設電源との市場分割、既設電源による容量確保の上限設定、等の新設電源が一定数約定できる仕組み ② 旧一般電気事業者のグロスビッド、ベースロード電源市場に抛出した電源の容量市場で固定費二重取りの排除等、の支配的事業者の市場支配力抑制策	御指摘の点のうち、①は、本中間とりまとめ2.4.(3)留意事項において「既存電源、特に償却が進んだ電源に短期的に過剰なレントが発生する可能性があることに留意し、当面は新設等と既設で市場を分ける等の対応も含めて、今後検討する必要がある。」としており、②については、「容量確保に際して、事業者の創意工夫の余地を残しつつも、支配的な事業者の市場支配力を軽減するための措置を適切に講じる等することで、小売電気事業者間の競争環境に留意をする。」としており、今後の制度設計に当たって参考にさせていただきます。
93	調整力公募や電源入札制度、固定価格買取制度など、供給力確保等の目的で固定費を負担している既存制度や、ベースロード電源市場との整合を図るべきである。	御指摘の点は、本中間とりまとめ2.4.(3)留意事項において「調整力公募(リアルタイム市場)や電源入札制度、固定価格買取制度等との整合性を確保し、費用対効果を最大化し、事業者の選択肢を過度に制限しないようにしつつ、各制度において市場原理を適切に機能させる。」としており、今後の制度設計に当たって留意してまいります。
94	集中型の容量市場を基本に詳細な制度設計を行う際、相対取引などで必要な供給力を確保した事業者に対しても、市場管理者等が調達した容量のコストを負担させる制度とならないようにすべきである。	相対取引などの扱いは今後の制度設計で決定することとしており、いただいた御意見は今後の制度設計の参考とさせていただきます。

95	地震等、大規模災害に備えるため、容量メカニズムの活用も含め、最も費用対効果の高い手法の導入に向けて検討を行うべきである。	御指摘の点は、本中間とりまとめ2. 4. (3) 留意事項において「我が国固有の稀頻度リスクである大規模災害への対応も制度的に行う場合、費用対効果最大化の観点から、通常の容量市場とは別の商品・手段とすることも含めて検討する。」としており、今後の制度設計に当たって留意してまいります。
96	稀頻度リスク(大規模災害や地政学的リスク)に対しては、単純にkWだけを考慮すればよいというものではないと考えます。3・11の直後、石油火力の発電所が電源不足を補いましたが、これは石油には十分な備蓄があり、かつこの製油所・基地からも、燃料を発電所に出荷できるという利点があったためです。これらの事実を踏まえ、電源種の特性やサプライチェーンなど多面的な評価を取り入れる必要があるのではないのでしょうか。	御指摘の点は、本中間とりまとめ2. 4. (3) 留意事項において「我が国固有の稀頻度リスクである大規模災害への対応も制度的に行う場合、費用対効果最大化の観点から、通常の容量市場とは別の商品・手段とすることも含めて検討する。」としており、今後の制度設計に当たって留意してまいります。
97	容量市場の2つの類型である集中型と分散型について、「現時点で分散型の可能性を完全に排除するものではないが、今後は集中型を軸に詳細な検討を進めることが適切であると判断した」とされている。今後の詳細設計にあたっては集中型、分散型それぞれの長所を踏まえつつ、実態に即した検討を進めるべきである。	御指摘のとおり、実態に即した検討を今後進めていくことが必要であると考えておりますが、集中型には①容量確保に係る高い実効性や、②支配的な事業者への対応の容易さのような利点があると考えております。
98	既設電源と新設電源の扱いについては、競争を歪めないことを前提に慎重に検討すべきである。	本中間とりまとめ2. 4. (3) 留意事項において「既存電源、特に償却が進んだ電源に短期的に過剰なレントが発生する可能性があることに留意し、当面は新設等と既設で市場を分ける等の対応も含めて、今後検討する必要がある。」とあり、いただいた御意見も含め、今後の制度設計に当たって留意してまいります。
99	供給信頼度、供給計画の考え方や整合的とする必要がある。容量メカニズムの実効性確保のあり方も関係するが、電源種別毎に一律係数をかけるというよりも、電源脱落リスク分を供給力から控除せず、発電事業者が適切な維持・補修を図ってトラブルを防止するようなインセンティブを与えることも検討すべきではないか。具体的には、実需給断面でkW価値相当の発電が出来なかった事業者に対し、事後的にペナルティを課すようなやり方もあるのではないか。	本中間とりまとめ2. 4. (3) 留意事項において「容量市場に一定の実効性を確保するための仕組み(ペナルティー等)を導入するにあたっては、需給状況や電源等の特性、小規模事業者にも留意しつつ、その要件を設定する。」としており、いただいた御意見を含め、今後制度設計に当たって留意してまいります。
100	電源の投資採算性悪化や供給力不足が顕在化する前に、タイムリーに導入することが重要と考えており、中間とりまとめに記載のあったスケジュール(2020年度入札開始、2021年度からの容量契約発効)を実現するべきである。	いただいた御意見は、今後詳細検討するにあたっての参考とさせていただきます。
101	日本では「容量メカニズム」は必要ない。	小売全面自由化に伴い、発電投資は、原則市場取引を通じて、または市場価格を指標として投資回収される仕組みに移行していくと考えられます。加えて、再生可能エネルギーの導入拡大が進むことで、電源の稼働率や市場価格の低下が見込まれます。こうした状況変化により、電源投資が適切なタイミングで行われない場合、中長期的に必要な供給力・調整力が確保されない等の問題が生じることが懸念されます。このため、我が国においても、単に卸電力市場等に供給力の調整機能を委ねるのではなく、一定の投資回収の予見性を確保する観点から、容量メカニズムは必要であり、同制度をもって電源の新陳代謝が市場原理を通じて適切に行われることを通じて、より効率的に中長期的に必要な供給力・調整力を確保できるようにする必要があると考えております。
102	日本は過剰設備を抱えており、むしろそれを、自然エネルギーへと転換していく必要がある。既存設備を含めて、化石燃料への補助を用意する容量メカニズムは、単なる補助金のばらまきになる可能性が高い。	容量市場は、中長期的に必要な供給力をより効率的に確保するための制度であり、特定電源を経済合理性に反して優遇するものではなく、御指摘はあたらないと考えております。
103	小売業者に容量確保を義務づける制度には反対である。	容量メカニズムは、単に卸電力市場(kWh価値の取引)等に供給力の調整機能を委ねるのではなく、一定の投資回収の予見性を確保する施策です。新規参入を過度に抑制しないよう留意しつつも、小売電気事業者が中長期的に必要な供給力をより早い段階から確保することを求めていくことが必要と考えております。なお、現行の電気事業法(第2条第12項)においても、小売電気事業者は供給能力確保の義務を課されています。
1. 4 非化石価値取引市場の創設について		
104	原子力発電所がもつ環境負荷を無視していることは問題である。原子力発電所はCO2を比較的排出しない電源ではあるが、それ以外に日々の運転において有害な高レベル放射性廃棄物や低レベル放射性廃棄物を放出している。事故時には、大量の放射性物質を放出し、周辺環境に甚大な影響を与える。このような環境負荷やそれがもたらす被害は電力価格に転嫁して、非化石価値のみを取り出し収益対象にすることは大きな問題である。原子力の非化石価値を認めるべきではない。	高度化法では、我が国においてエネルギー供給源の相当部分を化石燃料が占めている状況にかんがみ、非化石エネルギー源の利用を促進することを目的としています。小売電気事業者は高度化法に基づき、自らの調達する非化石電源の比率(以下「非化石電源比率」という。)を2030年度に44%以上とすることが求められており、本市場は、小売電気事業者の非化石電源調達目標の達成を後押しすることを目的に創設することとしています。この高度化法において、非化石電源とは電気のエネルギー源として利用することができるもののうち、化石燃料以外のものと定義し、再生可能エネルギーと原子力については差異を設けていません。したがって、原子力由来の非化石価値についても証書の対象と考えております。

105	証書メニューにおいて、「再エネ指定」と「指定無し」の区分ではなく、「再エネ」「原子力」等、具体的な電源種を明記すべきである。	再生可能エネルギー由来と原子力由来の非化石価値について区分すべきという点については、審議会においても、消費者が再生可能エネルギーの価値を選択できることが重要との御指摘を踏まえ、再生可能エネルギー由来のものを別メニューとする方向としています。 なお、御指摘の具体的な電源種を明記すべきという点については、需要家や事業者のニーズ等を踏まえ引き続き検討を進めてまいります。
106	証書メニューにおいて、「再エネ指定」と「指定無し」の区分ではなく、「再エネ」「原子力」等、具体的な電源種を明記すべきである。 また、現行案と欧州で実施されているGoO (Guarantee of Origin)制度との違い、また異なる制度を導入する目的を説明してほしい。	再生可能エネルギー由来と原子力由来の非化石価値について区分すべきという点については、審議会においても、消費者が再生可能エネルギーの価値を選択できることが重要との御指摘を踏まえ、再生可能エネルギー由来のものを別メニューとする方向としています。 なお、御指摘の具体的な電源種を明記すべきという点については、需要家や事業者のニーズ等を踏まえ引き続き検討を進めてまいります。 また、欧州で実施されているGoO(発電源証明)については、消費者の知る権利と選択する権利を保護する観点から、再生可能エネルギーの電源種、発電期間や発電場所を国や民間が証明する制度と承知しており、他方、本市場については、一義的には小売電気事業者の高度化法における非化石電源調達目標の達成を後押しする手段として措置されるものであり、その目的が異なるものと認識しております。
107	非化石燃料市場の創設に反対します。理由は2つあります。 1 原発電力と再エネ電力を同列に扱うべきではありません。両者を非化石市場において同じ扱いとすることは、大多数の国民の意志・感覚に反しています。国民は両者の峻別を求めていることを前提とした制度設計をおこなうべきです。 2 再エネ電力の環境価値の証書化は慎重であるべきです。証書化によって、発電と消費との間の関係性は完全に分断されてしまいます。再エネ電源の価値はCO2削減にとどまらず、幾多の社会的・経済的な価値を有しています。これには地域性が伴っており、それが今後再エネ電源を拡大していく原動力になるはずで、証書化はこうした方向とは逆行した方針であり、長期的に再エネ電源の拡大にブレーキをかける要因になると懸念されます。	1つ目の御指摘ですが、再生可能エネルギーと原子力を同列に扱うべきではないという御意見については、審議会においても、消費者が再生可能エネルギーの価値を選択できることが重要との御指摘があったことも踏まえ、再生可能エネルギー由来のものを別メニューとする方向としています。 2つ目の御指摘については、卸電力取引所で取引される電気について、非化石電源の価値が埋没してしまうという課題に対応するためには、証書化は必要な措置であると考えております。
108	小売事業者に対して本市場を用いた高度化法の義務履行を課すのであれば、中間取りまとめに記載の通り、小売事業者間における非化石価値へのアクセス環境に差があるという現状を踏まえ、高度化法目標設定以前からの旧一電の非化石電源保有分により小売競争環境の歪みを助長することの無いよう、今後公開の場において十分な議論をお願いしたい。	御指摘の点については、一部の事業者が自社で多くの非化石電源を保有していることで、事業者間の非化石価値へのアクセス環境に差が生じ、小売競争に与える影響等に留意し引き続き検討を進めてまいります。
109	「非化石価値取引市場」は、電気そのものとは別に、「非化石価値」部分を証書のような形で市場取引するもので、ベースとなる電力単価への上乗せ料金である。その良し悪しは別にしても、新市場の創設は、いたずらに小売電力の価格を上昇させているだけではないか。そのような新市場が電力システム改革に寄与するとは考えられない。	本市場は、一義的には小売電気事業者の高度化法における非化石電源調達目標の達成を後押しする手段として措置されるものですが、市場を創設するか否かにかかわらず、高度化法の目標の定め方いかんで市場価格に影響が生じ、事業者の予見性に相当の影響を及ぼす可能性があることと認識しています。 今後、3E+Sとの整合性を図りながら、非化石電源の導入状況等を踏まえつつ、適切かつ慎重に検討を進めてまいります。
110	「非化石価値取引市場」は、これまですでに存在し、15年以上の取引実績を持つ「グリーン電力証書市場」に酷似しており、また別に同様の市場を作るといふことであれば、日本のCO2排出クレジット市場にさらなる混乱をもたらすだろう。それだけでなく、J-クレジット、グリーン電力証書、さらに海外クレジットが入り混じり、制度的整合性を持つ整理がされていない現状で、これらは機能しないであろう。	本市場は、一義的には小売電気事業者の高度化法における非化石電源調達目標の達成を後押しする手段として措置されるものと考えており、既存の制度とその目的が異なるものと認識しております。
111	電力需給とは関係のない非化石証書の価格変動を回避する観点から、非化石証書の投機的な取引は完全に排除されるべきである。非化石証書の取引は、小売電気事業者の高度化法目標の達成、或いは非化石電源を志向する需要家への適切な供給など、あくまでも実需に基づくべきである。非化石証書の流動性を確保することにより、実需以外の要素が入り込む余地が生じる可能性があることから、小売事業者間での転売については反対する。	本市場は、一義的には小売電気事業者の高度化法における非化石電源調達目標の達成を後押しする手段として措置されるものと考えております。 非化石証書については、電気事業者間でのみ取引可能なことや、非化石電源比率を算出する対象年度に認証されたもののみ有効となり、繰越し等が出来ないことから、現時点で投機的な取引が増加するとは考えておりません。 なお、非化石証書の流動性の観点から、小売電気事業者間での証書の転売は認めることとしていますが、市場の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行ってまいります。
112	仮に非化石価値取引市場を創設する場合、再エネは中長期的に、FIT制度に頼らず、市場で取引される非化石価値の収入と実電気の売電収入で投資を回収することを検討すべきである。	いただいた御意見は、今後の政策検討の参考とさせていただきます。
113	「非化石電源市場」については、FIT再エネの環境価値評価の見直しが決先である。本市場については、すでに存在している再生可能エネルギーの「環境価値市場」との関係はどのようになるのか。前者は原発を含めているから、当然、似て異なるものとなるが、脱原発から再エネを志向する多くの市民にとっては、真逆な価値を持つ再エネを一緒にした市場が、その価値を発揮できるとは到底思えない。エネルギー環境価値を評価、市場化するためには、まずは、FIT再エネの環境価値を認めず、全電源平均に収めている電源ごとのCO2排出係数算出の考え方をただすべきである。	本市場は、一義的には小売電気事業者の高度化法における非化石電源調達目標の達成を後押しする手段として措置されるものと考えております。 この高度化法において非化石電源とは電気のエネルギー源として利用することができるもののうち、化石燃料以外のものと定義し、再生可能エネルギーと原子力については差異を設けていませんが、消費者が再生可能エネルギーの価値を選択できることが重要との御指摘もあることから、再生可能エネルギー由来のものを別メニューとする方向としております。 御指摘のFIT再生可能エネルギーの環境価値評価の見直し(CO2排出係数の考え方)については、「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会(経済産業省・環境省共管)」において別途議論がなされるものと認識しています。
114	「非化石証書」の発行は必要ない。電力を売る会社と買う会社が、すべての取引量を、発電種別ごとに毎月インターネットで公表すれば、非化石比率もわかるし、原発の電気を売らない電力会社を選ぶときの資料となる。現在、発電種別の公表は、「望ましい」というレベルであって義務ではないので、取引を透明化して小口利用者にも情報公開をしていただきたい。	本市場は、一義的には小売電気事業者の高度化法における非化石電源調達目標の達成を後押しする手段として措置されるものと考えております。 御指摘の点については、「電力の小売営業に関する指針」において電源構成の開示を「望ましい行為」として位置づけていることに対する御意見であると思料され、今後、必要に応じて、「制度設計専門会合(電力・ガス取引監視等委員会)」において検討をすることとしています。

115	化石電源と非化石電源の対比を行いやすくするためにも、さほど反対ではないのであるが、非化石電源の安定性が確保されるまでは化石電源についても過度に不利にならないようにしていただきたいと思う。	いただいた御意見は、今後の政策検討の参考とさせていただきます。
116	別に、FIT電源の非化石価値が埋没したとしても、それはそれで状況が進行しただけであって悪い事ではないと思われるのであるが、いかがか。また、そうであるので、市場取引対象とする事を急ぐのは必要無いと思われるのであるが。経済的に見れば「非化石価値」かもしれないが、売り逃げの様な行為にもつながるので、早期導入は本当に日本社会に必要なかどうかを考えて、どうしても必要な場合において導入を行われたい。	2017年4月以降に特定契約を締結するFIT電気に関しては、一般送配電事業者等へ買取義務があり、原則として卸電力取引所を通じて小売電気事業者に引き渡すことが義務付けられます。しかし、現状は卸電力取引所を経由した電気は非化石電源と化石電源の特定がなされないため、非化石電源のもつ価値が埋没し、非化石電源比率を高める手段として活用されておりません。ついでに、小売電気事業者が非化石電源にアクセス可能な環境整備を早期に導入する必要があると考えており、本市場を措置するものです。
117	高度化法告示にある中間評価の基準については、非化石電源の稼働状況等も踏まえ上で適切かつ慎重に設定されるとともに、事業者の予見性が確保される一定程度の猶予ある中間目標年の設定や当該市場調達以外の代替手段についても検討いただきたい。	本市場は、一義的には小売電気事業者の高度化法における非化石電源調達目標の達成を後押しする手段として措置されるものですが、高度化法の目標の定め方によっても市場の価格に影響が生じ、事業者の予見性に相当の影響を及ぼす可能性があると認識しています。したがって、中間評価の在り方等については3E+Sとの整合性を図りながら、今後の非化石電源の導入状況等を踏まえつつ、適切かつ慎重に検討を進めてまいります。
118	市場で取引される証書の量が限られ、一方、高度化法の目標が変更されない場合には、達成期限である2030年度に近づくにつれ、証書価格が急騰するおそれがある。こうした事態を避けるべきである。	本市場は、一義的には小売電気事業者の高度化法における非化石電源調達目標の達成を後押しする手段として措置されるものですが、高度化法の目標の定め方によっても市場の価格に影響が生じ、事業者の予見性に相当の影響を及ぼす可能性があると認識しています。したがって、高度化法の目標の在り方等については3E+Sとの整合性を図りながら、今後の非化石電源の導入状況等を踏まえつつ、適切かつ慎重に検討を進めてまいります。
119	原子力、水力など優先給電の対象となる電源は、優先給電のメリットを受ける見返りとして、非化石価値は一般送配電事業者に帰属されるべきである。原子力、水力などの多くは旧一般電気事業者が保有しているが、新電力との間の公平な競争を確保する意味も含め、非化石価値は送配電事業者帰属とすることが必要。	原子力、水力などの非FIT電源の非化石価値等は原則として、その電源を保有している発電事業者に帰属するものと考えられます。他方で、一部の事業者が自社で多くの非化石電源を保有していることで、事業者間の非化石価値へのアクセス環境に差が生じ、小売競争に与える影響等を考慮する必要があることから、御意見等を踏まえその在り方については引き続き検討を進めてまいります。
120	FIT電源の証書取引を先行開始することは是とするが、非FIT非化石電源の取引のためには様々なシステム対応等も必要であり、実務を担う現場に過度な負担が生じないよう制度設計上の配慮がなされるとともに、十分な準備期間が設定されるべきである。	全ての非化石電源を一律に証書発行の対象とする取扱いについては、取引のための環境整備(非化石電電であることの認証手段の設置、売り手となる発電事業者のシステム対応等)に一定の時間が必要となると考えております。御指摘の実務を担う現場に過度な負担が生じないような配慮等についても、引き続き検討を進めてまいります。
121	非化石価値取引市場の非FIT電源の取引に関して、検討の過程において非FIT電源を持つ発電事業者から広く意見を聴取すること。	全ての非化石電源を一律に証書発行の対象とする取扱いについては、取引のための環境整備(非化石電源であることの認証手段の設置、売り手となる発電事業者のシステム対応等)に一定の時間が必要となると考えております。御指摘の非FIT電源を持つ発電事業者からの意見聴取等についても、検討してまいります。
122	現在、発電事業者と小売事業者との間で既に相対契約しているFIT電源については、電源特性の小売メニューで利用している事業者もあることから、当面相対契約を継続できる緩和措置期間を設けていただきたい(例えばFITの激変緩和措置期間である5年間)。	FIT電源については、これまでその環境価値は賦課金を負担している全国民に帰属するものと整理されており、本市場が創設された後は、非化石証書を取得した小売電気事業者から電気を購入する需要家にその価値が帰属するものと考えております。上記のことから、既に相対契約を締結しているFIT電源に係る環境価値については、もともとその電気を購入した小売電気事業者には帰属しない整理とされていることから、本市場創設に伴う状況の変化等はないものと認識しています。他方で、電源構成表示は本市場の創設によって影響を受けないため、FIT電源の割合が一定以上であることを特徴とする小売メニュー(例:FIT電気メニュー等)を販売している事業者においては、引き続き、当該メニューの提供自体は可能であると考えております。
123	市場整備WGの席ではマルチプライスオークション、シングルプライスオークションのいずれでも総約定額は不変であると松村教授の指摘があった。当社としても価格転嫁をする際、マルチプライスよりはシングルプライスの方が顧客への説明が容易になると感じている。両方式の得失を精査いただきたい。	御指摘のとおり、マルチプライスオークション、シングルプライスオークションのいずれの場合でも、事業者が経済合理的に行動する場合、総約定額に差異はないと考えております。この点、市場開設当初はFIT電源由来の証書が対象となり、その売り手は費用負担調整機関となることから、費用負担調整機関が売り価格を決定することは適当ではないことも考慮し、マルチプライスオークションを採用することとしました。なお、オークションでの価格決定方式については、市場の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行ってまいります。
124	規制的な措置の導入は本来の目的に照らして慎重に検討すべきであり、まずは、事業者の裁量を確保し、事業者の自主性を柔軟に発揮することで、我が国全体の目標達成に資する仕組みとすべきである。	「非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準」において、非化石エネルギー源の利用の目標の実施状況を判断するに当たっては、電気事業者の自主性を最大限尊重するとともに、実施状況の確認に当たっては事業者に過度な負担とならないよう配慮した上で措置することとしています。御指摘の点については、上記判断の基準の考え方を踏まえ適切に検討を進めてまいります。
125	非化石価値はどの非化石電源種由来であろうとも等価でなければならず、従って、例えば何らかの政治的理由等により、原子力の非化石価値を再生可能エネルギーのそれに劣後させるようなことはあってはならない。	高度化法において非化石電源とは電気のエネルギー源として利用することができるもののうち、化石燃料以外のものと定義し、再生可能エネルギーと原子力については差異を設けていません。他方、審議会において、消費者が再生可能エネルギーの価値を選択できることが重要との御指摘があったことを踏まえ、再生可能エネルギー由来のものを別メニューとする方向としています。

126	原子力の非化石価値の収入を電気料金引下げの原資に充当することが期待される。	いただいた御意見は、今後の政策検討の参考とさせていただきます。
127	高度化法の目標設定(中間評価を含め)の在り方次第で、電力部門に排出権取引制度を導入することとほぼ同義となる。新規参入者の事業継続の足かせとならないよう留意すべきである。	本市場は、一義的には小売電気事業者の高度化法における非化石電源調達目標の達成を後押しする手段として措置されるものですが、高度化法の目標の定め方によっては市場の価格に影響が生じ、事業者の予見性に相当の影響を及ぼす可能性があることを認識しています。 したがって、高度化法の目標設定の在り方等については3E+Sとの整合性を図りながら、今後の非化石電源の導入状況等を踏まえつつ、適切かつ慎重に検討を進めてまいります。
128	非化石価値取引市場で取引される証書に帰属する3つの価値、具体的には、非化石価値、ゼロエミ価値、環境表示価値について、既存の制度との関係などを整理すべきである。	御指摘を踏まえ、既存の制度との関係整理についても引き続き検討を進めてまいります。 なお、ゼロエミ価値、環境表示価値について、非化石証書のオフセット等、CO2排出係数の算定方法の技術的な事項は「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会(経済産業省・環境省共管)」において、表示に関する具体的な規定は「制度設計専門会合(電力・ガス取引監視等委員会)」において、その在り方等を別途検討することとしています。
129	当初の非化石証書はFIT電源由来のものであり、売り手は費用負担調整機関のみとなる。これは、全需要家に均等に帰属する環境価値(非化石価値)の売買であり、売り手である費用負担調整機関の判断に任せるのではなく、明確に「再生エネルギー由来証書」として販売すべきである。さらに、非FIT電源に関して、「再生エネルギー由来証書」とそれ以外を区別しないのであれば、非化石証書は原子力と再生エネルギー由来が混在することとなり、その価値評価が毀損される可能性があり、明確に区別して再生エネルギー由来は「再生エネルギー由来証書」として販売するように明確にすべきであり、売り手の選択に委ねるべきでない。	再生可能エネルギー由来と原子力由来の非化石価値について区分すべきという点については、審議会においても、消費者が再生可能エネルギーの価値を選択できることが重要との御指摘を踏まえ、再生可能エネルギー由来のものを別メニューとする方向としております。 なお、御指摘のとおり市場開設当初はFIT電源由来の証書を費用負担調整機関が売り手として販売することになりますが、その際、証書の銘柄としては「再生可能エネルギー由来証書」として販売されるものと認識しており、御指摘を踏まえて修正を検討いたします。
130	需要家の選択肢の拡大とするという電力システムの改革の目的を貫徹するために、非化石証書の買い手を小売電気事業者に限定すべきでなく、需要家である事業者にも認めるべきである。また、需要家である事業者に対する証書の転売も認めるべきである。	本市場は、一義的には小売電気事業者の高度化法における非化石電源調達目標の達成を後押しする手段として措置されるものと考えております。 御指摘の点については、需要家は非化石証書を取得した小売電気事業者から電気を購入することで、非化石価値やゼロエミ価値のある電気を選択・享受できるものと考えており、その点を明確化するための修正を検討いたします。 非化石証書を直接、需要家が購入可能とすべきであるという御意見については、需要家や事業者のニーズ等を踏まえ引き続き検討を進めてまいります。
131	「非化石価値が、非FIT再生エネルギー等を新設・維持するインセンティブを高めることについてもエネルギー政策上の観点等から留意する必要がある」とについて、その趣旨を明確にして欲しい。非FIT再生エネルギー等を新設・維持することが、エネルギー政策上の観点等から問題であると解釈されず、逆に、分散型の非FIT再生エネルギーは、エネルギー政策上の大原則である3E+Sを需要家レベルで実現するものであり、奨励されるべきものであると明確にすべきである。	御指摘の記載においては、非FIT再生エネルギー等のコスト回収の一手段として非化石価値がエネルギー政策上の観点等から重要であることについて言及しているものです。なお、一般論として国民負担を伴わない非FIT再生エネルギー等を新設・維持することは奨励されるものであると認識しております。
132	非化石電源、特に再生可能エネルギーの推進は、カーボン・プライスを通じて化石電源の価値(の低下)を適正に市場に反映させる(つまり、高い価格とする)ことで、行うべきであり、非化石価値取引市場の創設で対応するべきではない。	本市場は、一義的には小売電気事業者の高度化法における非化石電源調達目標の達成を後押しする手段として措置されるものであり、再生可能エネルギーの推進を主目的として措置するものではありません。
133	温対法に基づく調整後排出係数の考え方は、一般消費者や事業者が理解できるような制度へ抜本的な見直しを実施してほしい。	今回の審議会では議論の対象ではありませんでしたが、いただいた御意見は、今後の政策検討の参考とさせていただきます。
134	非化石電源市場がきちんと機能するように市場への切り出しを義務化するなどの強制力をもった措置が必要で、この内容を明記するべきだ。	御指摘の点については、審議会において小売電気事業者の非化石価値に対するアクセス環境の平準化を図る観点から、同様の問題提起がなされており、本中間とりまとめ2.5.(3)留意事項においても「市場取引の厚みを持たせ、小売電気事業者の非化石価値に対するアクセス環境の平準化を図るため、自社の内部取引も市場経由にするグロスピングのような施策」の必要性について意見があった旨を記載しています。
1.5 その他		
135	市場は1つに整理すべきものである。この「中間とりまとめ」ようにごたごたと市場を多数増設しそこに様々な規制を行うことは、はなはだしく非効率で混乱を招くものである。このようにごたごたした対策を必要とする理由は電力の地域独占の維持と原発の延命を図ることであると考えられる。電力市場は1つとし、市場に出す前に排出炭素価格、環境価値、容量価値、設備安定化価値などを内部化する措置を行うべきである。	異なる価値を同一の市場で評価し、取引した場合、それぞれの電源を持つ様々な価値が適切に評価されない可能性があり、また適切な価格指標が形成されない懸念もございます。そのため、市場の流動性に留意しつつも、それぞれの価値が適切に評価されるような市場を形成することが重要であるとと考えております。 また、電力自由化(地域独占の廃止)で先行する欧米においても、複数の市場を運営し、電気の持つ価値を適切に評価するための取組が行われているものと承知しております。
136	基本的な考え方の中に、「脱化石燃料」、「再生可能エネルギーへの転換」に向けた電源構成を目指すことをいれること。	2014年4月に閣議決定したエネルギー基本計画にあるとおり、「再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく」としてあります。他方で同計画においては、「電力供給においては、安定供給、低コスト、環境適合等をバランスよく実現できる供給構造を実現すべく、各エネルギー源の電源として特性を踏まえて活用することが重要」とも記されており、今回の一連の政策パッケージもこうした考え方に基づき、検討しております。

137	一連の政策パッケージがきちんとその趣旨に則って機能するよう、支配的事業者の利益や市場供出コスト、新規参入者の競争力及び負担増などについて十分な監視を行って頂きたい。 また、政策が実効的に機能するまでは、既存の非対称規制の維持や政策の趣旨に見合った再設計を行うことはもとより、廃炉・賠償等の一連の措置を含む政策の実施留保及び全面見直しも念頭に、適切な競争環境の実現に向けた慎重かつ厳正な対応をお願いしたい。	御指摘のとおり、今回の一連の政策パッケージが適切に機能するか十分に監視を行うとともに、競争状況やエネルギー政策の変更、その他エネルギーをめぐる諸情勢の変化等により、市場原理が適切に機能しない等の課題が顕在化した場合においても、状況の変化に応じ、制度の見直しや追加的な措置を速やかに検討するなど、柔軟に対応してまいります。
138	「コストが安い」ことを理由に、石炭火力発電の利用を促進することには絶対に反対。 地球温暖化対策に逆行することになり、国際社会の足を引っ張るものでしかない。	我が国においては、3E+S(安定供給、経済効率、環境適合、安全)のバランスが取れた電源構成が重要です。 石炭火力は他の電源と比較してCO2を多く排出するという環境面での課題があるものの、地政学的リスクが化石燃料の中で最も低く、熱量当たりの単価も化石燃料の中で最も安いことから、安定供給や経済性の観点から優れているため、一定の割合での活用を図っていくことが不可欠です。 国際的な視点では、経済性やエネルギー安全保障の観点から、アジアの途上国を中心に、石炭をエネルギー資源として選択せざるを得ない国が多く、こうした国にとっては、可能な限り高効率な石炭火力を導入することが実効的な気候変動対策となります。
139	市場設計に当たり、全体の供給責任者を明らかにして、変動する再エネ電源のバックアップ電源、変動吸収の為の調整力の費用及び連携線を含む送電線の費用を誰がどのように負担するべきなのか明確にするべきである。常時電源バックアップを縮小するならば誰がどのように供給責任を負うのか明らかにせよ。	費用の負担については、本中間とりまとめ2.4.(3)留意事項において「発電側の変動に係る調整コストは、その全てを容量市場で対処する特性のものではないという前提の下、その原因が特定できる場合は、関連する制度での対応等を含め、発電側に適正な負担を求めていく必要がある。」としており、原因が特定できる場合においては適正な費用負担を定めることに留意して制度設計を行ってまいります。 また、常時バックアップを縮小するにあたっては、小規模事業者等に配慮しつつ、ベースロード電源市場も含む、一連の卸電力市場活性化策が必要であると考えております。こうした施策の結果として、新規参入者が供給責任を果たすための電源の調達を、卸電力市場経由に移行することを促すことを目指し、今後詳細な検討を進めてまいります。
140	再生可能エネルギーの導入拡大の目途がついた後に全面自由化に踏み切るべきだと思う。	電力システム改革と再生可能エネルギー導入拡大の関係については、それぞれの施策が整合的になるよう配慮しつつ、制度設計を行っており、両立が難しいものとは考えておりません。
141	小売事業者にとって市場からの安定した電源調達は事業を成長・拡大させるために必要であり、グロスビディングのように一定程度、旧一般電気事業者から市場に電源が拠出されることはありがたいこと。既に各社、量と時期のコミットは制度設計専門会合の場でなされたが、より実効性をもたせるため、毎年提出する「供給計画」等の中で、その年の拠出量の目標値およびその進捗状況について明示することにはどうか。	いただいた御意見は今後の政策検討の参考とさせていただきます。
142	需給調整市場は、電力の安定供給を維持する上で重要な位置づけとなるため、市場の詳細制度設計に当たっては、充分に実運用面を考慮し、運用者の必要とする適切な調整力の確保が確実に行われる仕組みとすべきである。	いただいた御意見は今後の政策検討の参考とさせていただきます。
143	電力システム改革の貫徹を更に進めるために、電力取引や、非化石価値取引の市場に、需要家である一部の事業者の参加も認めるべきである。事業者と発電事業者の直接取引は、送配電事業者の効率化や、小売電気事業者の効率化、創意工夫を促すものとなる。	一般論としての卸電力取引所への需要家の直接参加は、取引所取引の厚み増大、需要家にとっての選択肢拡大に資するものと考えております。そのため、能力・信用力等について一定の条件を満たす需要家などが取引所で直接取引できるよう、必要な制度の在り方について検討をしてみたいと考えております。 また、非化石価値取引市場については、一義的には小売電気事業者の高度化法における非化石電源調達目標の達成を後押しする手段として措置されるものと考えております。非化石証書を直接、需要家が購入可能とすべきであるという御意見については、需要家や事業者のニーズ等を踏まえ引き続き検討を進めてまいります。
2. 自由化の下での財務会計面での課題について		
2.1 費用負担の在り方について(総論)		
144	福島原発事故に係る賠償、廃炉、汚染水処理、除染などの費用はすべて責任ある東京電力が支払うべきであり、「世代間の公平性」の観点から、将来世代にまで負担させてはならない。	福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、その費用を負担することが大原則です。その上で、福島復興・再生のため、国も前面に立って取り組みます。 福島原発事故の費用に関し、国民負担とご議論もありますが、政府としては、事故当事者である東京電力の経営改革による資金捻出を基本とするなど、国民負担を極力抑えつつ、福島復興・再生を一日も早く実現するとの方針で臨んでおります。
145	このような費用を「電力システム改革」の中で生まれた多くの新電力の電気料金(託送料金に上乗せ)から徴収させることになると、結局、電気代は高くなり、新電力は大電力会社と対等に競争できなくなり、新電力潰しにつながり、「電力システム改革」の目的達成ができなくなる。	事故賠償への備えの不足分を回収するにあたっては、送配電部門の合理化等により、総じて託送料金の値上げとならないようにしたいと考えております。 また、今回、ベースロード電源の市場供出などを合わせて行うことで、卸電力市場の更なる活性化や、新規参入者の競争力強化といった効果もあると考えております。

146	<p>最大の責任者である東京電力の経営者、株主、そして債権者(金融機関)が実質的に責任を取っていません。これを問わないまま「国民負担」に出来るしくみを作ってしまうは「こんな大事故を起こしても、無罪放免だ。それなら安全性はそこそこに経済性を追求しよう」と言うモラルハザードが原発業界にまん延してしまふ。それが原発再稼働、再度の原発事故につながり同じことが繰り返される恐れがある。福島第一原発を収束させるのに国民負担はやむをえないとしても、まず東京電力を法的整理をして資産を売却し、その分国民負担を軽減すべきです。</p>	<p>仮に東電を破綻させ、法的整理を行った場合、①被害者の方々への賠償や、現場で困難な事故収束作業に当たっている関係企業への支払いが十分できないおそれ、②福島第一原発の廃炉に最後まで責任をもって対応する主体が不在となるおそれ、③(全国の総販売電力量の1/3である)東電に代わる電力供給を行える体制を直ちに確保できないおそれがあり、福島の再生やエネルギーの安定供給の観点から、適当ではないと考えています。</p> <p>さらに、破綻処理により資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。</p> <p>したがって、国民負担の最小化のためにも、東電を破綻させるのではなく、東電が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えています。</p>
147	<p>炉や賠償の費用が増えるから、国民の皆さん負担してくださいというのは、例え言え、事故を起こした車の修理代を事故の被害者に出させるのと同じではないですか。しかも、額がどこまで増えていくかわからない費用負担のレールに乗せられたら、たまったものではありません。まず、経営者の全財産、株主や債権者の責任で何とかすべきです。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、その費用を負担することが大原則です。その上で、福島の復興・再生のため、国も前面に立って取り組みます。</p> <p>福島原発事故の費用に関し、政府としては、事故当事者である東京電力の経営改革による資金検出を基本とするなど、国民負担を極力抑えつつ、福島の復興・再生を一日も早く実現するとの方針で臨んでおります。</p> <p>その上で、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送制度を利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。今回の措置を講ずるに当たり、国民負担の最小化の観点から、送配電部門の合理化等により、総じて託送料金の値上げにならないようにしたいと考えております。</p>
148	<p>福島第一原発の廃炉費用や事故の賠償費、除染費などを名目は何であれ一般市民から集めることは納得できません。私は3.11よりもずっと前から、原発には反対していました。それなのに、それらの費用を払わなければならないというのは、絶対に承服できません。金が無ければ、廃炉も何も進まない、というのがあれば、これまで「原発が安い」と言ってきた人たちの国民への明確な謝罪が先です。そして、先ずその人たちから必要な資金を徴収してからにしてください。歴代の東電の社長や会長らの財産を没収して、それでも不足する資金だけを集めてください。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、その費用を負担することが大原則です。その上で、福島の復興・再生のため、国も前面に立って取り組みます。</p> <p>福島原発事故の費用に関し、政府としては、事故当事者である東京電力の経営改革による資金検出を基本とするなど、国民負担を極力抑えつつ、福島の復興・再生を一日も早く実現するとの方針で臨んでおります。</p> <p>その上で、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送制度を利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。今回の措置を講ずるに当たり、国民負担の最小化の観点から、送配電部門の合理化等により、総じて託送料金の値上げにならないようにしたいと考えております。</p>
149	<p>東京電力ができる限りのリストラをした後に電気転嫁を考えるべき。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、負担することが大原則です。その上で、福島の復興・再生のため、国も前面に立って取り組みます。</p> <p>東京電力は、これまで機構法に基づく特別事業計画にそって、コスト削減等を通じた経営合理化策を着実に進めているところです。引き続き、東電はさらなるコスト削減や再編等を通じて福島事故関連の資金を検出し、福島への責任を果たしていくことが重要だと考えています。</p>
150	<p>東日本大震災の際、生じた福島第一原子力発電所の事故に掛かる、東京電力株式会社、政府、経済産業省、原子力安全委員会の責任者を明確化しなければ、国民による負担を求めるべきではない。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任をもって対応し、負担することが大原則です。その上で、福島の復興・再生のため、国も前面に立って取り組みます。</p>
151	<p>まず東京電力、エネルギー業界、電事連などにきちんと廃炉・賠償の責任、負担をさせること、それが第一ではないでしょうか。それなくして国民の負担額の議論が先行している現状にも違和感を覚えます。どれだけ電力・エネルギー業界を甘やかすつもりなのかと政府に厳しく問いたしたいと思います。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、その費用を負担することが大原則です。その上で、福島の復興・再生のため、国も前面に立って取り組みます。</p> <p>福島原発事故の費用に関し、政府としては、事故当事者である東京電力の経営改革による資金検出を基本とするなど、国民負担を極力抑えつつ、福島の復興・再生を一日も早く実現するとの方針で臨んでおります。</p> <p>その上で、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送制度を利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。今回の措置を講ずるに当たり、国民負担の最小化の観点から、送配電部門の合理化等により、総じて託送料金の値上げにならないようにしたいと考えております。</p>
152	<p>電力システムの改革の趣旨は「発電」「送配電」「小売」を分離して自由、公平な競争を促進することであり、事故処理、賠償費用や廃炉費用を「託送料金で負担」は、将来にも禍根を残してしまいます。</p>	<p>託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることができる制度となっております。今回お示ししている賠償への備えの不足分等は、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用という考えのもと、託送料金の仕組みを利用し回収する措置を講じたいと考えております。</p>
153	<p>原発を使用しない電力会社にも負担させる(=国民負担にする)というのは「選択の自由を無くしてしまう」ことではないでしょうか。また、新電力にも廃炉費用を負担させれば、新規顧客を増やす足かせとなり、結局は旧態依然のまま新エネルギー分野の発展をも停滞させてしまふ。</p>	<p>市場参加者である小売電気事業者は、これまで同様、自らの創意工夫の下自由に電力調達先を選ぶことが可能です。また、消費者も自らが電気を購入先である小売電気事業者を自由に選択することが可能ですので、御指摘はあたらないと考えております。</p>

154	<p>福島第一原発事故の廃炉・賠償費用の一部、通常原発の廃炉費用の一部を、「託送料金」で回収することに反対いたします。まず最初に事故の当事者であり責任者でもある東京電力の経営者、株主、そして債権者が責任を取って負担を負い、それでは、まかないきれなくなつてから一般国民が負担するのが筋であり、国民が納得するような形で事故の責任者に負担してもらい、それが限界になってはじめて国民への負担をお願いする、そうでない限り到底納得はできません。</p>	<p>福島原発事故の責任については、東京電力の経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されています。</p>
155	<p>廃炉・賠償費用を含めてもなお、原発が低コストであるならば、当然事業者負担とすべきです</p>	<p>本中間とりまとめで示された御指摘の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、原発のコストの多寡によって措置の内容が影響を受けるものではないと考えています。</p>
156	<p>福島第一原発事故の損害賠償費7.9兆円、福島原発廃炉費8兆円、除染費4兆円、放射能汚染土等中間貯蔵施設費1.6兆円など合計21.5兆円、さらに来年度予算から公共事業費で賄おうとしている帰還困難区域除染費等は全額、事故を起こした責任者である東京電力が支払うべきである。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、負担することが大原則です。その上で、福島復興・再生のため、国も前面に立って取り組みます。福島原発事故の費用に関し、政府としては、事故当事者である東京電力の経営改革による資金捻出を基本とするなど、国民負担を極力抑えつつ、福島復興・再生を一日も早く実現するとの方針で臨んでいます。その上で、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送制度を利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたのですが、今回の措置を講ずるに当たり、国民負担の最小化の観点から、送配電部門の合理化等により、総じて託送料金の値上げにならないようにしたいと考えております。また、帰還困難区域については、「将来にわたって居住を制限することを原則とした区域」との政府方針を前提に、東京電力が賠償の支払を行う一方、他の区域と同様の除染は実施してきておりませんでした。今般、帰還困難区域においては、こうした従来の方針から前に踏み出して、新たに住民の居住を目指す復興拠点を整備することとしており、この整備は、復興のステージに応じた新たなまちづくりとして実施するものであるため、国の負担の下で行うこととなっております。</p>
157	<p>原発重大事故の危険を顧みず、福島第一原発の建設を許可し、その安全性にお墨付きを与え、巨額の原子力予算で東京電力をはじめ原子力事業者を支援し、原発推進策をとり続けた歴代政府の責任を明らかにし、原発推進政策を脱原発へ転換すべきである。その上で、東京電力を破産処理してもなお不足する費用については、まず、原子力発電による最大の利益享受者である原子力メーカー、電力会社など原子力事業者、鉄鋼・金属産業の大企業メーカーに法人税で供出を求め、それでも不足する分については、電気料金や託送料金からではなく、富裕層により多くの負担を求める累進課税による国民負担とすべきである。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、原子力損害賠償法に基づく責任集中原則等に基づき、東京電力が責任を持って対応し、負担することが大原則です。その上で、福島復興・再生のため、国も前面に立って取り組みます。その上で、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、税ではなく託送制度を利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたのですが、今回の措置を講ずるに当たり、国民負担の最小化の観点から、送配電部門の合理化等により、総じて託送料金の値上げにならないようにしたいと考えております。また、仮に東電を破綻させ、法的整理を行った場合、破綻処理により資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。したがって、国民負担の最小化のためにも、東電を破綻させるのではなく、東電が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えています。</p>
158	<p>(東京電力が責任を取った上でさらに不足する賠償・事故処理費用について)原子力の発電事業者が負担するのが原則であり、「託送料金」での回収は原則に反しています。発電コストとして回収すべきです。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、その費用を負担することが大原則です。その上で、福島復興・再生のため、国も前面に立って取り組みます。福島原発事故の費用に関し、政府としては、事故当事者である東京電力の経営改革による資金捻出を基本とするなど、国民負担を極力抑えつつ、福島復興・再生を一日も早く実現するとの方針で臨んでいます。その上で、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送制度を利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたのですが、今回の措置を講ずるに当たり、国民負担の最小化の観点から、送配電部門の合理化等により、総じて託送料金の値上げにならないようにしたいと考えております。</p>
159	<p>安倍首相は、第一次政権時の2006年、国会で福島原発事故と同じ事態が起きる可能性を指摘されながら、「日本の原発でそういう事態は考えられない」として、対策を拒否していた。国民に原発の安全神話を広げ、津波や地震に対する安全対策を怠ってきた。原発の発電で利益を享受し、原発事故を起こした電力会社、原子力安全委員会、保安院、原発メーカー、マスコミ、原発立地自治体等が東電福島原発事故処理費用を負担すべきである。日本国民および福島県民はは原発事故の被害者である。被害者は賠償する必要は無い。</p>	<p>原発事故について、政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省し、その教訓を踏まえていくべきことは当然のことです。原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、負担することが大原則です。その上で、福島復興・再生を一日も早く実現するため、国も前面に立って取り組みます。</p>
160	<p>福島第一原発事故の事故処理・賠償費用21.5兆円の問題と「切り離されて」、負担方法だけが論じられています。財務会計ワーキンググループでは、(1)通常炉の廃炉、(2)事故炉の廃炉、(3)原子力損害賠償 について議論を行っていました。事故処理・賠償費用の総額21.5兆円は、その根拠も明確でなく、さらに膨らむ可能性があります。中間とりまとめ本文には記載もされていません。また、中間とりまとめ本文には、本来きちんと議論すべき「市場整備」について前半大きく割かれ、事故費用の負担問題が小さく見せられています。</p>	<p>福島原発事故に係る所要資金の見直しは、現時点で、最新の情報に基づき一定の蓋然性を有するものとして示したものであり、上振れすることは想定していません。ただし、今後、それぞれの事業の進捗に伴う状況の変化や、あらかじめ予見できなかった要因により変動することもあり得るが、むしろ、廃炉技術におけるイノベーションや、除染の加速化、効率化等によって、費用の低減に取り組むことで福島復興の加速化・充実を図ることが重要な課題と考えています。</p>

161	東京電力の経費削減はまだまだ甘く不十分なのに国民にまた負担させようという考え方は納得できない。	東京電力は、これまで機構法に基づく特別事業計画にそって、コスト削減等を通じた経営合理化策を着実に実行しているところ。引き続き、東電はさらなるコスト削減や再編等を通じて福島事故関連の資金を捻出し、福島への責任を果たしていくことが重要だと考えています。
162	原発事故費用・廃炉費用を国民負担にしないでください。会社の負債を、利益を分けていない人にまで強要するのはおかしい。東京電力の利益は、東京電力の役員と社員で分配してきました。使った電気の使用料金は決められたとおりに払ってきましたが、それ以上東京電力から、利益はもらっていません。事故費用や廃炉費用は、利益を得た人たちが支払うべきです。だいたい電気を使っている間も、原発は危険だし廃炉の方法もないから使うべきではない、と市民は言ってきたのに、聞かなかったのは電気会社と政治家たちでした。負担を国とすると、なぜか国民の負担になるのなら、原発を推進してきた、電力会社と政治家に限定してください。負債をみんなで分担するのなら、その前に、今までの利益を国民に分配してからにしてください。	本中間とりまとめで示された御指摘の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、エネルギー政策上必要な措置と考えています。
163	福島原発の事故費用が青天井にふくらんで見通しがたない、このままでは東電は債務超過に陥るといふのであれば、もっと根拠のはっきりした数字を示すべきです。今回東電1F委員会に示された数字について、経産省は「評価していない」というし、東電は「試算していない」といっています。そんなだれも責任もとらない数字に基づいて、なぜ簡単に託送料金からとることだけが決まってしまうのでしょうか。まったく納得できません。	福島第一原発の廃炉は世界にも前例のない困難な事業です。現時点では、燃料デブリの取り出しの作業方針・工法が決定されておらず、そうした中、政府として、廃炉に要する資金を具体的に合理的に見積もることは非常に難しいと考えております。他方、合理的な見積もつくるのが非常に難しいものの、東電改革の内容の検討や、廃炉に係る制度整備を検討するには、一定の規模感が示されないと議論を進めることは難しいため、今般、廃炉に要する資金として、約8兆円という数字をお示しました。具体的には、有識者のヒアリング結果を下に、機構が機械的に算出した6兆円に、これまで想定していた2兆円を加算したものです。また、福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、負担することが大原則です。その上で、福島復興・再生のため、国も前面に立ち取り組みます。
164	まず国がそして電力会社が「原発は安全だ」といつてきた責任を認めるべきです。そして莫大な費用が必要になったのであれば、東電を解体、整理したうえで、必要な費用は税金として回収するべきです。	エネルギー基本計画(2014年4月)において、原発依存度を可能な限り低減させる方針となっております。また、仮に東電を破綻させ、法的整理を行った場合、①被害者の方々への賠償や、現場で困難な事故収束作業に当たっている関係企業への支払いが十分でないおそれ、②福島第一原発の廃炉に最後まで責任をもって対応する主体が不在となるおそれ、③(全国の総販売電力量の1/3である)東電に代わる電力供給を行える体制を直ちに確保できないおそれがあり、福島復興・再生やエネルギーの安定供給の観点から、適当ではないと考えています。さらに、破綻処理により資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。したがって、国民負担の最小化のためにも、東電を破綻させるのではなく、東電が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えています。
165	これまでの東電への国の除染費用支援で東電は何ら痛みを背負っておらず、理不尽である。	除染特措法に基づき現在計画されている除染・中間貯蔵施設費用は、東京電力に求償されます。その上で、将来的に、除染費用は東京電力株の売却益の上になっておりますが、そのためには、東京電力自身が、改革をしっかりと進め、企業価値を上げることが必要です。そうした観点から、東京電力は、これまででも電力システム改革を先取りした分社化や中部電力との包括的アライアンス等の取組を進めてきました。東電委員会においては、今後の更なる抜本的な体制の見直し・合理化、原子力や送配電事業をはじめとした他社との再編・統合など、従来の発想にはない非連続な経営改革の姿と具体的方向性が示されたところであります。
166	すでに国民は、貧しい生活の中から電力会社への負担を強いられてきた、これ以上の負担は搾取というべきで理不尽である。	福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、その費用を負担することが大原則です。その上で、福島復興・再生のため、国も前面に立ち取り組みます。福島原発事故の費用に関し、政府としては、事故当事者である東京電力の経営改革による資金捻出を基本とするなど、国民負担を極力抑えつつ、福島復興・再生を一日も早く実現するとの方針で臨んでおります。その上で、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送制度を利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたのですが、今回の措置を講ずるに当たり、国民負担の最小化の観点から、送配電部門の合理化等により、総じて託送料金の値上げにならないようにしたいと考えております。
167	新電力利用者も過去には大手の電力を使い原発の恩恵を受けていた(毎日新聞「1月なるほど」)事が理由の一つとしてあげられているが、今まで原発の夜間の余剰電力対策として設けられた「深夜電力」の利用者がより多く負担してしかるべきだと思います。川内原発などの一部を除き大部分の原発が現在稼働してなく、いつ稼働出来るか見込みが立っていない現状に照らし、「深夜電力制度」の見直し(値上げ)もすべきだと思います。	2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えしていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。実際に料金として消費者に負担いただく額は、他の原価と同様に、電気の使用量(kWh)に応じて決まることとなりますので、深夜電力で電気を多く使用する場合には応分の負担をしていただくこととなると考えております。

168	<p>東京電力と言う1民間企業が起こした事故に対して、その後始末をするのは東京電力であるのが当たり前である。廃炉に関しては東京電力が廃炉引当金を事故前から準備してあるべきだし、それが不足するのであれば、東京電力の経営者、株主、債権者の責任で費用負担を実施する必要がある。それにより東京電力が倒産するのであれば清算し、廃炉を引き継ぐ新たな電力会社を設立すべきである。この時点においても廃炉が出来ないのであれば、原発を国策として進めた政府が責任を取るべきである。</p> <p>確かに国民は原発の電気を使用していたが、それを販売して利益を上げていたのは東京電力であり、国民は利益をあげたわけではない。それにもかかわらず、国民に電気を利用していたとして廃炉の経費負担を求めるのでは非合理である。</p> <p>あくまでも東京電力が利益をあげる手段として原発を使用したのであって、それを採用した東京電力に全ての責任があり、それを利用者である国民に押し付けることはできない。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、その費用を負担することが大原則です。その上で、福島の復興・再生のため、国も前面に立って取り組みます。</p> <p>福島原発事故の費用に関し、政府としては、事故当事者である東京電力の経営改革による資金捻出を基本とするなど、国民負担を極力抑えつつ、福島の復興・再生を一日も早く実現するとの方針で臨んでおります。</p> <p>その上で、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送制度を利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたのですが、今回の措置を講ずるに当たり、国民負担の最小化の観点から、送配電部門の合理化等により、総じて託送料金の値上げにならないようにしたいと考えております。</p>
169	<p>賠償・事故処理費用を託送料で賄うとしている点です。電力自由化に伴って、原発による電力を嫌う人たちは再生可能エネルギーに切り替えようとしています。原発事故処理の費用をこの料金に乗せることは相変わらず原発による発電を認める行為を続けるということになります。この費用は原発による発電部分に$\pm\alpha$として電力料金に明示して徴収すべきです。</p>	<p>本中間とりまとめで示された御指摘の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものです。市場参加者である小売電気事業者は、これまで同様、自らの創意工夫の下自由に電力調達先を選ぶことが可能です。また、消費者も自らが電気を購入先である小売電気事業者を自由に選択することが可能です。</p> <p>また、今回の措置に当たり、消費者に届けられる料金明細票等において、負担額を明らかにすることなどにより、「透明性」を確保していきたいと考えております。</p>
170	<p>廃炉費用・賠償金をどこがどう負担するかは経済産業省だけで、決める問題ではない。</p> <p>国民がその過程を知ることができる国会で議論すべき問題だと思います。</p>	<p>本中間とりまとめで示された措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものです。</p> <p>なお、国会における議論の内容は、国会において判断がなされるものと承知しておりますが、今回の措置については、政府としても小売事業者や消費者に対し、丁寧に説明してまいります。</p>
171	<p>廃炉にかかる費用に関しては事故の結果であろうと通常の場合であろうと、運転開始当初から見込まれていて当然の事であり、事業者が負担すべきものであると考えます。</p> <p>仮に負担出来ないとするならば事業関係者(経営者、株主、債権者)がまず取るべき責任をとる事を前提にその後の費用捻出計画を立てるのが社会通念上当たり前の事。</p> <p>事業者が責任が問われないまま「国民負担」の方法が議論されていることは、本末転倒と考えます。</p>	<p>御指摘の通り、通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。</p> <p>一方で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。</p> <p>したがって、本中間とりまとめで示された措置は、当該費用を原子力事業者が負担すべきという原則を変更するものではなく、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。</p>
172	<p>20ページの、東京電力が責任を取った上でさらに不足する賠償・事故処理費用について、ここで、「託送料金」での回収を実施するという事は、逆に、今後原子力発電は「安い発電」とのことで利益が出た際に、その利益は託送料金の減免等で分配されるという認識でよろしいか。電力会社や航空会社でさえ燃料調整費を+の時-の時その時に合わせて実施しているのに、まさか賠償や事故の分だけ負担させておいて、安くなった時に電力会社だけがぼろぼろ利益を得る構造にするのではないでしょね。</p>	<p>福島事故関連費用は、事故当事者である東京電力の経営改革による資金捻出することが原則であり、東京電力の収益は、まずは優先的に福島の事故への対応に充てられるものと考えております。その上で、徹底した合理化により福島事故関連費用を上回る資金が捻出された場合には、料金値下げ等を通じて消費者に還元されることになると考えています。</p>
173	<p>そもそも 政府は 1959年、原発を始める前に、「原発事故」を想定した。その時、国家予算の倍以上の損害だ、と試算された。そしてそれに驚き、政府はそれを封印し原発を推進した。恐ろしいことだ。「F1事故は『想定外』」ではない。「確信犯」である。F1事故はいつ収束するのか、何の保障もない、出来ない、誰も責任取らない、これで原発推進？狂っているとか言いようがない。東電と株主が責任を取れ、と言いたい。</p>	<p>原発事故について、政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省し、その教訓を踏まえていくべきことは当然のことです。</p> <p>原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、負担することが大原則です。その上で、福島の復興・再生を一日も早く実現するため、国も前面に立って取り組みます。</p> <p>東京電力の株主の責任については、「総合特別事業計画」(2012年4月認定)以降、株主に対しては当面の間、無配を継続すること等が要請されております。</p>
174	<p>東電福島原発事故による損害額21.5兆円の根拠は薄弱であり、さらに上ぶれするものであり、「東電の総力」という言葉での国民転嫁を増やすのではなく、東電の法的整理を前提として、少しでも確実に国民負担を減らす対策を立てるべきである。</p>	<p>御指摘のように、仮に東京電力を破綻させ、法的整理を行った場合、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被害者の方々への賠償や、現場で困難な事故収束作業に当たっている関係企業への支払いが十分でないおそれ、 ②福島第一原発の廃炉に最後まで責任をもって対応する主体が不在となるおそれ、 ③全国の総販売電力量の1/3を占める東京電力に代わる電力供給を行える体制を直ちに確保できないおそれ、 <p>があり、福島の再生やエネルギーの安定供給の観点から、適当ではないと考えております。</p> <p>また、破綻処理により資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東京電力が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が、国民負担となります。また、国が出資した東京電力株式も無価値化するため、結果的に国民負担が増加します。</p> <p>したがって、国民負担の最小化のためにも、東京電力を破綻させるのではなく、同社が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えております。</p>

175	<p>賠償・廃炉費は本来、発電部門のコストである。経産省案は、その一部を送配電部門に付け替え、競争相手に押しつけるものだ。コスト面での原発支援策にほかならない。</p> <p>最大の問題は、新電力が大手の送電線網を使う時に支払う託送料に、原発固有のコストを混ぜ込もうとしている点だ。</p> <p>こうしたやり方は、電力の取引市場を健全に育てていく観点からも疑問がある。市場としての役割を果たすには、取引価格がエネルギー源ごとの発電コストを正しく反映していることが欠かせないからだ。</p>	<p>託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用に加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっております。今回お示ししている賠償への備えの不足分等は、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用という考えのもと、託送料金の仕組みを利用し回収する措置を講じたいと考えております。</p>
176	<p>事故対処費用、廃炉費用、賠償費用21.5兆円の根拠が明らかにされておらず、今の内に負担費用のみを決めようとする事自体が問題である。また近い内に21.5兆では足りないので更なる国民負担を求める事は明らかである。</p>	<p>福島原発事故に係る所要資金の見直しは、現時点で、最新の情報に基づき一定の蓋然性を有するものとして、お示したものです。具体的には、</p> <p>①廃炉については、これまで2兆円を準備してきており、その資金は、主として、燃料デブリ取り出し工程の前の対応に充てられているものです。これに、今般、燃料デブリ取り出しの執行の工程が始まるという中で、必要となる資金の規模感を示すため、機構が有識者のヒアリング結果を基に算出した金額である約6兆円が追加されたものが、約8兆円という金額です。</p> <p>②賠償については、これまで見込んでいた約5.4兆円に加え、商工業、農林水産業における営業損害や風評被害が長期化したことなどに伴って、約7.9兆円と見込んだものです。</p> <p>③除染・中間貯蔵については、これまで約3.6兆円を見込んでいたところ、労務費や資材費の上昇などにより約5.6兆円と見込んだものです。</p> <p>これらの費用について、現時点で上振れすることは想定しておりません。今後、それぞれの事業の進捗に伴う状況の変化や、あらかじめ見えていなかった要因により変動することもあり得るものの、むしろ、廃炉技術におけるイノベーションや、除染の加速化、効率化等によって、費用の低減に取り組むことで福島復興の加速化・充実を図ることが重要な課題と考えています。</p>
177	<p>東京電力福島第1原発事故の賠償や廃炉の他、今後見込まれる全ての原発の廃炉費用について、新電力にも費用負担を求めることに、強く反対・拒否します。</p> <p>そもそも、原発事故の賠償は当事者である東電が、廃炉は原発を作ったこれまで利益を得てきた電力会社やメーカーなどが、一義的に責任を取るもの。にも関わらず、これまでも福島原発事故の廃炉作業や賠償の費用は原子力賠償機構から東電への支援金によって多くが充てられており、東電が同機構に申請した援助額はすでに総額7兆4千億円以上に達していると聞きます。この機構の原資は国債と原発を保有する全国の旧大手電力会社の拠出金＝つまり、電気料金に上乗せされ結果的に全国の消費者がすでに負担しています。今回の新電力への費用負担検討案は、電力契約自由化による大手電力の収支の悪化を見越し、従来の枠組みに加えて、原発コストを新電力会社と市民に（結果的に全ての電力利用者に）さらに広く負担させようとするものです。これは、競争を促すことで料金引き下げにつなげる電力自由化の趣旨にも反し、原発を抱える大手電力の事実上の救済策であり、到底許されるものではありません。検討を改めてください。</p>	<p>御指摘のとおり、福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、その費用を負担することが大原則であり、通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。</p> <p>他方で、本中間とりまとめで示された御指摘の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、エネルギー政策上必要な措置と考えています。</p>
178	<p>事故廃炉費用や賠償費用を電力料金に上乗せするのは絶対におかしいです。事故を起こした東京電力が負担するべきです。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、負担することが大原則です。その上で、福島復興・再生のため、国も前面に立って取り組みます。福島原発事故の費用に関し、政府としては、事故当事者である東京電力の経営改革による資金捻出を基本とするなど、国民負担を極力抑えつつ、福島復興・再生を一日も早く実現するとの方針で臨んでおります。</p> <p>その上で、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送制度を利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたのですが、今回の措置を講ずるに当たり、国民負担の最小化の観点から、送配電部門の合理化等により、総じて託送料金の値上げにならないようにしたいと考えております。</p>
179	<p>会計原則に反しています。もともと、原子力損害賠償・廃炉等支援機構による東京電力への支援(交付金)や廃炉原価の減価償却費用化を認めた2013年の電気料金制度改悪が会計原則に反したものであった上に、今回は、それをさらに歪めようとしています。</p>	<p>東京電力の福島第一原発事故に関する賠償に係る会計上の扱いについては、料金制度や電気事業会計規則によって定められているものではなく、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等の関連する制度や経済実態等を踏まえた会計処理がなされているものと認識しており、企業会計の原則に反したものとは考えておりません。</p> <p>また、廃炉会計制度についても、審議会における検討の過程で会計学の専門家や企業会計の実務家等により御議論をいただき、着実な費用回収がなされるという前提の下では、妥当な会計処理であるという結論が示されており、企業会計の原則に反したものとは考えておりません。</p>
180	<p>過去の過ちを未来に上塗りしようとしている。今後、事故処理や損害賠償費用などがいくら膨れあがっても、交付国債や託送料金でそれを充当することができるため、今の構図のままでは、今後、過去の過ちが未来に向けてますます大きな歪みとなることは避けられません。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任をもって対応し、その費用を負担することが大原則です。</p> <p>賠償については、東京電力は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき、交付国債を原資とした機構を通じた資金交付により、迅速かつ適切な賠償の実施を確保しているところですが、</p> <p>廃炉については、東京電力がグループ全体での総力を挙げた合理化等で必要な資金を確保することとされております(2016年12月「福島復興基本指針」)。</p> <p>そのうえで、福島復興・再生のため、国も前面に立って取り組んでいきます。</p>
181	<p>託送料に原発の廃炉費用および事故損害の損害費用を上乗せすることは、原発を持つ電力会社の負担を軽くすることであり、結果的に原発の優遇策であり、推進策であり反対します。</p>	<p>本中間とりまとめで示された御指摘の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、原発の優遇・推進を目的とするものではありません。</p>

182	<p>「中間とりまとめ」の内容は、端的に「東電救済策」「原子力発電会社救済策」であり、その費用を原発を選択しない者を含めてすべての国民に転嫁し、しかも今後の費用膨張も容易に追加しうる仕組みを構築しようとする意図が明白である。</p> <p>政府も原子力発電各社も「原発大事故はありえない」「原発の電気は安い」として原発を推進してきた挙句に、福島原発事故という大惨事を引き起こし、また電力自由化によって競争力も維持できない実態をさらしている。その誤った政策の検証も反省もないまま、原発の保護や東電の救済のためのコスト、さらには今後の万一の事故への備えまでも国民に転嫁しようとする経産省の姿勢は到底許されない。</p> <p>福島事故の賠償、被害者の救済、事故炉の処理の莫大な費用を東電が賄えないことは明らかであり、最終的には何らかの形で国民負担が生じることは苦渋をもって受け入れざるを得ないとしても、国民負担を求めるなら、まず、東電救済策を決定した2011年6月の閣議決定を見直し、東電を破たん処理し、経営者、株主、融資金融機関等が最大限の責任を引き受けるという、自由主義経済の当然のルールが貫徹されるべきであり、それなくして際限のない救済、国民負担を強いるのはモラルハザードの極みというべきである。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、負担することが大原則です。その上で、福島復興・再生のため、国も前面に立って取り組みます。福島原発事故の責任については、東京電力の経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当分の間の無配当の継続等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されています。</p> <p>仮に東電を破綻させ、資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。</p> <p>したがって、国民負担の最小化のためにも、東電を破綻させるのではなく、東電が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えています。</p>
183	<p>託送料金への転嫁が結果的に原子力事業者への負担軽減となることから、その見返りに「原子力発電から得られる電気の一定量を小売電気事業者が広く調達できるよう」云々とあるが、原発以外の電気を選択した需要家、小売業者に、原発の電気を確保してやるから不当な負担を受忍しろというもので、論理矛盾であるばかりか、侮辱的ですからある。</p>	<p>今回の一連の措置は、更なる競争の活性化と、公益的課題の克服という異なる目的に基づく施策を一体的に講ずることで、電力システム改革を貫徹することを目指したものです。そのため、個別にみると、新規参入者を含む特定の関係者にメリットをもたらす、もしくは負担をお願いする措置がありますが、御指摘の措置に限らず、今回、検討された各制度の意義と相互の整合性等を勘案した総合的な判断の結果、全体の施策を一体的に措置することが適当であるとの結論に達したものです。</p> <p>また、一連の措置の中では、再エネ価値を消費者に販売することを可能とする非化石価値取引市場の創設など、再生可能エネルギーの取り扱いで消費者の支持を得ようとする小売電気事業者や原子力発電の電気を使いたくない消費者にとってもメリットのある取組を講ずることといたしました。</p>
184	<p>発電方法として原子力を用いると決め、その方針を継続してきたのは東京電力を含む電力事業者であり、株主総会でも、その方針は了承されてきました。金融機関は社債購入・融資等で電力事業者を資金的に支援し、同時に利益も得てきました。又、約半世紀に渡って原子力災害に備える制度を作らず、「原発のコストは安い」と主張してきたのは、電力業界や、資源エネルギー庁ではありませんか。廃炉・賠償費用は、電力事業者・株主・金融機関の利益や国費(増税を伴わない)を優先すべきで、国民負担は最後の手段です。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、負担することが大原則です。その上で、福島復興・再生のため、国も前面に立って取り組みます。福島原発事故の責任については、東京電力の経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当分の間の無配当の継続等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されています。</p> <p>仮に東電を破綻させ、資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。</p> <p>したがって、国民負担の最小化のためにも、東電を破綻させるのではなく、東電が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えています。</p>
185	<p>負担方法についても託送料金で負担としているが、このことはどの各種発電方法がどれほどの経済負担になるかを曖昧にすることはもちろん、特に事故時の影響が最も大きい原子力発電のコストを隠そうとする方法としか思えない。発電のためのリスクに対するコストならば、その発電事業で負担を考えるべきことであり、託送料金での負担はあり得ない。</p>	<p>本中間とりまとめで示された御指摘の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、エネルギー政策上必要な措置と考えています。</p> <p>なお、今回の措置に当たり、消費者に届けられる料金明細書等において、負担額を明らかにすることなどにより、「透明性」を確保していきたいと考えております。</p>
186	<p>託送料金で回収するという考え方が電力自由化や発送電分離の考え方から逸脱する手法であり、電力自由化はいったい何だったのかと思わざるを得ない。このようなドタバタ劇が繰り返されること自体、国やエネルギー庁が長期的な視点に全く立っておらず国づくりのことなどこれっぽっちも考えていないような印象しか持てない。</p>	<p>託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっております。広く公平に負担すべき費用の回収に託送料金の仕組みを利用することは、電力自由化や発送電分離に反するものではなく、米国をはじめ既に自由化している海外諸国でも例が見られております。</p>
187	<p>「電力システム改革」の内容は福島原発事故処理費用の検出方法であるが、処理費用は当初見込みの2倍に膨らみ、将来の支出全体が不透明なまま、支払い方法だけを決めることは不合理である。</p>	<p>福島原発事故に係る所要資金の見直しは、現時点で、最新の情報に基づき一定の蓋然性を有するものとして示したものであり、上振れすることは想定していません。</p> <p>今後、それぞれの事業の進捗に伴う状況の変化や、あらかじめ予見できなかった要因により変動することもあり得ますが、むしろ、廃炉技術におけるイノベーションや、除染の加速化、効率化等によって、費用の低減に取り組むことで福島復興の加速化・充実を図ることが重要な課題と考えています。</p>
188	<p>この法制は1F事故の後から起業してきた再生可能エネルギー発電に上乘せして、その発達を抑制することを意図すること明らかであり、再生可能エネルギー発電を奨励するとする経産省の公にしている政策とは相矛盾し、国民の同意は得られない。また、それは今、世界がめざしている地球温暖化の取り組みにも逆行するもので世界の国々からも批判を浴びるのは明らかである。見解を求める。</p>	<p>中間とりまとめは、ベースロード電源市場の創設等により更なる競争活性化を通じた料金抑制等の目的の実現を追求する一方で、自由化の下での再エネの最大限の導入拡大、安定供給の確保、安全・防災、廃炉の円滑化の課題への対応を同時に実現する総合的な政策措置の具体策について、ご提言いただいたものであり、当省の他の政策や地球温暖化対策の取組と逆行するものではないと考えております。</p>

189	東京電力が責任をとることが先ず、やるべきことだと思います。国の財政、つまり国民の税金から膨大な額が使われることはおかしいです。	福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、負担することが大原則です。その上で、福島の復興・再生のため、国も前面に立って取り組みます。福島原発事故の費用に関し、政府としては、事故当事者である東京電力の経営改革による資金捻出を基本とするなど、国民負担を極力抑えつつ、福島の復興・再生を一日も早く実現するとの方針で臨んでいます。その上で、今回、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、税ではなく、託送制度を利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたのですが、今回の措置を講ずるに当たり、国民負担の最小化の観点から、送配電部門の合理化等により、総じて託送料金の値上げにならないようにしたいと考えております。なお、東京電力の経営者の責任については、2011年6月に当時の社長等が退任し、2012年6月に当時の取締役及び監査役が全員退任し、社外取締役中心に意思決定を行う指名委員会等設置会社に移行しております。
190	託送料で回収するというのは「電力改革」の主旨に反し、小さな「新電力」などは託送料が負担となり、大手と対等に競争することもできず、電力市場の活性化を妨げるのではないかと。薄く広く回収するつもりかもしれないが、再生可能エネルギーを志す会社を萎えさせてしまうことも考慮すべきだ。よって、託送料で回収することは再考すべきだ。	今回の一連の措置は、更なる競争の活性化と、公益的課題の克服という異なる目的に基づく施策を一体的に講ずることで、電力システム改革を貫徹することを目指したものです。これらの措置の中では、再生可能エネルギーを消費者に販売することを可能とする非化石価値取引市場の創設など、再生可能エネルギーの取り扱いで消費者の支持を得ようとする小売電気事業者や原子力の電気を使いたくない消費者にとってもメリットのある取組を講ずることといたしました。また、今回の措置を講じるにあたって、消費者の負担増につながらないように、送配電部門の合理化等により、総じて託送料金が値上げとにならないよう対応したいと考えています。
191	中間とりまとめは、特定の電源の発電費用の一部を託送料金に含めても、需要家の電源選択が妨げられることはないとするが、これは需要家(消費者)の選択の自由を限定する誤った見解だ。消費者の選択の自由を広げることは電力システム改革の本旨の一部であり、その内容を広く捉えて保障すべきだ。特定の電源のみに費用負担したい、特定の電源の費用は負担したくないという選択の自由を妨げる託送料金での費用負担は認められない。	今回の措置は、福島原発事故以前、原賠機構法が措置されていなかったことで生じた原発事故の賠償への備えの不足分について、当時原子力の電気を広く消費者が利用し受益していた実態があること等も勘案し、託送制度を利用し、全ての消費者から公平に回収させていただくという考えに基づいたものです。なお、託送料金は、電源の種類とは関係なく支払いが求められるものであり、また、託送料金に含まれる費用の内容が、需要家による電源選択の自由を妨げるものではないと考えております。
192	17頁のストランデッドコスト(stranded cost)について、まず原発電力は「安価なベースロード電源」なのであるから、競争環境下でも回収は困難ではないためストランデッドコストではない。福島原発の賠償および廃炉費用をストランデッドコストとして処理できない場合に東電の経営が困難になるのであれば、JALと同じく一旦破綻させて株主と貸し手の責任を清算させてから税金を投入すべき事案。飛行機が飛ばない日があったように、東電を破綻させても電気が止まる日はない。それによって規正環境下での過剰な利益も少くとも東電については清算できる。ストランデッドコストは電力会社の救済のためになされるべきものではない。都合よく解釈をしようとする現下の状況には、打ち出の小槌のように振る舞われる懸念を禁じえず、とても容認できない。18頁で政府の「制度の不備」を認定しているが、不備に対して責任が明確になっていない。不備があれど、料金原価への算入が禁じられていたわけではないので、事業者の免責理由にもならない。このため、ストランデッドコストとして処理する論理は完全に破綻しており、到底容認できない。	ストランデッドコストについては、先行して自由化を進めてきた欧米において、電力自由化を進めるに当たって一部の費用を全需要家から回収する措置を講じている例もあることをお示したのですが、その対象となる費用の範囲等については、国ごとに考え方が異なるものと承知しております。本中間とりまとめで示された御指摘の措置は、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性や原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、電力会社の救済を目的とするものではありません。なお、御指摘のように、仮に東京電力を破綻させ、法的整理を行った場合、①被害者の方々への賠償や、現場で困難な事故収束作業に当たっている関係企業への支払いが十分できないおそれ、②福島第一原発の廃炉に最後まで責任をもって対応する主体が不在となるおそれ、③全国の総販売電力量の1/3を占める東京電力に代わる電力供給を行える体制を直ちに確保できないおそれ、があり、福島の再生やエネルギーの安定供給の観点から、適当ではないと考えております。
193	「経産省は今なお「原発の発電コストは安い」と主張…もしも本当にそうならば、原発事故の賠償や老朽原発の廃炉費用を新電力の契約者に求める必要はないだろう。20年に電気料金の算出方法に規制がかからなくなった後も、競争で優位な大手電力が自社の電気料金から回収すればよいではないか	本中間とりまとめで示された御指摘の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、原発のコストの多寡によって措置の内容が影響を受けるものではないと考えています。
194	事故処理、過去分も含めた損害賠償及び廃炉の責任と費用負担は、東電に問うては通常の自由主義経済のルールに則ってまず破たん処理し、事故当時及びそれ以前の経営陣にも民事刑事両方の責任を取らせるべきです。	福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、負担することが大原則です。その上で、福島の復興・再生のため、国も前面に立って取り組みます。福島原発事故の費用に関し、政府としては、事故当事者である東京電力の経営改革による資金捻出を基本とするなど、国民負担を極力抑えつつ、福島の復興・再生を一日も早く実現するとの方針で臨んでいます。その上で、今回、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送制度を利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたのですが、今回の措置を講ずるに当たり、国民負担の最小化の観点から、送配電部門の合理化等により、総じて託送料金の値上げにならないようにしたいと考えております。また、仮に東電を破綻させ、資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。したがって、国民負担の最小化のためにも、東電を破綻させるのではなく、東電が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であるとと考えています。なお、東京電力の経営者の責任については、2011年6月に当時の社長等が退任し、2012年6月に当時の取締役及び監査役が全員退任し、社外取締役中心に意思決定を行う指名委員会等設置会社に移行しております。

195	<p>過去分の賠償費用を託送料金の仕組みによって回収する場合、相対的に電力会社の負担は軽くなるのが確実な一方で、ベースロード電源市場は、原子力発電が稼働していることを前提に、新電力の調達コストが下がるといった議論がされている。しかしながら、原子力発電の再稼働ならびに切り出しが十分にされなければ、新電力は競争力が劣位となるため、原子力発電が再稼働していない場合等、負担と受益をどうバランスさせるのか、例えば、経過措置として新電力の託送負担を軽減させる等、具体策について本案へ反映頂きたい。</p>	<p>今回、ベースロード電源市場の創設に際し、旧一般電気事業者等が制度的に供出を求められる電気の電源種に関しましては、原子力に加え、大型水力、石炭火力といった自社が保有するベースロード電源のコストを踏まえて市場に供出されることを想定しております。これにより、原子力の稼働の状況にかかわらず、新電力と旧一般電気事業者のベースロード電源の調達条件の公平性の確保を図ることを想定しています。</p>
196	<p>国民負担の前に、もんじゅなど先のない原発政策に当たられている現在の国費を充てるべきである。</p>	<p>廃炉や賠償に係る費用は、事故を起こした東京電力がその費用を負担することが大原則であり、まずは、東京電力に、電力の安定供給などに支障が及ばない範囲で、最大限負担させるべきものと考えています。その上で、原子力災害からの復興には、引き続き国が前面に立って取り組むという考えの下、廃炉に向けた技術的難易度が高い研究開発の支援など、必要なものについては、必要な措置を講じていきます。</p>
197	<p>原発関連費用については、原発事業者による負担・回収が原則であることから、非化石市場等の新たな市場取引や原発再稼働から得られる収益については原発費用に充当するなど、原発事業者が果たすべき責務について引き続き議論を深めて頂きたい。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p>
198	<p>この「とりまとめ」によると、総括原価方式では「将来的な費用増大リスクを料金原価に算入できなかった」ということであるが、予想できない将来リスクを原価に算定しないことはほかの企業会計と何ら変わるものではないものである。また、「制度変更により事後的に費用が増大する」ことも一般企業ではよくあることである。むしろ、これまで総括原価方式によって地域独占企業に過大な利益が保証されてきたことを問題にするべきであろう。企業は利益の中から、想定外のリスク積立て金、保険金を捻出するべきであった。それができないほど危険な事業であれば止めるべきであった。危険を想定できなかった企業は倒産となる。したがって、この「とりまとめ」の論理は認められない。</p>	<p>料金原価とは電気事業法等に基づいて定められた、電気料金として回収することが認められる費用を指すものであり、御指摘のような、会計上の費用とは性質を異にするものです。規制料金の下では、一般的な事業のように将来の追加的な費用が発生するリスクを勘案し、あらかじめその費用を料金原価に織り込んで回収することは認められておらず、合理的に見積もられたものしか原価に算入することを認めてきませんでした。こうした規制料金が続くことを前提とした環境下では、過去に合理的に見積もれず回収出来なかったものも、合理的に見積もれた時点で、その時点の料金原価に算入し、一定の期間の中で規制料金の中で消費者全体から広く薄く回収することで、その公平性を確保するという考え方に立ってきました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
199	<p>「中間とりまとめ案」は電力システム改革の貫徹にはなっておらず、東電救済のための制度改革になっている。</p>	<p>中間とりまとめは、ベースロード電源市場の創設等により更なる競争活性化を通じた料金抑制等の目的の実現を追求する一方で、自由化の下での再エネの最大限の導入拡大、安定供給の確保、安全・防災、廃炉の円滑化の課題への対応を同時に実現する総合的な政策措置の具体策について、ご提言いただいたもので、特定の企業の救済を目的としたものではありません。</p>
200	<p>p.20「原子力に関する費用について、託送料金の仕組みを通じた回収を認めることは、結果として、原子力事業者に対し、他の事業者に比べて相対的な負担の減少をもたらすものである。このため、競争上の公平性を確保する観点から、原子力事業者に対しては、例えば、原子力発電から得られる電気の一定量を小売電気事業者が広く調達できるようにするなど、一定の制度的措置を講ずるべき」とありますが、その一定の措置は、ここでしっかり明らかにされるべきではないでしょうか。ここで例示されている措置がとられると仮定すると、電力会社を切り替えた需要家の中には「原発の電気など使いたくない」と考えている人も少なからずいるわけで、そのような措置では納得しかねます。このままでは競争上の公平性が保たれないまま話が進んでいくように思います。</p>	<p>御指摘の措置は、ベースロード電源市場を創設し、旧一般電気事業者等が保有する原子力を含む、ベースロード電源により発電された電気の一部を供出することを制度的に求めることを指しており、消費者の電源選択を妨げるものではないと考えております。他方で、今回の一連の政策パッケージにおいては、再エネ価値を消費者に販売することを可能とする非化石価値取引市場の創設など、再生可能エネルギーの取り扱いで消費者の支持を得ようとする小売電気事業者の競争力強化に資する取組を講ずることとしており、原子力の電気を使いたくない消費者にとってもメリットがあると考えております。</p>
201	<p>東電の株式価格が上昇するかどうか不透明で、4兆円の確保が本当にできるのだろうかとも思いました。新電力や一般市民に要求する額に上限を設けるといいますが、信用できるものだろうかという気がしてしまいます。</p>	<p>福島事故による廃炉・賠償などに要する資金が拡大する中で、その資金を捻出し、福島への責任を果たすために、東電がいかなる改革を行うべきかについて、「東京電力改革・1F問題委員会」より提言をいただいています。その中では、東電の自己改革はもとより、他の電力会社等との再編・統合についても提案されており、こうした改革の実現を通じ、増大する福島事故に関連する資金を着実に確保し、国民負担の抑制につなげていきたいと考えております。また、御指摘のすべての需要家から公平に回収する仕組みについては今回限りの措置であり、2016年12月に閣議決定した「福島復興基本指針」においてもその総額の上限を2.4兆円と明記しているところです。</p>

202	<p>福島第一原発事故の廃炉・賠償費用の一部、通常の前発の廃炉費用の一部を、「託送料金」で回収する案に賛成します。</p> <p>主な趣旨は下記3点 1.東電の前発から利益を得てきた人々の逃げ得を許してしまう 2.国・東電の負担が増し廃炉作業へ割くりソースが減る 3.反原発ムラを増長させ、安全が確認されている前発の再稼働に悪影響を及ぼす</p> <p>1.東電の前発から利益を得てきた人々の逃げ得を許してしまう。関東の人々は40年の長期にわたり前発の安価な電力の旨みを味わってきた。前発の負の部分を負担する段になって突然に他人のフリをして逃げるつもりか負の部分を福島県民と東電の現場作業に押し付けてわれ関係せずか浅ましく、無責任である。前発事故という未曾有の災害にあって、今までの礼をこめ支援するのが当然ではないのか東電への投資を引き揚げ新電力にのせかえて利益をあげようとする醜い根性が見え見えである。 国の負担は国民の負担である税金を納めず新電力に投資したもののだけが負担を逃れることになる驚くべき不公平だ。新電力の配電地域は関東に著しく偏っている。外資と、関東の人々だけが他に比べて著しく得をすることになってしまう。</p> <p>2.国・東電の負担が増し廃炉作業へ割くりソースが減る新電力が負担しない場合、その分を国と東電が負担することになる、廃炉と賠償は国と東電だけがやっているのが現状だから、廃炉と賠償に影響する可能性がある</p> <p>3.反原発ムラを増長させ、安全が確認されている前発の再稼働に悪影響を及ぼす反原発ムラが軒並み「託送料金」による回収に反対している。彼らを勢いづかせれば全国の前発再稼働が遅れてしまうリスクがある。前発事故で発生した被害を復旧させる力があるのは、原子力エネルギーだけだ。曇天雨天降雪の多い我国に太陽光発電つかいものにならない非力な再生エネルギーはゴクツプンであり、ドブに金を捨てる行為である前発全停止で毎年数百億円のカネが化石燃料の代金として産油国へ流出している。反原発ムラを許しては、前発事故からの復興はもちろん、国の未来もマククラになる事に、皆気づくべきだ</p>	<p>いただいた御意見は、今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p>
203	<p>今回の審議会に関して、電事連から青天井に増えていく福島前発の事故費用の負担について、自分たちだけで負担するのは大変だと、新電力も公平に負担するような制度をつかってほしいといわれたとの報道がありました。これは本当でしょうか。</p>	<p>報道にあるような要望を受けたという事実は承知しておりません。</p>
204	<p>福島第一原発事故の損害賠償・廃炉等、事故の後始末の費用について、全貌も明らかにされないまま、安易に「国民負担」の方法が議論されるべきではない。</p>	<p>福島前発事故に係る所要資金の見通しは、現時点で、最新の情報に基づき一定の蓋然性を有するものとして、お示したものです。具体的には、 ①廃炉については、これまで2兆円を準備してきており、その資金は、主として、燃料デブリ取り出し工程の前の対応に充てられているものです。これに、今般、燃料デブリ取り出しの実行の工程が始まるという中で、必要となる資金の規模感を示すため、機構が有識者のヒアリング結果を基に算出した金額である約6兆円が追加されたものが、約8兆円という金額です。 ②賠償については、これまで見込んでいた約5.4兆円に加え、商工業、農林水産業における営業損害や風評被害が長期化したことなどに伴って、約7.9兆円と見込んだものです。 ③除染・中間貯蔵については、これまで約3.6兆円を見込んでいたところ、労務費や資材費の上昇などにより約5.6兆円と見込んだものです。 これらの費用について、現時点で上振れすることは想定しておりません。今後、それぞれの事業の進捗に伴う状況の変化や、あらかじめ予見できなかった要因により変動することもあり得るものの、むしろ、廃炉技術におけるイノベーションや、除染の加速化、効率化等によって、費用の低減に取り組むことで福島復興の加速化・充実を図ることが重要な課題と考えています。</p>
205	<p>原子力に関する費用を「託送料金」を通じて回収(徴収)することは、広く国民に負担を求める手法としての税金徴収と同じです。税金と同様に広く国民に負担を求めるなら国会での議論を通して国民に納得を得ることが不可欠であり、経済産業省令だけで決めるべきではありません。</p>	<p>託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっております。 今回の賠償の不足分等についても、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講じてまいります。</p>
206	<p>事故炉廃炉費用、廃炉減損費用、将来廃炉費用等につき、本来(一括或いは積立)特別損失処理とすべきものを本件では特別に原価に繰り入れ・長期分割処理を認めているが、債務超過回避を目的とした救済策であり認められない。</p>	<p>事故炉に係る積立金制度や廃炉会計制度は、それぞれ、事故炉に必要な資金の確実な確保や前発依存度低減の実現、廃炉の円滑な実施等を目的として検討しているものであり、原子力事業者の救済を目的としたものではありません。 なお、通常の廃炉作業に要する費用については、解体引当金省令に基づき、一定の期間で積み立てることに変更はありません。</p>

207	<p>原発事故が今後も起こる可能性は当然あるし、その時の復旧費用や、賠償金は当然、原子力発電を行っている電力会社が負担するのが当然と思う。それをせず、全国の全需要者に負担金をしているのはおかしい。これまでも電力会社だけを特別扱ってきたため、当然備えておかなければならない原発事故を起こした場合の負担金をそなえる事を怠ってきて、また今回、この事故費用を電力会社に負担させず、国民に転化することに決まってしまうたら、今後も電力会社は責任を取ることなく安全対策を怠り、儲けを追求した経営を続けていく懸念を感じる。</p>	<p>政府は、東日本大震災以前には、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、その教訓を踏まえていくべきことは当然のことです。その上で、電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。こうした中で、2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金については、規制料金が続くことを前提に電気料金が転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するという方針がありました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増え、という新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていた制度措置を講ずるとしたものです。その上で今後、万が一原子力発電所の事故が発生した場合には、原賠法及び原賠機構法に基づいて、事故を発生させた事業者が責任を負うことが大原則となります。</p>
208	<p>提案されている内容は、電気事業会計規則に違反しています。つまり、この内容は省令違反です。省令違反のものは行うべきではありません。電気事業の社会性は保証されなければならぬものです。電気事業会計規則では、公正妥当である会計の原則に従うことが求められています。これに違反することを行うと、モラルハザードが生じます。絶対やってはならないことです。よって、この中間とりまとめは破棄し、やり直すべきです。省令を違反しているような内容を案として出すべきではありません。</p>	<p>御指摘の内容が必ずしも明らかではありませんが、既に制度を措置している廃炉会計制度については、審議会における検討の過程で会計学の専門家や企業会計の実務家等により御議論をいただき、着実な費用回収がなされるという前提の下では、妥当な会計処理であるという結論が示されており、これを前提に、電気事業会計規則において所要の規定を設けております。今般、本中間とりまとめに基づいて、新たに措置を講ずるものについても、経済実態等を踏まえた会計処理がなされることになると考えており、今後、措置を具体化していく過程で、電気事業会計規則の技術的な改正も含め検討してまいります。いずれにせよ、一般に公正・妥当な処理がなされることには変わりはありません。</p>
209	<p>「賠償」にかかる費用は「原賠機構」による政府からの交付金であり、これは東電の「負債」にはなっていない。従って東電もこれを「債務」とは見えていないのに、いつのまにか貫徹委員会の中で債務を負担する構図になっている。「除染」はもとから全額政府負担つまり税金の投入であり、「中間貯蔵」は電源開発促進税による特別会計の負担となっており、実質的な東電負担は「廃炉・汚染水」対策のみだが、それも「東電の総力」などとして東電の「送配電部門」現在はパワーアングリッドの負担にするというのが「中間とりまとめ」のなかみである。これは実質的に送配電網の使用料を支払う東電エリアの消費者に直接的に負担を求めるもので、国と東電に対しての明確な責任転嫁である。原賠法の免責条項を明確に否定されているにもかかわらず、実質的な国民負担を、これほどまでに議論もなく決定することは許されない。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任をもって対応し、負担することが大原則です。そのうえで、福島復興・再生のため、国も前面に立ち取り組んでいきます。福島第一原発の廃炉の所要資金が増大する中で、料金の値上げで対応するのではなく、東電のグループの総力をあげた合理化努力を引き出すことにより賄うことを原則としております。その際、東京電力の送配電部門においても、合理化した分を福島第一原発の廃炉に充当できるようにすることとしています。もちろん、料金が高止まりするようなことは望ましいとは考えておらず、東京電力には福島事故関連の資金を捻出するのみにとどまらず、消費者還元も生み出すような抜本的な合理化を求めたいと考えております。</p>
210	<p>20兆円を超す福島第1原発の事故処理費用の詳細について説明し、当初の試算から大きく上振れした要因及び責任所在のあり方、今後の見直しなどについて、国民及び福島被災県民に明らかにすること。</p>	<p>福島原発事故は、我が国が経験したことのない未曾有の原子力災害であり、これまで限られた知見の中では予測することが極めて難しかった。その後の作業が進捗する中で、徐々に状況が明らかになり、更に資金を確保する必要があると判断するに至ったものです。その中で、今回の所要資金の見直しは、現時点で、最新の情報に基づき一定の蓋然性を有するものとして、お示したものです。具体的には、①廃炉については、これまで2兆円を準備してきており、その資金は、主として、燃料デブリ取り出し工程の前の対応に充てられているものです。これに、今般、燃料デブリ取り出しの実行の工程が始まるという中で、必要となる資金の規模感を示すため、機構が有識者のヒアリング結果を基に算出した金額である約6兆円が追加されたものが、約8兆円という金額です。したがって、これは、約2兆円以上で実施しようとしていた工程に係る要する金額が単に膨らんだというのではなく、新たな工程が始まる中で確保すべき金額が追加になったというものです。②賠償については、これまで見込んでいた約5.4兆円に加え、商工業、農林水産業における営業損害や風評被害が長期化したことなどに伴って、約7.9兆円と見込んだものです。③除染・中間貯蔵については、これまで約3.6兆円を見込んでいたところ、労務費や資材費の上昇などにより約5.6兆円と見込んだものです。これらの費用について、現時点で上振れることは想定しておりません。今後、それぞれの事業の進捗に伴う状況の変化や、あらかじめ見えていなかった要因により変動することもあり得ますが、むしろ、廃炉技術におけるイノベーションや、除染の加速化、効率化等によって、費用の低減に取り組むことで福島復興の加速化・充実を図ることが重要な課題と考えています。</p>
211	<p>全需要家から公平に回収する「過去分」の上限は2.4兆円とされ、「今後、変動が生じる性格のものではない」とされています。一方で、p17の注釈15)において、欧米で検討されているストランドコストに類する費用が明らかになった場合、その都度、対応の必要性を検討するべき、とされています。これを素直に解釈すると、今後も回収が必要となる費用の発生、もしくは増額が分かたした場合、託送料金を使って回収されるもの、つまり、需要家(消費者)が負担するものが増える、と思われます。今後も託送料金を使う余地があると考えられます。今回に限らず、直接送電に関係ない費用を託送料金に含めることに改めて反対します。</p>	<p>原子力事故に対する賠償への備えに関して、電力自由化が進展する環境下における消費者間の公平性等の観点から、備えの不足分を託送料金の仕組みを利用して回収するのは、「今回限りの措置」です。閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」でも上限が2.4兆円であることが明記されており、中間とりまとめP20の3. 2. (3)留意事項において「全ての需要家から公平に回収する分の総額の上限が2.4兆円であり、これは、今後、変動が生じる性格のものではない。」と記載しているとおり、過去分の総額が今後増加することはありません。他方で、御指摘の注釈15)については、今回、議論した課題以外の課題が顕在化した場合の考え方を示したものであり、将来に議論を何ら予断するものではありません。</p>
212	<p>東電は黒字になっているそうですが、社員のボーナスなどほかの企業以上にしているのではないのでしょうか？</p>	<p>東京電力は、これまで機構法に基づく特別事業計画にそって、コスト削減等を通じた経営合理化策を着実に進めているところです。具体的には、現時点の一人当たりの給与手当は震災前に比べて下がっているものと承知しています。引き続き、東電はさらなるコスト削減や再編等を通じて福島事故関連の資金を捻出し、福島への責任を果たしていくことが重要だと考えています。</p>

213	原子力の廃炉費用及び賠償費用(過去分)の負担については、託送料金から回収することとされているが、結論ありきで拙速に議論が進められ、消費者の理解を得ているとは到底思えない。こうした消費者に直接的かつ甚大な影響が及ぶ議論については、オープンかつ一定の時間をかけるべきである。	「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」は、これまで、ワーキンググループを併せて計15回にわたり、公開の場で審議が行われ、議事録を公開しております。今回の措置については、政府としても小売事業者や消費者に対し、丁寧に説明してまいります。
214	原子力の廃炉費用及び賠償費用(過去分)の負担に関しては、議論を尽くした上で、なお託送料金に上乘せるとの結論に至る場合、誰が説明責任を負うかを明確にしていきたい。原子力事業者および原子力政策を進める国が全面的にその責任を果たすべきであると言うまでもないが、お客さまからの問い合わせ等を小売事業者が受けることになることも容易に想定され、その影響は甚大である。仮に小売事業者に広報活動等が発生する場合には、原子力事業者が負担していただけるものとする。	福島原発事故以前には、原賠機構法が措置されておらず原発事故の賠償への備えの不足が生じた点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。今回の措置については、政府としても小売事業者や消費者に対し、丁寧に説明してまいります。
215	需要家に対する負担内容の明示については、小売事業者のみに委ねるのではなく、原子力事業者に対して明示・周知責任を求めべきである。また、国においても、託送料金の仕組みを利用して全需要家から回収するとした本制度措置について、わかりやすい丁寧な周知が必要。	賠償への備えの不足分を全ての消費者から公平に回収させていただくにあたっては、①福島復興指針において、回収する金額の上限を総額で2.4兆円とし、②消費者庁の意見も聞き、独立した電力・ガス取引等監視委員会による第三者のチェックを受け、③毎月消費者に届けられる料金明細票等において、負担額を明らかにすることなどにより、「透明性」と「適正性」を確保することとしたいと考えております。今回の措置については、政府としても小売事業者や消費者に対し、丁寧に説明してまいります。
216	託送料金に送配電費用以外の費用を含めるのは、例外的な措置としながらも、今回、原子力事故に係る賠償費用の「過去分」、廃炉会計制度維持のための費用を託送料金で回収するのは、あまりにも例外的な措置が多く、規制料金として安易に広く薄く費用を回収する方法の前例となり得る。託送料金は厳格に送配電費用回収のみとするべきである。さらに、脚注15にあるように、「その都度(中略)検討がなされるべき」ではなく、明確な方針を事前に策定すべきである。	託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっております。また、総括原価方式の下で営まれてきた電気事業においては、一般の事業と異なり、将来的な費用増大リスクを見込んだ自由な価格設定を行うことはできず、制度的に認められた費用以外を料金原価に算入することは認められていなかったことから、欧米において検討がなされているスタンデッドコストに類するものについては、その都度、対応の必要性を含め検討がなされるべきと考えています。
217	東電株主に配当がある事にも納得できるものではない。	東京電力においては、震災以降、無配が継続しているものと認識しております。
218	東京電力が黒字になっているのに、処理費用負担を消費者にどうやって負担させるのかを論議しているのはおかしいと思う。	福島原発事故に係る対応については、東京電力が法的整理することなく、同社が責任をもって対応し、その費用を負担することが大原則です。具体的には、福島第一原発の廃炉の所要資金が増大する中、東電のグループの総力をあげた合理化努力を引き出すことにより賄うこととするため、東京電力の送配電部門において、合理化した分が福島第一原発の廃炉の優先的に充当できるようにすることとしております。もちろん、料金が高止まりするようなことは望ましいとは考えておらず、東京電力には福島事故関連の資金を捻出するのみにとどまらず、消費者還元も生み出すような抜本的な合理化を求めるとしたいと考えております。
219	施設費が高い原発をどんどん作り、使用済核燃料も利益になるよう総括原価方式で消費者から電気料金として取っている。電力会社は儲けていたはずで、これからも全ての消費者に費用を負担させることは納得いかない。	電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があります。規制料金の下では、一般的な事業のように将来の追加的な費用が発生するリスクを勘案し、あらかじめその費用を料金で回収することは認められておらず、合理的に見積もられたものしか原価に算入することを認めてきませんでした。こうした規制料金が続くことを前提とした環境下では、過去に合理的に見積もれず回収出来なかったものも、合理的に見積もれた時点で、その時点の料金原価に算入し、一定の期間の中で規制料金の中で消費者全体から広く薄く回収することで、その公平性を確保するという考え方に立ってきました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。
2.2 原子力事故に係る賠償への備えに関する負担の在り方について		
220	中間とりまとめに明記されるとおり、一般負担金の過去分に係る今般の対応は、1F事故以前から制度的な措置が講じられてこなかった制度の不備に起因するものであり、従って、電力自由化の下での需要家間の公平性の確保や福島復興の重要性など、今般の対応の意義や必要性等については、まず政府自らがその責任において、小売電気事業者や消費者に対し真摯に説明を尽くし理解を求めるべきであり、事業者とそこで働く者に対しそうした責任を転嫁すべきではない。	福島原発事故以前には、原賠機構法が措置されておらず原発事故の賠償への備えの不足分が生じた点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。今回の措置については、政府としても小売事業者や消費者に対し、丁寧に説明してまいります。あわせて、各小売事業者に対して、消費者に届けられる料金明細票等において、負担額を明らかにすることなどを求めたいと考えています。

221	<p>一般負担金については、今回議論された過去分とは別に、原子力事業者が原賠機構法に基づき納付しているが、今後、小売全面自由化の下で、さらなる競争活性化が期待されている中においては、原子力事業者、特に非発災事業者の負担の予見性を確保する手立てを講じていくべきである。</p>	<p>現在、原子力委員会の下に設置された原子力損害賠償制度専門部会において、原子力損害賠償制度の見直しが議論されており、原子力事業者の予見可能性についても議論がなされているものと承知しています。</p>
222	<p>中間とりまとめでは、「過去分の総額は上限であり、今後変動する性格のものではない」とされているが、今後期せずして賠償や除染等に係る費用の上振れが生じるような事態となったとしても、一般負担金の安易な引き上げ等により事業者負担を増大させることはあってはならず、賠償措置額や相互扶助スキームを上回る賠償等に関しては、国が最終的な責任を負う仕組みとすべきである。</p>	<p>今回の所要資金の見直しは、復興加速化の観点から必要となる制度の整備や資金の確保に資するよう、現時点で、最新の情報に基づき一定の蓋然性を有するものとしてお示したものであり、上振れすることは想定していません。むしろ、除染の加速化、効率化等によって、費用の低減に取り組むことで福島復興の加速化・充実に図ることが重要な課題と考えています。</p> <p>なお、現在、原子力委員会の下に設置された原子力損害賠償制度専門部会において、原子力損害賠償制度の見直しが議論されていると承知しています。</p>
223	<p>過去分を国民全体で負担するにあたり、特定の供給区域内のすべての電力需要家に一律負担を求める託送料金の仕組みを利用することは一定の合理性がある。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
224	<p>過去分回収のための負担金額を、電力需要家に対し明確に示すべきである。</p>	<p>今回の措置を講じるにあたって、各小売事業者に対して、料金明細票等において、負担額を明らかにすることなどを求めたいと考えています。</p>
225	<p>送配電部門の合理化努力などによって、送配電料金全体が値上げとならないよう配慮すべきである。</p>	<p>今回の措置を講じるにあたって、消費者の負担増につながらないように、送配電部門の合理化等により、総じて託送料金が値上げとならないよう対応したいと考えています。</p>
226	<p>地方の国民が電気代に上乗せして支払うという話であるならまずその準備として株式会社JERA などのような、地方企業との合併企業は相手側の本社にするといったことが最低条件になるのではないのでしょうか。</p>	<p>賠償への備えの不足分を全ての消費者から公平に回収させていただくにあたっては、透明性と適正性を確保し、消費者の負担増につながらないように、電力会社の送配電部門の合理化などにより、総じて料金値上げにならない形にしたいと考えております。</p> <p>御指摘の、事業者間の共同出資会社の設立にあたっては、当事者である事業者間において、本社所在地等が取り決められるものと承知しております。</p>
227	<p>電気を作って売った儲けは全部東電で、壊れた機械の修理費用だけ、なぜ国民が支払わなければならないのかが分かりません。テレビで「電気使ったでしょ。責任あるでしょ」というのを聞いたことがあるが、電気は購入していたのであって、タダで使ったわけではないです。</p> <p>今まで支払ったお金の中に、全ての料金が含まれているはずですよ。例えば、トヨタの車の部品を作る機械が壊れたら、あなた達みんな車乗ってるでしょ。うちの機械の修理費用を国民みんなで支払ってね。とはならないはずですよ。車を買った時点で、その料金の中に、部品料金も機械の修理費用&購入費用も、会社の人件費も、儲けも、すべて含まれているはずですよ。だから、国民が原発の費用をこれ以上払う必要はないはずですよ。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があります。規制料金の下では、一般的な事業のように将来の追加的な費用が発生するリスクを勘案し、あらかじめその費用を料金で回収することは認められておらず、合理的に見積もられたものしか原価に算入することを認めてきませんでした。</p> <p>こうした規制料金が続くことを前提とした環境下では、過去に合理的に見積もれず回収出来なかったものも、合理的に見積もれた時点で、その時点の料金原価に算入し、一定の期間の中で規制料金の中で消費者全体から広く薄く回収することで、その公平性を確保するという考え方に立ってきました。</p> <p>今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>

228	<p>やはり過去に遡り費用を求め、それを全国民で負担するのはおかしい。総括原価方式は賠償費用まで見越して価格を決められなかったという。自由に価格を決定できない事で、本来よりも安く全ての需要者が恩恵に預かったという。</p> <p>しかしそうやって総括原価方式により安く電気を利用していた部分だけに目を向けるのは公正ではない。総括原価方式の価格は普通の事業者ではあり得ない程恵まれており、投資は確実に回収されている。</p> <p>その投資は本当に需要者のメリットを見ているとは言えないモノばかりで、だからこそ日本の電気料金は世界的に高くなっている。</p> <p>もし過去に遡り総括原価方式で足りなかった部分を請求出来るのなら、同じスキームにより総括原価方式のよる過剰な料金請求を計算し、割引く事が出来るはずだ。</p> <p>その公平さは議論されたのか？ 今までの需要家は本来よりも安い料金により得をしていたかのような書き方だが、総括原価方式により本当に得をしていたのは電気事業者の方である。競争にも晒されず、確実に投資を回収して利益を得ていた。</p> <p>規制に守られていながら、あたかも規制が無ければもっと高い料金を徴収でき、賠償費用に困る事は無かったかのように書くのは事実と反する。公平という文字が多く出ている資料だが、本当に公平を追求していない。原発で利益を得たモノが、賠償費用を負担する事が公平なのだが、平等負担が公平だと勘違いしている。</p>	<p>福島原発事故以前には、原賠機構法が措置されていなかったことで原発事故の賠償への備えの不足が生じる中、この不足分についてどの様に手当することが適当かという議論を行ったものです。電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立ておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p> <p>また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということが決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金を利用し、全ての消費者から公平に回収させていた</p>
229	<p>原発の賠償費用は本来、それを運営する東京電力が全額支払うべきです。そもそも事故が起きた場合の賠償費用を含めて、それまでの電気料金から徴収していなければいけないものだったと思う。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があります。規制料金の下では、一般的な事業のように将来の追加的な費用が発生するリスクを勘案し、あらかじめその費用を料金で回収することは認められておらず、合理的に見積もられたものしか原価に算入することを認めないという運用を行ってきました。</p> <p>こうした規制料金が続くことを前提とした環境下では、過去に合理的に見積もれず回収出来なかったものも、合理的に見積もれた時点で、その時点の料金原価に参入し、一定の期間の中で規制料金の中で消費者全体から広く薄く回収することで、その公平性を確保するという考え方に立ってきました。</p> <p>今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていた</p>
230	<p>本来は事故リスクも踏まえた上で電気料金を設定すべきところ、そうならなかったことで結果として安い電力料金を享受してきた消費者は、過剰利益を返還する意味で、将来にわたって負担せよ、といういわば過去分負担議論には、呆れてものが言えない。福島事故前まで原発安全神話を振りかざして国民を長年にわたって欺いてきたのは大手電力会社と経産省(旧通産省も含む)であり、東電はその中核であった。その象徴は、2002年2月に発覚した東電柏崎刈羽原発トラブル隠し事件である。この検証の過程で、東電の全原発において多年にわたってデータ改ざんなどの不正が継続し、この種の不正は同社の体質となっていたことが判明した。これは、安全神話を確固たるものにするために、実際は不備があっても安全であるかのごとく装って国民を欺いてきたことを意味する。加えてそれを黙認してきた経産省保安院の責任がある。2002年の事故隠しでは、2000年7月米GE社の社員が実名で内部告発したにも関わらず、東電が非協力で調査の成果が上がらず、事態が動き出したのは米GEが全面協力を約してからである(事故隠しから発覚までの経緯はWikipediaによる)。このような監督官庁の対応の甘さは、官業の癒着そのものではないか。両者の癒着を裏づける別の証拠もある。2006年に起こった経産省原子力保安院による原子力安全委員会に対する「寝た子を起こすな」(国会事故調報告書P503)という抗議文書事件である。これは、2012年3月28日付第8回国会事故調委員会でも厳しく糾弾された。この癒着の背景は、経産官僚の電力会社への天下りであろう。2011年5月2日に経産省が公表したところによると、過去50年で68人という組織的な天下りが行われている。つまり、官僚の天下りという私益のために、国民の生命の安全確保という公益が劣化したのだ。こういう経緯を持つ両者が過去分負担などを持ち出すとは、信じられないし、それに同意する有識者の存在も理解できない。</p>	<p>今回の議論は、福島原発事故以前には、原賠機構法が措置されていなかったことで原発事故の賠償への備えの不足が生じる中、この不足分についてどの様に手当することが適当かという議論を行ったものです。政府は、震災前において「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立ておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p> <p>原子力の安全規制に関しては、2013年に高い独立性を有する原子力規制委員会が設立されております。</p> <p>また、電力会社を含め国家公務員の再就職については、公務の公正性及び効率性を害する官民の癒着を根絶するため、国家公務員法をしっかりと遵守することが重要であると考えております。</p>
231	<p>2011年に制定された「原子力損害賠償支援機構法」(2014年8月「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に改訂)に基づき、現在9兆円の交付国債の元本を賄うため、東京電力には特別負担金、東京電力を含む電力会社・日本原子力発電・日本原燃の原子力事業者11社には一般負担金が課せられ、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に毎年納付することになっている。しかし、電力会社など原子力事業者はこれまで、電気料金が総括原価方式で決められていたことから一般負担金1,630億円をそのまま電気料金のコストに転嫁し、「コストとして計上され保証された報酬を含めて得られた純利益」からは一円の負担金も出していない。機構法には「(原子力事業者は)負担金を納付しなければならない」と定められているだけで、「負担金を電気料金のコストに転嫁してよい」とは書かれていない。にもかかわらず、経済産業省は一般負担金の電気料金への転嫁を省令改訂でこっそり強行し、今また、一般負担金の「過去分」2.4兆円を託送料金へ転嫁しようとしている。「過去分」を含めて、一般負担金は原子力事業の利益から身を切って納付すべきであり、それで初めて相互扶助制度の意味が出てくるのであって、それを電気料金のコストに転嫁して電力消費者から徴収し、原子力事業者が身を切らずに納付するのであれば、相互扶助制度にはならず、単なる収奪になり、原子力事業者のモラルハザードを招く。電気料金の支払いにも苦勞している低所得者層に一層の負担を強い、脱原発の再生エネルギーを施行して新電力に切り替えた電力消費者に原発コストの支払いを強要する「一般負担金『過去分』の託送料金への転嫁」は止めるべきである。</p>	<p>原賠機構法に基づく一般負担金は、原子力事業者が負担することになっており、2011年6月の閣議決定(「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」)において、事業コスト、すなわち電気料金原価に算入することが認められることとされました。このことは、原賠機構法制定時の国会審議における政府答弁の中でも明示されております。</p> <p>なお、今回の措置を講ずるに当たり、送配電部門の合理化等により、総じて託送料金の値上げとならないよう対応したいと考えています。</p>

232	<p>2005年度に再処理費準備金制度を創設し、それ以前の「過去分」を「使用済燃料再処理等既発電費相当額」として15年間、託送料金で回収することになった際、河野太郎衆議院議員によれば「(過去分をPPSの顧客に負担させるのは)今回の小委員会でも最後」にすると、議論が終了したとされる。今回の一般負担金「過去分」は「最後のはずの託送料金への転嫁」を何の反省もなく再度行うとするものである。このような国民たましの欺瞞的方策をくり返すのはもう止めるべきである。</p>	<p>御指摘の「使用済燃料再処理等既発電費」については、当時の審議会の報告において、「今回の措置をもって、自由化に伴うバックエンド問題の整理は完了するものである。」とされていますが、これは、再処理費用に関する整理を完了する旨を指すものであると認識しています。</p>
233	<p>過去に費用増大リスクを見込んだ自由な価格設定を行うことができず、制度の問題もあり、需要家から十分に料金を徴収できなかったと述べていますが、これは(過去に需要家に負担させていなかったこと)、過酷事故を見込んでいなかった事業者の責任であり、事故が起きた後に需要家に負担を強いるべきではない。</p>	<p>福島原発事故以前には、原賠機構法が措置されていなかったことで原発事故の賠償への備えの不足が生じる中、この不足分についてどの様に手当することが適当かという議論を行ったものです。電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立って、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p> <p>また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えているという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
234	<p>震災で明らかになった防災に対する認識の甘さから、巨大自然災害という理由だけでは済まされない明かな落ち度があったにも関わらず、東電の上層部は徹底して責任回避に終始しているように思われます。誠実に賠償など可能な事を全てやりつくした上で他にも負担をお願いしなければならない、というならまだしも、このような形で他の企業、国民への負担を押し付けるのは非常に恥知らずであり、それをこういう形で許し、被災された方々不在の金儲けを続けようとする政府の姿勢には言葉もありません。何らかの形で東電によるもっとラディカルな賠償法を提示するべきです。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、その費用を負担することが大原則です。その上で、福島復興・再生のため、国も前面に立って取り組みます。</p> <p>福島原発事故の費用に関し、政府としては、事故当事者である東京電力の経営改革による資金捻出を基本とするなど、国民負担を極力抑えつつ、福島復興・再生を一日も早く実現するとの方針で臨んでおります。</p> <p>その上で、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送制度を利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたのですが、今回の措置を講ずるに当たり、国民負担の最小化の観点から、送配電部門の合理化等により、総じて託送料金の値上げにならないようにしたいと考えております。</p>
235	<p>1F事故の賠償費用を、「1F事故前に確保しておくべきであった」にもかかわらず確保されていなかったが故に、過去に遡及して電力消費者から徴収する、という論理は倒錯しており、到底容認できるものではない。また、その費用を託送料金に上乗せする、という制度設計についても大きな問題がある。この費用は事故を起こした東京電力が負担すべきものである。賠償費用が事故以前に確保されるべきであったにもかかわらず確保されなかった、という点については国による原子力賠償法の制度設計に不備があったと考えるべきで、その責任は国が負うべきである。したがって、賠償費用は東京電力が負い、国は責任を取って原子力エネルギーからの撤退を政策決定すべきである。</p>	<p>今回の議論は、福島原発事故以前には、原賠機構法が措置されていなかったことで原発事故の賠償への備えの不足が生じる中、この不足分についてどの様に手当することが適当かという議論を行ったものです。電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立って、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p> <p>また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えているという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p> <p>また、政府としては、責任あるエネルギー政策を実行する観点から、エネルギー基本計画においてお示した原発依存度低減の方針を基本としつつ、①安定供給の確保、②電力コストの引下げ、③CO2排出の抑制の3点を実現する観点から、安全性の確保を大前提に、引き続き、一定程度の原子力を活用していくことが必要と考えております。</p>
236	<p>経済産業省令のみで決められる「託送料金」での回収が一度認められれば、今後金額が増えたり、また事故が起こったりした際にも同様に、青天井で負担が転嫁されることとなります。</p>	<p>原子力事故に対する賠償への備えに関して、電力自由化が進展する環境下における消費者間の公平性等の観点から、備えの不足分を託送料金の仕組みを利用して回収するのは、「今回限りの措置」です。</p> <p>閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」でも上限が2.4兆円であることが明記されており、中間とりまとめP20の3. (3)留意事項において「全ての需要家から公平に回収する分の総額の上限が2.4兆円であり、これは、今後、変動が生じる性格のものではない。」と記載しているとおり、過去分の総額が今後増加することはありません。</p>
237	<p>賠償の備えとして徴収するのであれば、原子力事業者負担にすべきであり、徴収し積み立てておくべきだった過去分を一律に一般需要家に押し付けるのも常識的ではない。原発により電気が安いとの主張で推進してきた結果であり、不足分があるとすれば今後発電される原発の電気料金に上乗せすべきである(私自身は原発再稼働に反対であるが、論理として)。若しくは原発を推進してきた事業者の発電費用に上乗せすべきである。</p>	<p>福島原発事故以前には、原賠機構法が措置されていなかったことで原発事故の賠償への備えの不足が生じる中、この不足分についてどの様に手当することが適当かという議論を行ったものです。電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立って、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p> <p>また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えているという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>

238	<p>中間答申自身、P20(3)留意事項においても「本来発電部門の原価として回収されるべき」と原則を述べており、原則に則り処理すべきである。また、同箇所後段において、「原子力に関する費用について託送料金の仕組みを通じた回収を認めることは、結果として、原子力事業者に対し、他の事業者に比べて相対的な負担の減少をもたらすものである。」と、託送料に上乗せすることが不自然であることを認めている。にもかかわらずそれを採用し、ベースロード電源市場や非化石価値取引市場で原発を優遇しつつ新電力事業者にも恩恵があるような体系づくりをしているが、そのようなことで帳消しできるものではない。そもそも論に戻るべきである。</p>	<p>規制料金が続くことを前提とした環境下では、過去に合理的に見積もれず回収出来なかったものも、合理的に見積もれた時点で、その時点の料金原価に算入し、一定の期間の中で規制料金の中で消費者全体から広く薄く回収することで、その公平性を確保するという考え方に立ってきました。</p> <p>また、現在の規制料金は、例えば、発電所から距離や供給地域ごとの特性等を考慮して厳密に受益と負担を一致させるということまでではなく、全体の費用を消費者に広く、薄く負担を求めることで公平性を確保することとしています。</p> <p>今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
239	<p>福島原発賠償費用として積立額が少なかったため、過去に戻って徴収している点です。これは資本主義経済を原点とした商取引ではあり得ない話です。過去に算入し忘れた費用を後で請求するのはどう考えてもおかしな話で、納得できるものではありません。当然事業者が負担すべきものと考えます。</p>	<p>福島原発事故以前には、原賠機構法が措置されていなかったことで原発事故の賠償への備えの不足が生じる中、この不足分についてどの様に手当することが適切かという議論を行ったものです。電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立って、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p> <p>また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
240	<p>過去の「事故に備えて積み立てておくべきだった費用」を今後の電気料金や税負担で全国民から回収するという考え方は非合理であり、認められません。仮にこのような考え方が認められるのであれば、年金や保険、投資等のあらゆるサービスが普及して費用を請求できることとなります。</p> <p>また、全需要家から回収することを「公平」とされていますが、過去に原子力事業者から供給を受けていたものの、既に他界したり海外に移住した需要家は対象外となります。</p> <p>一方、IF事故後に生を受けた者や帰化した者は、これまで原子力事業者から恩恵を受けてきたとは言えません。その他、20年前と今とは家族構成、使用電力量が大きく変わっているかもしれません。</p> <p>すなわち、現在の全需要家から費用を回収するという考え方は公平ではありません。極めて乱暴な考え方であり、不公平なのです。</p> <p>そもそも、「事故に備えて積み立てておくべきだった費用」が不足しているという事態は、過去における国や原子力事業者の見積りが甘かったことに起因しているものであり、東電以外の原子力事業者にも責任があります。</p> <p>したがって、新たな費用負担を検討する前に、まずは各原子力事業者が身を切り、その費用を捻出させる必要があります。</p> <p>沖縄を除く9電力の2015年度の営業利益を合計すると13,000億以上あり、まずはこの利益から充てるべきです。自由化時代においては自由に料金設定ができるのですから。</p>	<p>規制料金が続くことを前提とした環境下では、過去に合理的に見積もれず回収出来なかったものも、合理的に見積もれた時点で、その時点の料金原価に算入し、一定の期間の中で規制料金の中で消費者全体から広く薄く回収することで、その公平性を確保するという考え方に立ってきました。</p> <p>また、現在の規制料金は、例えば、発電所から距離や供給地域ごとの特性等を考慮して厳密に受益と負担を一致させるということまでではなく、全体の費用を消費者に広く、薄く負担を求めることで公平性を確保することとしています。</p> <p>今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
241	<p>原子力に関する過去分の費用を回収するのであれば、それは各原子力事業者によって回収されるべきです。</p> <p>すなわち、託送料金ではなく、原子力事業者の発電コストに上乗せして回収することが妥当であると考えます。</p> <p>今後ベースロード電源市場というものを開設するのであれば、原子力事業者はその需要家に加え、売電先の新電力からもその費用を回収できるはずです。</p>	<p>福島原発事故以前には、原賠機構法が措置されていなかったことで原発事故の賠償への備えの不足が生じる中、この不足分についてどの様に手当することが適切かという議論を行ったものです。電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立って、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p> <p>また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
242	<p>事故を引き起こした事業所が最後まで責任を負うべき。貴重な税金で国民が支払うことではない。</p>	<p>廃炉や賠償に係る費用は、事故を起こした東京電力がその費用を負担することが大原則であり、まずは、東京電力に、電力の安定供給などに支障が及ばない範囲で、最大限負担させるべきものと考えています。</p> <p>その上で、原子力災害からの復興には、引き続き国が前面に立って取り組むという考えの下、廃炉に向けた技術的難易度が高い研究開発の支援など、必要なものについては、必要な措置を講じていきます。</p>

243	<p>今回の福島原発事故は東京電力とともに原発を推進した電力各社、原子力メーカーに責任があります。そのような危険な原発への投資を進めた金融機関は損失を受けて当然です。まず、東電の内部資金を全部事故の処理、賠償、救済に当てるべきです。東電に融資した銀行各社は東電の債務を権利放棄して、被災者の救済・賠償に充てるのは当然です。また、原発を推進してきた政府、経済産業省等の責任は重大であり、当時の担当者は個人資産を拠出して弁償すべきです。</p> <p>これらの責任ある人たちから負担を求めるべきであり、過去の託送料金など筋違いの方法を採用して利用者に負担を求めるべきではない。本案は合理的な経済のルールをゆがめるものであり、法治国家のすることではない。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、負担することが大原則です。その上で、福島の復興・再生のため、国も前面に立って取り組みます。福島原発事故の責任については、東京電力の経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されています。</p> <p>また、仮に東電を破綻させ、法的整理を行った場合、破綻処理により資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。</p> <p>したがって、国民負担の最小化のためにも、東電を破綻させるのではなく、東電が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えています。</p>
244	<p>現行の一般負担金は将来分と過去分の区別がされていない、どの程度回収されているか明確化されていないとしているが、本来現行の一般負担金は原子力事業者間の互助のために創設されたもので、需要家の負担すべき将来分、過去分があるなどということは、条文にも法案審議の中でもでてこなかったものと聞いている。</p> <p>今回の提言は、原子力事故の賠償について、新たな負担方法について定めるものなので、国会審議の上で新たな法律の中で創設されるべきものだと思う。</p>	<p>2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。この時点では、規制料金の下、将来にわたって公平に回収することを前提としていたため、「将来分」「過去分」という区別がありませんでした。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えているという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p> <p>なお、託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっており、今回の賠償の不足分についても、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講じてまいります。</p>
245	<p>もともと、賠償の費用を国民に請求するのであれば、どの程度の賠償が想定されるのか、今後それが増えることはないのか、国民に丁寧に説明すべきだが、今回の提言においては説明されていない。第一、東電福島原発事故だけで済むのか、今後何回原発事故が起こるかわからない。そのたびに、過去の負担金が跳ね上がるのはおかしいのではないのか。</p>	<p>福島原発事故に係る賠償については、昨年12月に閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」において、交付国債の発行により対応すべき費用としては、被災者・被災企業への賠償費用は約 7.9 兆円程度としております。</p> <p>賠償への備えの不足分については、上記閣議決定でも上限が2.4兆円であることが明記されており、中間とりまとめP20の3. 2. (3)留意事項において「全ての需要家から公平に回収する分の総額の上限が2.4兆円であり、これは、今後、変動が生じる性格のものではない。」と記載しているのとおり、過去分の総額が今後増加することはありません。</p>
246	<p>今回過去分を確保していなかった理由を制度の不備で片付けているのも納得できない。制度の不備であれば、それについて政府、経産省は何らかの責任を取らなければならない。それなしに国民に負担を迫ることはできないはずだ。また、原発事故以前、電事連を中心に電力会社は、原発の安全性を事あるごとに主張し、絶対に事故はありえないと宣伝してきた。その責任や、誤った広告に費やした費用はどうするのか。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立ちおらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p> <p>また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えているという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
247	<p>民間企業では、不測のリスクに対して対応するための準備金などを積み立てて経営している。原発の事故リスクや損害賠償リスクについても総括原価方式のもとであったとしても当然原価に参入して電気料金を設定する必要があったはずである。それをしなかったのは、原発は安価な電源であるとして推進する必要があったからではないかと思われ、まさに国家的な詐欺行為と言われても仕方ない。経営者は背任罪に問われる性格の問題だと思う。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立ちおらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p> <p>また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えているという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>

248	<p>「今までの電気料金に廃炉費用を含めていなかったのを以後、徴収する」との論理は、現に生を受けている未来ある子ども世代ばかりでなく、今後生まれてくる世代にまで過去のツケを負わせることとなる。こうした論理は商慣習上も重大な疑義がある。</p> <p>従来、国は原発由来のエネルギーはコストが安いと説明してきた。しかしながら、廃炉費用を託送料金に含めるということ自体、もはや原発のコストは高いことを暗に認めてしまった事になるであろう。上記の理由からも廃炉費用を託送料金に上乘せする仕組みは無理があるといわざるを得ない。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じたところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p> <p>また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が續くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p> <p>この措置は、消費者間の負担の公平性の観点から措置するものであり、原発のコストの多寡によって措置の内容が影響を受けるような性質のものではないと考えています。</p>
249	<p>とりまとめ案の中の「原子力事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担していくこととなることを「不公平」だとしている部分です。</p> <p>どこが不公平なのでしょう。</p> <p>契約を切替える需要家の中には、もう原発はいやだと考えて切替える人がたくさんいます。</p> <p>電力が自由化される前から原発によって作られた電気は使いたくないと考えていた人もたくさんいます。</p> <p>しかし、自由化以前は原発によって作られた電気を拒むことはできなかったのです。</p> <p>電力会社が勝手に原発を利用して電気を作って、それを使うように押しつけてきておいて、それを後になって「原発を使っていたのだから負担しろ、不公平じゃないか」と取り立ててくるかのような態度、文言は、こういった人たちの気持ちを全く理解していないとしか思えません。</p> <p>この表現には怒りを覚えます。</p> <p>不公平では全くありません。</p> <p>むしろ、仮に託送料金による負担を求める際に、原子力事業者による電気の場合にはパーセンテージを割高にするなどの措置をとってもらいたいです。</p> <p>公平・不公平の問題ではなく、国民全体が負担しなければならない義務は何一つないけれど、起きてしまった事故を収束させるために、何とか協力してもらえないだろうか、という姿勢でなければならぬと思います。</p>	<p>福島原発事故以前には、原賠機構法が措置されていなかったことで原発事故の賠償への備えの不足が生じる中、この不足分についてどの様に手当することが適当かという議論を行ったものです。電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じたところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p> <p>また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が續くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>

250	<p>現在の間取りまとめでは、総括原価方式において、価格設定が自由にできなかったことを根拠に、制度上の不備で、賠償への備えをすることができなかったことを議論の前提としているが、価格設定は自由にできなかった一方で、原子力発電の占める割合は事業者が自由に設定できており、実際に事業者ごとに異なっている。</p> <p>言うなれば、自由に設定できない価格に対して、制度上の不備により発生したリスクをどこまで事業者として取るかを、電源構成により選択できる状況に電力事業者は置かれていた。</p> <p>また、収益もそのとったリスクに応じて違っていたはずである。</p> <p>この状況下で、各事業者が選択した、リスクと得た利益に応じた負担があるのが、賠償制度としては望ましいはずである。</p> <p>そうでなければ、今後、起こりうるの制度上の不備に対して、モラルハザードが発生し、過大にリスクをとるという事業者が生まれて被害を大きくする事態が起きかねない。</p> <p>それを防ぐためにも、制度上の不備がある中で、どういう選択を事業者がしたのかという話と、その後の結果には一定の因果関係が生じるように制度を設計すべきではないだろうか。</p> <p>現在の間取りまとめでは、議論の前提として、最終消費者がどう負担を分担するかに焦点を当てて議論を構成しているが、自由化以前に最終消費者には、電源構成を選択する自由はなかった点を軽視している。</p> <p>独占事業者として、市場競争にほとんどさらされずに電源構成の選択をできた事業者が行った選択の結果を、選択肢を持たなかった最終消費者に、全て転嫁するのは適当な議論なのであろうか。</p> <p>選べる状況にあった事業者の選択の責任を軽視した議論は、モラルハザードを誘発するものであり望ましいとは言えないのではないだろうか。</p> <p>また、今回の取りまとめでは、制度上の不備により生じた過去分の費用の負担だけが議論の俎上に登っているが、同じ制度上の不備によって生じたものは、過去分の利益もあるはずである。</p> <p>最終的に消費者に転化するにしても、この部分を算定した上で、差額を消費者に転化するような議論でなければ、過去分を遡りて清算する議論としてはおかしいのではないだろうか。</p> <p>最後に、事業者間の公平性から考えると、現在の間取りまとめは、その時点で、電源構成を選択をできた事業者と、その時点では、選択することができなかった事業者の間に著しい不公平を生じている。</p> <p>過去の制度・開発の経緯が現在の費用に影響を与えているのは、原子力に限ったことではなく、太陽光や風力発電でも国内外の価格差等を見れば明らかである。</p> <p>経路依存性な現在の状況を、原子力のみ選択的にリセットするような議論になっているが、原子力に限って、過去の経緯をリセットする議論は、公平性に欠くものではないだろうか。</p> <p>過去に国が再生可能エネルギーに大きな予算を投じてこなかったことによる、現在の再生可能エネルギー事業者の不利については、どのように扱うのかを議論せずに特定の電源だけ過去の経緯をリセットするのは不適当な議論ではないだろうか。</p> <p>これらの点を考慮すると、過去分の負担は、あくまでの原子力発電のコストに反映されるべき部分であり、託送料金に反映されるべきではないと考える。</p> <p>原子力発電のコストに算入される形でも、バックアップ電源契約の高価格化、それに対しての新電力の選択というプロセスを通じて、最終消費者に一定割合は価格転化されるはずであり、こちらの方が、過去の選択の責任をうやむやにしない分、モラルハザードを防ぐメリットが期待できる。</p> <p>これらの理由により、過去の経緯により、日本では高くなっている原子力発電と、過去の経緯により日本では高くなっている再生可能エネルギーのどちらが市場において合理的と判断されるかという競争で、電力が選ばれるべきではないかと考えます。</p>	<p>規制料金の下では、電気事業に要した原価に、一定の範囲の事業報酬率がかけられ、収益となっており、必ずしも電源構成のリスクによって収益が変動する制度とはなっており、電源構成とリスク選択の関係性が必ずしも強くなかったと考えています。</p> <p>その上で、現在の原子力賠償制度は、例えば事業者の原子力の保有状況によって一般負担金の額が異なるなど、リスクに応じた負担となっています。</p> <p>今後、自由化の進展に伴って規制料金が撤廃されれば、リスクと収益の関係は原則事業者に帰属することになると考えています。</p> <p>電源毎の開発については、例えば再生可能エネルギーについてはFIT制度が導入されるなど、それぞれの電源に必要な制度措置を講じており、また、連系線利用ルールの見直し等自由化の下での適切な競争環境整備についても検討しているところです。</p> <p>引き続き、3E+Sを実現するために、市場メカニズムを活用しながら、必要な制度措置を講じていきます。</p>
251	<p>東京電力を破綻させなかったのは、賠償の責任を全うさせるためであったはずですが、「国民負担」を言い出すのなら、まずは最大の責任者である東京電力を法的に整理する。そして東京電力の経営者、株主、債権者が金銭的な責任を取らなくてはならない。それを行わないままの「国民負担」などあり得ません。</p>	<p>仮に東電を破綻させ、資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。</p> <p>したがって、国民負担の最小化のためにも、東電を破綻させるのではなく、東電が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えています。</p> <p>福島原発事故の責任については、東京電力の経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されています。</p>
252	<p>世代間の公平性のためには、福島第一原発が発電した電力の恩恵を享受した世代が福島第一原発の廃炉のための費用を支払うのが当然で、これから生まれてくる子供たちには一切負担を求めるべきではない。</p> <p>そこで、福島第一原発が発電した電力の恩恵を享受した世代が他界する前に費用を回収するべきであり、40年もかけてゆっくりと回収するのは不適当。</p>	<p>規制料金が続くことを前提とした環境下では、過去に合理的に見積もれず回収出来なかったものも、合理的に見積もれた時点で、その時点の料金原価に算入し、一定の期間の中で規制料金の中で消費者全体から広く薄く回収することで、その公平性を確保するという考え方に立ってきました。</p> <p>また、現在の規制料金は、例えば、発電所からの距離や供給地域ごとの特性等を考慮して厳密に受益と負担を一致させるということまではしておらず、全体の費用を消費者に広く、薄く負担を求めることで公平性を確保することとしています。</p> <p>今後、自由化の進展に伴って、新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p> <p>回収期間については、単年度当たりの需要家の負担を最大限抑制しつつ、将来世代に過大な負担を課さないようにする必要のあること等を総合的に検討した結果、40年での回収としたものです。</p>

253	<p>P18「事故に備えて積み立てておくべきだった過去分」 我々電力消費者としては十分電力料金に上乘せされた形で支払われてきています。事故や廃炉に備えての積立金がないとすれば「電力側」の無責任体質の表れです。潤沢であったはずの金どこに消えてしまったのか？原子力村で食いつぶしてきてきたのではないのですか？納得がいきません。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立ちながら、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
254	<p>「一般の事業において問題とならないような・制度変更により事後的に費用が増大する場合の対応」と称して損害賠償費用の「過去分」を国民負担とすることが「適当」としているが、言語道断である。一般事業においても法令規制の変更などによる新たな負担が生じるリスクはありうることであり、原発に限ってその補償をすべき理由はない。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立ちながら、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
255	<p>一部を国民負担にするとしても、「復興特別税」のように、「福島原発事故賠償特別税」というような名目ではっきり見えるようにすべき。「確保すべき賠償への備え」は「過去分」だけではなく、現在の原発に対しても当然ある。しかるに、東電も含めどの電力会社も「賠償への備え」を現時点持っていない。よって、原発再稼働するには20兆円とかの「賠償への備え」を義務付けるべき。それは原発のコストとして、電気料金に転嫁するのが妥当。もちろん「託送料金」や新電力の料金への影響は皆無でなければならない。他方、もし原発を稼働させないならば、重大事故のリスクは圧倒的に下がるので、「賠償への備え」を免除すれば良い。</p>	<p>今回の措置は賠償の負担に関するものであり、受益と負担の公平性を考慮すれば、原子力の利用実績に応じて措置することが望ましく、エリア毎に異なる負担額を設定できるという点から、託送料金での回収が適当と考えています。今後の備えについては、原賠法と原賠機構法に基づいて対応されるものであり、現在、原子力委員会の下に設置された原子力損害賠償制度専門部会において、原子力損害賠償制度の見直しが議論されているものと承知しています。</p>
256	<p>まずは東電に負債を増やすばかりの原発推進のための宣伝経費や根回し経費を全て、賠償に当てさせる国の命令が必要です。</p>	<p>被災者・被災企業への賠償は、引き続き東京電力の責任において適切に行うことが重要と考えております。また、2012年の東京電力の電気料金の審査において、節電等を除く広告宣伝費については、電気料金原価への算入を認めないとの査定を行っております。</p>
257	<p>賠償相当分の「過去分」を託送料金に上乘せし、全消費者・全地域から徴収すれば、その中には福島第一原発事故の被害者も含まれることになります。被害者が賠償の原資を負担するのは本末転倒です。金額の問題ではなく、あってはならない事です。</p>	<p>今回の措置は、原賠機構法が措置されておらず生じた、賠償への備えの不足を、全消費者から回収することとしたものであり、事故の発生以前に本来なら全消費者が負担すべきものの負担のあり方を議論したものです。他方、福島原発事故の被災者に対しては、その賠償について東京電力が責任を持って対応するとともに、福島復興再生を一日も早く実現するため、国も前面に立ち取り組めます。今後とも福島復興指針に基づき、国が前面に立ち被災者を支援していきます。</p>
258	<p>3. 11当時、未成年であった世代は有権者として投票による意思表示はできず、経産省言うところの「相対的に安価な電気」以外の選択肢は有りませんでした。又、3. 11後に生まれた世代は、3. 11前の電気の「受益者」ではありません。これらの世代が廃炉費用や「過去分」を請求される謂われは無く、公平性に著しく反する不当な請求です。</p>	<p>現在の規制料金は、例えば、発電所から距離や供給地域ごとの特性等を考慮して厳密に受益と負担を一致させるということまではしておらず、全体の費用を消費者に広く、薄く負担を求めることで公平性を確保することとしています。こうした中で、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、消費者間の公平性をどのように確保するのかということであり、これまでの規制料金の考え方も総合的に勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
259	<p>責任は旧の電力会社(原発に不十分の安全対策でよしとした)全体にあると考える。彼らが負担すべきである。なぜ分社化後の発電部門、小売部門にも負担を求めないのか。安全に手を抜いても最後は国民全部に賠償を負担させれば良い、とすれば価格競争が激しくなるこれからまた同じことが起こる。</p>	<p>福島原発事故以前に、原賠機構法が措置されていなかったことで生じた原発事故の賠償への備えの不足分について、消費者間の公平性の観点から、託送料金の仕組みを利用して全ての消費者から公平に回収することとさせていただく制度措置を講ずるとしています。</p>

260	<p>小売での電力自由化が全面的に開始されたのは2016年度であり、それ以前は、一般家庭では地域独占の電力事業者としか契約できませんでした。選択の自由が無い中で、私自身も、請求書・契約通りの料金を支払ってきました。「中間・・・」に盛り込まれた考え方は、決済完了後の追加請求に等しいもので、消費者としても、主権者国民としても、認められません。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
261	<p>総括原価方式という規制の中でリスクの算入が出来なかったとあるが、必要性があれば事業者として明確に数値化して原価算入させる様になった努力を怠っていただけと考えられる。本来部分自由化が開始された時点で問題視され、更に震災によりリスクが表面化された際には具体的な議論がなされるべきであったにも係らず、全面自由化後に議論される事に違和感がある。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
262	<p>電気事業の財務・会計的な特性の5行目に「料金規制の下では、認められた費用等以上に料金収入を得ること・・・」とあるが、昨今の官公庁入札を見ても疑問がある。もともと東電が供給していた案件を東電が落札するという結果が数多く見られるが、その額も通常の新電力では到底追いつけない程の金額(平均して6700円/kW程度の値引き額)であり、原発が動かない今の状況下でもこれほど下げられる会社が、適正な総括原価であるとか、リスクマネーを積み立てられなかったと言うのは如何なものかと考える。また、国の方でも今回の託送料の値上げに伴う電気代の値上げは認めないという話であるが、これは単に新電力の負担が増えることによりますます競争力を奪われる仕組みとなってしまう。なぜ、過去の一般電気事業者の怠慢を理由に旧一般電気事業者の負担を軽減し新電力の負担を増やす仕組みを作るのか。</p>	<p>競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格による小売供給など、電気事業の健全な発達を阻害する行為は、電気事業法上問題となる行為であることから、電気事業法に基づく定期報告等に基づき、適切に監視をしております。電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
263	<p>「事故に備えて積み立てておくべきだった過去分」(18頁)という理屈は通常の商取引ではありえない。契約通りに支払った消費者に、過去に遡って不足分なるものを請求する法的根拠はない。この理屈に従えば、東電の過去の事業で利益を得た株主や債権者さらに給料や退職金を受け取った東電社員からも相応の「過去分」を取り立てなければならぬ。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
264	<p>2011年3月11日後の原発事故による賠償費用の不足分を「過去分」と呼ぶのは不適切だ。この費用はまずは東電が支払うべきである。なぜなら、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」の附則第六条の2に反する。さらに、「過去分」というなら一般負担金として原子力事業者が払うべきではないか。 事故後の賠償費用は各原子力事業者が納付する一般負担金で賅うことになっていたのだから、その不足分(「過去分」)は当然各原子力事業者が支払うべきである。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。この時点では、規制料金の下、将来にわたって公平に回収することを前提としていたため、「将来分」「過去分」という区別がありませんでした。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。今回の措置を講ずるに当たり、国民負担の最小化の観点から、送配電部門の合理化等により、総じて託送料金の値上げにならないようにしたいと考えており、機構法附則第6条第2項に反しているとは考えておりません。</p>

265	<p>原子力に係る賠償への備えの「過去分」という立論自体にも論理的整合性がない。「過去分」を負担すべきは過去に安価な電気を利用した需要家となるが、2020年度から40年間負担する需要家とは集団の同一性が相当異なり、原子力の電気を全く利用したことのない需要家も含めた次世代の需要家へのつけ回しでしかない。また、2011～2019年度の1.3兆円分が「過去分」とされることで、この間が空白期間となってしまう。今後、福島原発の賠償の負担が増額した場合、この空白期間を根拠として再度のつけ回しが行われる危険すら予感される。「将来分」の負担について何の説明もないことも無責任だ。</p>	<p>現在の規制料金は、例えば、発電所から距離や供給地域ごとの特性等を考慮して厳密に受益と負担を一致させるということまではしておらず、全体の費用を消費者に広く、薄く負担を求めることで公平性を確保することとしています。</p> <p>こうした中で、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えしていくという新たな環境を踏まえて、消費者間の公平性をどのように確保するのかということであり、これまでの規制料金の考え方等も総合的に勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p> <p>賠償への備えの不足分については、閣議決定されたでも上限が2.4兆円であることが明記されており、中間とりまとめP20の3.2.(3)留意事項において「全ての需要家から公平に回収する分の総額の上限が2.4兆円であり、これは、今後、変動が生じる性格のものではない。」と記載しているのとおり、過去分について今後上がることはないものと考えています。</p> <p>なお、御指摘の「将来分」については、託送料金の仕組みを利用して回収することなく、原子力事業者が一般負担金として機構に納付することとなります。</p>
266	<p>過去分を公平に負担するのは不可能です。設備容量はおかしいです。削除を求めます。参考図12過去分の規模において、KW当たりの単価の定義するならば、現使用料のkWhで負担額を計算するはおかしいです。もし仮に今後、電気使用料が増えていったら、過去分の総額よりも消費者負担総額が増えます。逆も然りです。過去分の算出方法がおかしいです。</p>	<p>賠償への備えの不足分については、現在の一般負担金の算定方法等を踏まえ、原子力事業開始以降の設備容量に基づいて算出して、料金を算定する際の原価としての総額を決定するものです。</p> <p>他方で、実際に料金として消費者に負担いただく額は、他の原価と同様に、電気の使用量(kWh)に応じて消費者から徴収することとなるため、負担額は円/kWhでお示しております。</p>
267	<p>過去分を託送料金に上乗せした場合、電気料金が東電の収入になり、その収入から債権者、株主、経営者への配当につながりそうです。不思議なお金の流れができそうです。また、発送電分離後、一般負担金はどこの負担になるのでしょうか。</p>	<p>賠償への備えの不足分については、最終的に原賠機構に納付することになるため、御指摘は当たらないと考えております。今回検討を行った賠償への備えの過去分以外については、託送料金の仕組みを利用して回収することなく、原子力事業者が一般負担金として機構に納付することとなります。</p>
268	<p>福島第一原発事故の賠償・事故処理費用は事故を起こした東京電力が負担すべきである。原子力メーカー等を免責する原子力損害賠償法は、本来はおかしく、メーカー等にも応分の責任・負担を負わせるべきであり、そのように法律を改正すべきだと私は思うが、それはともかく、現行の原子力損害賠償法は、電気事業者(電力会社)に責任を集中しているのであり、その原則を崩して、国民・利用者に負担を負わせるのは、この法律に違反している。汚染者負担の原則にも反する。</p>	<p>福島原発事故の費用に関し、政府としては、事故当事者である東京電力の経営改革による資金捻出を基本とするなど、国民負担を極力抑えつつ、福島の復興・再生を一日も早く実現するとの方針で臨んでおります。</p> <p>御指摘のとおり、福島原発事故に係る対応については、原賠法第3条の規定に基づき、事故を起こした東京電力が責任を持って対応することとなっております。</p> <p>その上で、今回の議論は、賠償への備えの不足分についての回収について、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者に公平に御負担いただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
269	<p>東京電力福島原発事故処理費用は当事者責任で支払わせるべき。原子力損害賠償法によれば、事故を起こした原子力事業者には、無過失責任が謳われ責任を負うことが明記されている。しかし今、経産省の政策小委員会から出された案は、原子力損害賠償法には一言も触れられてない。責任の集中どころか自己責任を国民へ押し付けているだけだ。損害賠償資金は「事故以前から確保されるべきだった」が、「措置が講じられず電気料金に算入することができなかった」から、「安い電気を利用した需要家に遡って負担を求めるのが適当」としている。この論理には何の正当性もない。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、原賠法第3条の規定に基づき、事故を起こした東京電力が責任を持って対応し、負担することが大原則です。</p> <p>福島原発事故の費用に関し、政府としては、事故当事者である東京電力の経営改革による資金捻出を基本とするなど、国民負担を極力抑えつつ、福島の復興・再生を一日も早く実現するとの方針で臨んでおります。</p> <p>また、電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起り得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p> <p>また、2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えしていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
270	<p>事故処理費用を捻出するためにも柏崎刈羽原発の再稼働を計画しているようだが、原子力損害賠償法6条をどう考えてるのだろうか。「原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置を講じなければ、原子炉の運転等をしてはならない。」これが6条だ。東京電力は損害賠償費用を自力で支払っていない。つまり措置を講じていない。結果として、原子炉等の運転をしてはならないのではなかったか。経産省は自ら策定した法律に違反していることをどう説明するのか。</p>	<p>原発の再稼働については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、「高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発のみ、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら、再稼働を進める」というのが、政府の一貫した方針であります。</p> <p>また、原子力損害賠償法6条で規定されている損害賠償措置の具体的な措置内容については、同法7条にて規定されており、事業者は、原子力損害賠償責任保険及び原子力損害賠償補償契約、もしくは供託をすることと規定されております。東京電力は同条に基づく措置を講じていることから、法令の規定に反しているとは考えておりません。</p>
271	<p>私たちは放射能の被害を受け、すでに自費で被曝対策をとっているのです。地域の放射線の空間線量や土壌測定にかかる測定器の代金、交通費、諸経費を負担しています。甲状腺検診も自費で受けています。地域によっては土壌などの除染が行われ、甲状腺検診の費用が助成されますが、これは税金ですので国民の負担です。これらの費用の賠償もされていないのに、逆にさらに一企業のために費用の負担をしなければならないというの全く意味が分かりません。</p>	<p>福島原発事故による原子力損害に関しては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、事故との相当因果関係があるものについて、東京電力が賠償を行っております。国としては、被害者の方々に寄り添った迅速かつ適切な賠償を行うよう、東京電力を指導してまいります。</p> <p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、その費用を負担することが大原則です。その上で、福島の復興・再生のため、国も前面に立ち取り組みます。</p> <p>福島原発事故の費用に関し、政府としては、事故当事者である東京電力の経営改革による資金捻出を基本とするなど、国民負担を極力抑えつつ、福島の復興・再生を一日も早く実現するとの方針で臨んでおります。</p>

272	<p>過去分の回収には中間とりまとめ(案)も一案であるが、"後出しジャンケン"という批判もあることから、これ以外の下記のような複数案についても、まず、第一段階として各々の得失を提示して意見聴取し、第二段階として絞り込んだ一案について制度設計を行って意見聴取すべきである。</p> <p>(代案)</p> <p>① 過去分を大手電力が負担するケース 過去分については原発を保有する大手電力が、その財務状況に応じて2020年から40年間で負担し、新電力に切替えた需要家には負担を求めない。この場合、「ベースロード電源市場」の創設はしない。このケースでは、大手電力には厳しいが、合理化等による自動努力で新電力と公平な競争をすることで電力市場の活性化が期待できる。</p> <p>② 過去分を現行の税で充当するケース 過去分の負担は40年という長期に亘り、かつ総括原価方式の下では国が賠償への備えを認めなかったことから、税金(現行の電気料金や復興税等への上乗せにより徴収)を充当することにより、電気料金への影響をなくして需要家間の公平性をより向上させる。この場合も「ベースロード電源市場」の創設はしない。</p> <p>③ 炭素税を創設し過去分を充当するケース 炭素税を創設し、一部を過去分に充当するケースで、更に現行の再生可能エネルギーの賦課金にも充当できるようにする。炭素税の新設はグローバルな産業競争力が阻害される懸念等議論のあるところではあるが、パリ協定の発効を受け、温室効果ガス排出量の削減は待ったなしの地球規模の取組みであることから、広く理解を得ることが重要である。</p> <p>上記代替案のうち、「③炭素税を創設し、一部を過去分に充当するケース」が下記理由により最適と考える。</p> <p>① 炭素税を創設し、炭酸ガスフリーの電力を優遇するとともに、その一部を再生可能エネルギーの賦課金および過去分に充当するという考え方は、なかならず、パリ協定発効下では、2030年に再生可能エネルギーと原子力の比率を各々22%程度にするという、わが国の長期エネルギー需給見通しと進むべき方向が合致している。</p> <p>② 過去分の負担方法という各論的な捉え方よりも、わが国の喫緊の課題でかつ、グローバルな課題でもある温室効果ガスの削減と電力料金の高騰回避を両立させるために原子力が不可欠であることを踏まえ、制度的に再生可能エネルギーと原子力の電力比率の向上を図ることが重要である。</p> <p>③ 原子力の場合、建設のリードタイムが長く、最大60年運転後も廃炉や廃棄物管理等で息の長い管理責任が続くことから、電力の全面自由化の下では事業者が新規導入に躊躇しかねない電源であることから、炭素税創設により、国がこれを側面からバックアップする必要がある。</p> <p>④ 原賠法では事故を起こした事業者が原則としてすべての損害賠償責任を負うこととしている。しかしながら、IF事故は、国や地震学会等も予想もしなかった巨大な地震や津波が発生したこと、国は許認可を行っていること、現在、国が東電を実質国有化していること等を考慮すると、国も応分の賠償費を負担するのが妥当であり、託送料金への上乗せは回避すべきである。</p>	<p>今回の措置は賠償の負担に関するものであり、受益と負担の公平性を考慮すれば、原子力の利用実績に比例して措置することが望ましく、エリア毎に異なる負担額を設定できるという点から、託送料金での回収が適当と考えています。</p> <p>なお、我が国では、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための諸施策を実施していく観点から、いわゆる「地球温暖化対策のための税」が導入されており、税収を活用して、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための諸施策を着実に実施しているところです。</p>
273	<p>過去分の賠償費用は、本来、託送料金ではなく、賦課金や税金等として徴収すべき性質のものであり、再考頂きたい。仮に託送料金とする場合には、託送料金に含まれる費用の内訳を、新電力ならびに需要家が明確に把握できるようにすべきであるが、料金明細票等へ明記については、新電力の過度な負担とならないよう配慮頂きたい。</p>	<p>今回の措置は賠償の負担に関するものであり、受益と負担の公平性を考慮すれば、原子力の利用実績に比例して措置することが望ましく、エリア毎に異なる負担額を設定できるという点から、託送料金での回収が適当と考えています。</p> <p>額の明記の在り方については、いただいた御意見を今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
274	<p>今回の福島第一原子力発電所の事故の責任は、電力会社とそれを推し進めてきた国の責任です。原発の廃炉・賠償のコストを広く国民に負担を求めるとすれば、先ずはその責任をどう果たしていくか、国民的な理解を求めることが必要です。安易に託送料金で回収するような仕組みを導入すべきではありません。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、その費用を負担することが大原則です。その上で、福島の復興・再生のため、国も前面に立って取り組みます。</p> <p>福島原発事故の費用に関し、政府としては、事故当事者である東京電力の経営改革による資金捻出を基本とするなど、国民負担を極力抑えつつ、福島の復興・再生を一日も早く実現することの方針で臨んでおります。</p> <p>その上で、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送制度を利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとはいたしません。また、今回の措置を講ずるに当たり、国民負担の最小化の観点から、送配電部門の合理化等により、総じて託送料金の値上げにならないようにしたいと考えております。</p>
275	<p>福島第一原発の事故処理費用のうち、電力自由化で参入した新電力に約2400億円の支払いを求める方針が現実のものとなれば、巨額の追加費用が電気料金に転嫁され、長期にわたって国民負担が増加することになります。2016年4月から電力小売全面自由化がスタートしましたが、新電力会社の中には、原発によらないことを謳ったものもあり、そのため新電力会社へ切り替えた消費者も少なくありません。事業者や市民の自然エネルギーへの熱意や意識的な選択を踏みにじるような方針は正当性がありません。</p>	<p>今回の措置を講ずるに当たり、国民負担の増加とならないよう送配電部門の合理化等により、総じて託送料金の値上げとならないようにしたいと考えています。</p> <p>なお、市場参加者である小売電気事業者は、これまで同様、自らの創意工夫の下自由で電力調達先を選ぶことが可能です。また、消費者も自らが電気を購入先である小売電気事業者を自由に選択することが可能です。</p> <p>また、今回の措置の中では、再エネルギーを消費者に販売することを可能とする非化石価値取引市場の創設など、再生可能エネルギーの取り扱いで消費者の支持を得ようとする小売電気事業者や原子力の電気を使いたくない消費者にとってもメリットのある措置を講ずることといたしました。</p>
276	<p>商法では、電気は「売買」は、財産権の移転を伴わないサービス提供型の契約であっても、売買契約と同様に扱われるものとされている。売買は権利移転型契約(譲渡契約)に分類され、売主は財産権移転義務を負う(民法第555条)。実際、3.11以前に東京電力が提供した電力は現在どこにも残っておらず、電力消費者に渡り、すべて消費されている。財産権移転が終わってしまったからの追加請求は「代金額は当事者間で定めるべきものである」とする合意の範囲外である。</p> <p>一般家庭では選択の自由無く、地域独占の電力事業者としか契約できず、請求書・契約通りの料金を支払ってきた。事実上、電気料金は東電を含む電気事業者の言いなりに決められてきており、それに従って契約し料金を支払った契約者に過去にさかのぼって追加請求するのは民法違反である。</p> <p>双務契約の当事者的一方(たとえば東京電力)は、相手方(たとえば契約者)がその債務の履行を提供するまでは、自己の債務の履行(電力の提供)を拒むことができるとする権利(抗弁権)があった。しかるに、その権利を廃止費用等に行使しなかった以上、この件に関しては東京電力になにか追加請求できる権利があるとすれば、商業道徳にも、一般的な倫理にも違反する。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立って、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じたところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p> <p>また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増え、新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金を利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとはいたしません。</p>
277	<p>託送料金を支払うのは小口の消費者である。大きな工場やプラントの場合、すでに自己事業所内に自家発電施設を設けている。これらの事業者の中には原子力発電を支えてきた企業、およびその関連企業も含まれるはずである。しかし、託送の必要がないのでいわゆる「過去分」を負担することはない。これも理不尽である。</p>	<p>御指摘のような自家発電によって電力を賄い、売電も全く行わず送配電網を利用しない者が存在した場合、その者は託送料金を負担しないため、今回、措置を講じた費用についても負担をすることはありません。これは、従来から託送料金に含まれている、ユニバーサルサービス料金等も負担していないことと同様です。</p>

278	<p>本来「電力システム改革」では、原発の事故費用負担はそもそも想定外の存在である。発電、送電、小売り事業のうち、原発は発電の費用に該当するはずである。ところが送電部門にコストが付け替えられた場合、その費用は一体何に相当するのか。</p> <p>また、一般負担金も原発の費用でははずだ。しかし発電、送配電、小売の分離という「電力システム改革」の貫徹後、福島原発事故の損害賠償に当てられる「一般負担金」もまた、旧一般電気事業者の発電、送配電、小売部門どこの負担になるのかわからない。</p> <p>「一般負担金」は「原子力損害賠償・支援機構法」によって作られたものである。原賠機構法では、当事者である東電に「特別負担金」、東電を含む原子力事業者10社に「一般負担金」を政府に納付するように定めている。これは、政府が債務保証して10兆円を借り入れ、原賠機構から東電に「損害賠償」にあてる資金を交付しているからで、事実上「借金返済」の意味を持つ。同時に、東電以外の事業者に対しては、将来の事故に備える保険金のような意味もあるとして、負担を認めさせた。ところが実際には保険ではないので、いわば「プール金」であり、会計的な位置付もなく、経費算入できるものではないはずである。</p> <p>しかし、19ページ注18によれば3事業者(北陸・中部・沖縄)を除いて、すでに経費算入が行われているすなわち電気料金に含まれている。では「電力システム改革」で発電、送配電、小売の分離が行われた後「一般負担金」はどの部門の経費になるのか。</p> <p>当然原発と同様に「発電部門」でなければならない。しかし一般負担金の一部に組み込まれている「過去分」は「送配電料金」に上乗せすると書かれている。筋が違ふとしかいいようがない。</p> <p>想定される金額について、現在の一般負担金総額が毎年1630億円で、年間の電力需要を8500億kWhと仮定し、その9割を旧一般電気事業者のシェアとし、旧一般電気事業者の系列小売の単価は0.21円/kWh高くなる。標準家庭(260kWh/月)では、他社より54.6円ほど高くなることになる。これでは旧一般電気事業者の系列小売はそのぶん競争力を失う。これを「送配電部門」の負担とし、「過去分」同様に託送料金に上乗せして、広く消費者負担としてはならない。</p>	<p>原賠機構法に基づく一般負担金は、原子力事業者が負担することとなっており、2011年6月の閣議決定(「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」)において、事業コスト、すなわち電気料金原価に算入することが認められることとされました。このことは、原賠機構法制定時の国会審議における政府答弁の中でも明示されております。</p> <p>2020年の発電電分離以降も引き続き、一般負担金については、発電事業を行う原子力事業者が負担することにより、また、賠償への備えの不足分として託送制度を利用することとしている部分以外については、託送料金に乗せられることとしておりません。</p>
279	<p>原発事故の「過去分」負担を「全ての需要家が公平に負担することが適当」と書かれているが、そもそも「公平な負担」などあり得ない。これを理由に、電気料金原価に公正な費用以外を追加していくことは、それこそが電力システム改革を無視した、乱暴な考え方であり、撤回されるべきである。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p> <p>また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えているという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
280	<p><17ページ> 下から5行目についての欄外説明に、「将来分と過去分の区別がなされておらず」とあるが、これまでの怠慢に加え、明確でない過去分の負担を、託送料を通じて国民に負担を求めることは理解しがたい。</p>	<p>2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。この時点では、規制料金の下、将来にわたって公平に回収することを前提としていたため、「将来分」「過去分」という区別がありませんでした。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えているという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
281	<p>原子力損害賠償法の根本的改正が先決である。大前提の原子力損害賠償保険の保険金額を、もっと妥当な大きな金額にしなければならない。福島原発事故に対しては、なし崩し的に、政府の公的資金が使われ、消費者の電気料金に負担を転嫁してしまっているが、本来はそのようなことなく賠償や事故処理ができるようにしなければならない。この問題は、内閣府の原子力委員会でも議論されているが、速やかに国会の場でも議論されるべきである。</p>	<p>原子力損害賠償制度の見直しについては、現在、内閣府の原子力委員会の下にある原子力損害賠償制度専門部会において、原子力事業者や国の責任の在り方を含む様々な課題について検討が進められております。</p>
282	<p>「過去に安価な電気を等しく利用してきたにもかかわらず、原子力事業者から契約を切替えた事業者は負担せず…」とあります。実際に原子力を建設運営する上で、そのメリットを享受していたのはその事業者と地元自治体、並びに電源立地地域対策交付金を受けた企業(F補助等)、原発メンテナンス事業者が主であり、一般の需要家はその価格メリットを最大限享受できてきたとは決して言いがたいと考える。公平に負担させるとすれば、先ずはこを是正すべきではないでしょうか。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p> <p>また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えているという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
283	<p>未だ原子力損害賠償法の改正は進んでいないが、現行の1200億円では到底過酷事故の費用としては足りないことは明白であり、また、現在、原子力事業者が原賠機構に納める負担金も事実上東京電力の事故費用に使われ、将来、新たに何十兆円も要する原発事故が起きた際の備えとしては間に合っていない。過去に原発事故に備えて電気料金から事故の備えを徴収しておくべきだったとするのであれば、将来の原発事故に備えて、今以上の費用を原発の原価に含めて徴収するべきであり、その費用も含めて原発のコストを見直すべきであるが、これらのことは明確にされていない。まさかこれから将来起こる原発事故に要する費用の備えの分も託送料金で取ろうと考えているのか？もしは、今後起こる原発事故は何十兆円も要しないなどと想定しているのであれば、原発安全神話から脱却できておらず、原発を扱う資格はない。</p>	<p>現在、原子力委員会の下に設置された原子力損害賠償制度専門部会において、原子力損害賠償制度の見直しが議論されているものと承知しております。</p>

284	<p>原子力損害の賠償に関する法律第3条には、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない。」と規定されている。福島第一原発事故は、原発の危険性に鑑みれば、地震による津波の影響を過小に評価した東京電力が引き起こしたものであると見ざるを得ず、その賠償責任は当然東京電力が負うべきである。したがって、東京電力が賠償費用の調達のためにあらゆる手立てを講じることにより対応すべきであり、賠償費用、事故処理費用を自社の電気料金に発電コストとして上乗せし、東京電力との契約者から徴取することもあり得ると考える。それでも責任を負いきれないのであれば、事故の責任の所在を明らかにする意味でも東京電力を解体して資産の整理をした後に、不足分をどのように調達するのかを考えるのが筋ではないか。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、負担することが大原則です。その上で、福島の復興・再生のため、国も前面に立って取り組みます。御指摘のように、仮に東京電力を破綻させ、法的整理を行った場合、資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。したがって、国民負担の最小化のためにも、東電を破綻させるのではなく、東電が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えています。</p>
285	<p>1F事故以前からの賠償の備えが無かったのは、原子力発電所は安全であり、大きな災害を起さないという妄想的な前提があったためである。従ってこれは制度の不備ではなく、制度そのものが不要であると考えられていたのではないかと。事故は想定外であったというが、妄想的な前提のため想定そのものを怠ったのではないかと。そのために、現実には大きな事故を起こし、安全で無いことが証明され、多大な犠牲と莫大な費用が発生している。</p>	<p>政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p>
286	<p>福島原発事故後、大手電力各社は賠償への備えとして毎年、一般負担金(2015年は計約1600億円)を納付しており、これは福島原発事故の賠償費用に充てられている。これも電気料金の原価に算入されているため、既に賠償費用は「国民負担」となっている。今回さらに2.4兆円が加われば、さらに「国民負担」が増大するということである。このような制度の導入は撤回すべきである。</p>	<p>2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。今回の措置を講ずるに当たり、送配電部門の合理化等により、総じて託送料金の値上げとならないようにしたいと考えています。</p>
287	<p>そもそも、東京電力という一民間企業の損害賠償とその損失を、なぜ消費者に負担させようとするのか全く理解できません。これまで原発事故への対策や使用済み核燃料の対策についてはどうするのか、原発に危惧を持つ多くの人が株主総会などで、その具体的な対策と原発からの早期撤退について問い続けてきました。電力会社は、「総括原価方式」という他の事業者には認められない「特別」な料金システムで保護され続けてきたのです。また廃炉料金などについてもすでに消費者に負担させてきているにも関わらず、何の対策もせず、ましてや事故を起こした責任も取らずに、そのツケを「託送料金」に乗せようとするのは、社会的、道義的にも許されません。経産省がやるべき電力自由化にも反しています。新電力に過去の原発事故の負担金を求めるというのでは、電力の自由化ではなく不自由化になりませんか。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
288	<p>貫徹小委中間とりまとめP.18に示された「過去分」は「1F事故前に確保されておくべきであった賠償への備え」であり、「需要家間の格差を解消し、公平性を確保するために全需要家が等しく受益していた過去分について、全ての需要家が公平に負担することが適当であり、(以下略)」と整理されている。したがって、「過去分」は将来において託送料金の仕組みを通じて需要家から回収する「需要家にとつての過去分」と理解すれば、これまでの一般負担金と同様に、納付する各年度の費用として会計処理するものと理解すればよいのか。</p>	<p>御指摘のとおり、会計上の性格は、過去分についてもこれまでの一般負担金と同様と認識しており、会計処理についても同様と考えております。</p>
289	<p>当局は「一般負担金については、すべての原発事業者が負担するものであり、…」と説明している。また、当局は「一般負担金は原発事業に伴うコストとして料金原価に含まれることになる。」と原価への算入を省令改正で認めた。その結果、原発事業者は身銭を一銭たりとも切ることなく、電気料金に潜り込ませた「消費者が払う一般負担金」を表向き「原発事業者が負担し、…」したことにしている。これは当局と原発事業者による消費者、国民を裏切る詐欺行為であり、許されないこと。1F事故は、東電と同業の原発事業者が起したのである。即刻、省令を再改正して「一般負担金」は実質原発事業者が身銭を切る負担に戻すべきです。「一般負担金」は、東電が負担する「特別負担金」と同じように、料金原価への組み入れを認めない方法に省令を再改正すべきです。現行の「一般負担金」回収方法が2011年から2019年まで継続されると、一般電力消費者の負担は膨大で、1.3兆円前後に達すると推定される。</p>	<p>一般負担金については、大規模な原子力事故に備えて設立された原子力損害賠償支援機構の円滑な損害賠償支援の実施を確保するために、全ての原子力事業者が負担するものであり、原子力発電事業に伴うコストとして料金原価に含まれることとなります。他方、特別負担金については、損害賠償支払いに関する国の支援に伴い、特別援助を受けた原子力事業者が一般負担金に加えて支払うものであり、あくまでも経営の合理化努力によって賄うべきものであることから、料金原価に含まれないこととしております。なお、2011年の原子力損害賠償支援機構法の国会審議の際に一般負担金は料金原価に含め、特別負担金は料金原価に含めないとの政府からの説明を行っております。</p>

290	<p>過去に原発事故に備えて電気料金でとるべきだった事故費用の「過去分」をこれから電気の託送料金で取ろうという理屈づけを用いるのは、モラルハザードを招くものであり、消費者保護の観点から避けるべきである。本とりまとめでは、規制料金下で原価に含められなかったとしているが、規制料金であるからこそ、本来は国が原発事故のリスクを正当に評価し、料金で徴収するか、もしくは原子力損害賠償法を強化して事業者が備えておくようにすべきであった。ところが、国と事業者は原発の過酷事故は起こらないとして安全神話に寄りかかり、原発事故の備えを怠ったのである。世耕大臣は、このことにつき昨年12月20日の会見で国も反省していると述べてはいるが、反省ではなく、事業者と銀行や株主等の利害関係者及び国が相応の責任を取ることが必要である。その上で、仮に住民や消費者が広く東電福島原発事故の費用を負担しなければならぬとしても、「過去分」といった消費者保護と反する理屈づけをとることはやめるべきである。</p>	<p>2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収することを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p> <p>また、福島原発事故の責任については、東京電力の経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されています。</p>
291	<p>事故損害賠償金の費用額に相当する交付金を政府(原賠・廃炉等支援機構経由)から受け入れている。返済義務はないものの一般負担金及び特別負担金を納付する形で実質延払返済中であり借入金処理すべきであるが、本件では特別利益として処理している。債務超過回避を目的とした救済策であり認められない。</p>	<p>原子力損害賠償支援機構交付金については、法的に返済義務があるものではないため、引当金の計上などの負債計上をする必要はないと考えております。</p>
292	<p>原発事業者は大賠償事故に備えた積立をさぼり、「原発の安い電気」で、数十年に亘り、膨大な利益を享受してきた。したがって、仮に当局の案の通り、「過去分」を製造原価に入れて、消費者に請求する」なら、当然原発事業者も過去の膨大な原発利益の中から、「一般負担金」を2010年までの「過去分」として、2011年からの相互扶助のための「一般負担金」とは別に納付さすべきです。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算入することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。</p> <p>また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収することを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p> <p>その上で、できる限り負担を求める額を抑制する観点から、最も保守的な考え方に立って、託送制度を利用した回収を開始する2020年までの間に納付されると想定される一般負担金の総額の約1.3兆円を控除することとしています。</p>
293	<p>「過去分を国民全体で負担するにあたっては、特定の供給区域内のすべての需要家に一律に負担を求める託送料金の仕組みを利用することが適当と考えられる。」とあるが、「適当と考えられる」との記述は不適切であり、また委員会内でも多数の異論があったことは明記すべきです。</p>	<p>審議会においては、様々な意見が述べられた上で、最終的に賠償の過去分については、託送料金の仕組みを利用することが、選択肢の中で最も適当であるとの結論に至ったと考えています。</p> <p>委員会内でも、託送料金の仕組み以外の方法によるべきとの意見があったことについては事実であり、中間とりまとめの注19に明記しております。</p>
294	<p>電気料金は何を原料にどんな発電方法をして廃棄物処理にどれだけのコストがかかるか、会計の上で、わかるようにしておくことが大切です。そのことがなにより発電のコストを下げる未来への提言、改善につながります。今回の託送料に発電コストを上乗せする仕組みは、将来にむけての発電方法廃棄物処理のコストがわからなくなるので、発電の会計。託送料の会計はあくまで別の処理にすべきです。</p>	<p>今回の措置を講ずるに当たり、経済実態等を適切に反映した会計処理が行われるようにしてまいります。</p>
295	<p>現在、「原賠機構法」により原子力事業者から支払われている一般負担金とは、本来は「万一の際の賠償への備え」として「福島第一原発事故以前から確保しておくべきであったが、政府は何ら制度的な措置を講じておらず(=制度の不備)、事業者がそうした費用を料金原価に算入することもなかった。」から、今から徴収しているというのである。これは原子力損害賠償保険という保険で手当てすべきものであったのに、まともに賠償費用等を損害保険金として支払う契約を作れば、巨額の損害保険料を支払わねばならず、その結果原発の発電単価が跳ね上がり、安い電源との主張が成り立つのを恐れた話である。そんなことは「割り切り」つまり「起こるはずはない」という意味の安全神話の中で決められてきた制度だったから、こんなことが起きていたのである。</p>	<p>福島原発事故について、政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省し、その教訓を踏まえていくべきことは当然のことです。原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、その費用を負担することが大原則です。その上で、福島復興・再生を一日も早く実現するため、国も前面に立って取り組みます。</p>
296	<p>東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る賠償費用は、発災事業者である東京電力が、国家賠償法に基づく責任を負う国とともに負担すべきです。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、負担することが大原則です。その上で、福島復興・再生のため、国も前面に立って取り組みます。</p> <p>福島原発事故の費用に関し、政府としては、事故当事者である東京電力の経営改革による資金捻出を基本とするなど、国民負担を極力抑えつつ、福島復興・再生を一日も早く実現するとの方針で臨んでおります。</p>
297	<p>原子力事業者が、新たに創設される市場(ベースロード電源市場、非化石価値取引市場)から得られる原子力発電に起因する利益は、広く全需要家に負担を求める損害賠償費用に対して優先的に充当する等の制度措置が必要。</p>	<p>いただいた御意見は今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p>

298	原子力に係わる賠償の費用は、原発を保有し、発電・送配電・小売りを独占していた大手電力会社に負担させるべきである。発送電分離に設立される送配電会社や新電力会社に賠償の法的責任がないことは明白であり、その顧客にも負担させるべきでない。	電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただき制度措置を講ずるとしたものです。
299	発電部門ではなく、託送料金に上乗せして送配電部門から回収することは、2020年以降の発送電分離を踏まえれば、異業種の送配電部門の会計となり、正当性を見いだせない。	今回の措置を講ずるに当たり、経済実態等を適切に反映した会計処理が行われるようにいたします。
300	「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」は、電力会社や国、さらに電力会社の株主、金融機関や原発の製造企業の責任を免除する慰留、本来責任のない2020年以降の全需要家に負担を押しつける法的根拠と理由を説明する義務がある。	電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただき制度措置を講ずるとしたものです。
301	1996年度から2010年度において回収すべきであった「過去分」から、2011年度から2019年度までに納付される一般負担金を控除する考えは間違っており、「過去分」は3.8兆円とすべきである。2011年度から2019年度までに納付される一般負担金は、各年度における負担金であり、「過去分」の回収としてしまうと、2011年度から2019年度の負担分が支払われなかったこととなる。	2011年度から2019年度までの一般負担金を控除する考えは、全消費者から公平に回収する額の算定に当たり、できる限り負担を求めざることを抑制する観点から、最も保守的な考え方に立って、託送料金の仕組みを利用した回収を開始する2020年までの間に、負担金が2015年度と同条件で設定されると仮定した場合に納付されると想定される一般負担金の総額の約1.3兆円を控除することとしたものです。これは、あくまでも負担額の算定に用いたものであり、実際に2011年度から2019年度の負担分が支払われなかったことにはなりません。
302	P20の注20にあるように、産業・業務用の電気料金利用の需要家は販売電力で6割以上。料金体系が違っていると、引き続き原子力事業者から電気の供給を受ける需要家間においても、単価でいえば等しく利用していたとは言えない。	産業・業務用・家庭用の料金体系は、送配電の維持・管理に係る費用負担の割合や負荷率等の要素など、電力システム全体の利用状況が異なることを反映したものとなっていると承知しています。
303	全ての需要家から公平に回収する総額の上限が2.4兆円、今後変動が生じる性格のものではないと説明するが、今後原発事故が起きた場合、また同じことが繰り返される。上限が2.4兆円を超えない根拠を示せ。	今回、全ての消費者から公平に回収する総額を算定するに当たって、主に2010年度以前の原子力発電所の累積の設備容量を用い、設備容量当たりの単価をかけることで算定しています。単価については2015年度の設備容量及び一般負担金の額から求められていること、設備容量は過去の実績であることから、今後の状況変化が生じたとしても、これらの条件が変わることはないため、上限に変動が生じるものではないと考えています。
304	「事故に備えて積立てておくべきだった過去分」をこれから先に、費用負担させることは、非合理的な方法です。対象は過去の2.4兆円。先の世代に負担を追わせるのではなく、現在の世代をもって始末する方法を提案すべきです。	現在の規制料金は、例えば、発電所から距離や供給地域ごとの特性等を考慮して厳密に受益と負担を一致させるということまではしておらず、全体の費用を消費者に広く、薄く負担を求めることで公平性を確保することとしています。こうした中で、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえて、消費者間の公平性をどのように確保するのかということであり、これまでの規制料金の考え方等も総合的に勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただき制度措置を講ずるとしたものです。回収期間については、単年度当たりの需要家の負担を最大限抑制しつつ、将来世代に過大な負担を課さないようにする必要があること等を総合的に検討した結果、40年での回収としたものです。
305	「原子力発電から得られる電気の一定量を小売電気事業者が広く調達できるようにするなど、一定の制度的措置を講ずるべきである。」は不合理です。この制度的措置は、廃炉の費用を託送料金に乗せる事と取引される内容ではありません。元来、原子力発電は出力の調整が難しいと言われます。これを補うために「原子力発電から得られる電気の一定量を小売電気事業者が広く調達できるようにする」は当然出てくる施策です。	安価なベースロード電源については、これまで、各大手電力が専ら自社の需要を満たすために現に利用してきたものであり、これまでの取組を通じて、市場に供出されては来ていません。今回の措置は、小売事業者間の競争活性化のため、新たに、大手電力に対して市場への供出を制度的に求めることとしたものです。よって御指摘は当たらないと考えています。

306	<p>総括原価方式の下での電気事業者は電力会社を経営するすべての費用をコストに転嫁することができた上に一定の利益率まで保証されていた。どんなにコストがかかろうとも法律によってあらかじめ利益が保証されていた。そのような状況にあって、そもそも事故が起こる前に備えておかなければならなかった原子力事故に係る賠償への備えは、事業者が備えておかなければならないものであるのに、全ての需要家から回収するというのは納得がいかない。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えているという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
307	<p>原子力損害賠償法(1961年制定)第3条では被害の責任は全て事業者が背負うとあり、その為に事業者は万が一のためにも、事故を想定した被害に資金を確保しておくべきであった。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした状況踏まれば、一概に事業者の責任のみを問うことは難しい面があり、賠償への備えを含めた制度整備が結果的に不十分であった点については政府としても真摯に反省すべきと考えております。</p>
308	<p>原子力事故の賠償の準備金は必ず必要だと思うし、公平に回収すべきだと思います。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p>
309	<p>一般企業や個人は、何か事が起きたときには当人が全ての責任を負うのに、なぜ、原子力発電所の事故に関しては国民にも負担を迫られるのか。納得がいきません。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えているという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p>
<p>2. 3 福島第一原子力発電所の廃炉の資金管理・確保の在り方について</p>		
310	<p>今般の「管理型積立金制度」の創設により、今後、原賠・廃炉機構が一般負担金の過去分も含め原子力事業者から納付される負担金と1Fの廃炉資金の両者を管理していくことも想定されるが、仮にそのような状況となった場合も、被害者救済の原資である負担金と1F廃炉資金とはそれぞれ目的が異なることから、両者は明確に区分して適切に管理すべきである。</p>	<p>御指摘のとおり、両者は区分経理することで、適切に管理していきたいと考えております。</p>
311	<p>1Fの円滑な廃炉に向け、東京電力が全力で取り組むよう期待する。国もこれを支援すべである。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任をもって対応し、その費用を負担することが大原則ですが、福島の復興・再生のため、国も前面に立って取り組んでいきます。</p>
312	<p>東電PGの事業の合理化分を事故炉の廃炉費用に充当することはやむを得ないが、託送料金の値下げ機会が不当に損なわれないような措置が必要である。</p>	<p>今回の措置は、送配電部門の合理化分のうち、廃炉に必要となる部分については廃炉費用に充てる、というものであり、それを上回る合理化分は、託送料金の引き下げにあてられていくべきことになると考えています。具体的には、他の一般送配電事業者の経営合理化に伴う託送料金の値下げの水準や、収益性・資産状況等を参考に東電グループ各社の負担のバランスを勘案し、送配電事業者の負担が過大になっている場合には、廃炉資金の確保状況なども踏まえつつ、経営合理化分が適切に消費者に還元されるような制度措置も検討してまいります。</p>
313	<p>廃炉費用を安易に国民負担にするのは反対です。まずは東京電力が資産を売却して責任をとるべきです。責任者が無罪放免で費用は国民負担では電力各社は安全性より経済性を優先し再び事故が起こるかもしれません。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任をもって対応し、負担することが大原則です。そのため、福島第一原発の廃炉に要する資金については、東京電力によるグループ全体での総力を挙げた合理化等で必要な資金を確保する方針としております。</p>

314	<p>事故炉のデブリの状況が不明な現状では、廃炉費がいくらかかるかも分らないではないか。それならば、経産相の記者会見の終わりに「追加的に想定外の事態はあり得る」と逃げるのではなく、廃炉費のところにそういう事情を明記すべきではないか。本来であれば、事故炉の廃炉が国家的課題であるというなら、その不足費用は税金で賄うべきではないか。そうすれば、世界中に日本が国を挙げて福島第一の事故処理に取り組んでいるという姿勢をアピールできるであろう。尤も、その場合は、事故原因の究明と関係者の責任追及及び政府の謝罪と今後原発は稼働させないという言明が必要であるため、託送料に逃げ込んだのであろう。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任をもって対応し、負担することが大原則です。 福島第一原発の廃炉の所要資金が増大する中、料金の値上げで対応するのではなく、東電のグループの総力をあげた合理化努力を引き出すことにより賄うこととするため、東京電力の送配電部門において、合理化した分が福島第一原発の廃炉の優先的に充当できるようにすることとしております。もちろん、料金が高止まりするようなことは望ましいとは考えておらず、東京電力には福島事故関連の資金を捻出するのみにとどまらず、消費者還元も生み出すような抜本的な合理化を求めるとしたいと考えております。そのうえで、福島復興・再生のため、国も前面に立って取り組んでいきます。</p>
315	<p>福島第一原発事故の事故処理費用について、「送配電部門の合理化分(利益)」が出た場合には、託送料金を値下げすべきであり、廃炉費用に充てることは電力システム改革の趣旨に反し不適当です。</p>	<p>福島第一原発の廃炉については、その所要資金が増大する中、円滑な廃炉の実施を担保するためには、中長期にわたり、着実に資金を確保できる仕組みを構築することが必要となっています。 今回の措置は、消費者への負担をできる限り抑制する観点から、消費者に直接負担を求める料金の値上げで対応するのではなく、発電事業、小売事業のみならず、送配電事業も含めた東電グループ全体の総力を挙げた経営の合理化を求め、その合理化分について、1F廃炉のための資金確保に活用できるようにするものです。 現行制度上も、送配電事業者は、一定の範囲内で、経営努力による合理化分を値下げ以外に活用することが認められており、今回の措置が、発送電分離をはじめとした電力システム改革の趣旨に逆行するものではないと考えています。</p>
316	<p>1Fの廃炉に必要な資金については、東京電力が負担することが原則ですが、それでも不足する場合は他の原子力事業者からも費用を捻出する必要があると考えます。 1F事故の教訓から、一事業者だけで原発事故対応を行うことが困難なことは自明であり、原子力事業者全体で事故に備えた費用を積み立てたり、賠償を行う仕組みが必要です BWRとPWRでは全然方式が違うから大丈夫、と今でも豪語している旧一般電気事業者も存在しますが、そのように主張する彼らは過去BWR方式に対して警鐘を鳴らしてきたのでしょうか。 そうした点では、東電に対して助言をしたり、警鐘を鳴らしてこなかった原子力事業者全体に責任があります。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任をもって対応し、負担することが大原則です。 福島第一原発の廃炉の所要資金が増大する中、料金の値上げで対応するのではなく、東電のグループの総力をあげた合理化努力を引き出すことにより賄うこととするため、東京電力の送配電部門において、合理化した分が福島第一原発の廃炉の優先的に充当できるようにすることとしております。もちろん、料金が高止まりするようなことは望ましいとは考えておらず、東京電力には福島事故関連の資金を捻出するのみにとどまらず、消費者還元も生み出すような抜本的な合理化を求めるとしたいと考えております。 また、賠償についてはすでに制度措置されており、迅速かつ適切に賠償を行うために、相互扶助の考えのもと、予め原子力事業者が原子力損害賠償・廃炉等支援機構に負担金を納付することで事故に備えておく、こととしております。</p>
317	<p>東電パワーグリッドの利益を廃炉費用に回すという提案に反対します。送配電会社の利益は送配電会社の中で剰余金として処分するべきです。この原則を簡単に崩してしまったのでは、電力会社を分離する意味がありません。東電管内の消費者は、原発の電気を使うのがいやだからと、自然エネルギー中心の電力会社に変えても、託送料金から過去分として賠償費用をとられ、利益があれば廃炉費用に回されるということになります。こんなおかしな話はありません。これでは電力システム改革は何を目的にしているのかわからなくなります。この審議会は「電力システム改革貫徹」を銘打っていますが、本当は「原発温存貫徹」のための中間取りまとめなのではないですか。送配電会社の利益を原発の廃炉費用に回す提案に反対します。</p>	<p>福島第一原発の廃炉については、その所要資金が増大する中、円滑な廃炉の実施を担保するためには、中長期にわたり、着実に資金を確保できる仕組みを構築することが必要となっています。 今回の措置は、消費者への負担をできる限り抑制する観点から、消費者に直接負担を求める料金の値上げで対応するのではなく、発電事業、小売事業のみならず、送配電事業も含めた東電グループ全体の総力を挙げた合理化努力を引き出すことにより、必要な資金を確保するというものです。</p>
318	<p>東京電力が事故の責任をとらず、福島県民への賠償費用も税金で賄われているのに廃炉費用まで国民に押し付けるのは許せない。東京電力の自己責任で廃炉すべきである。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任をもって対応し、負担することが大原則です。そのため、福島第一原発の廃炉に要する資金については、東京電力によるグループ全体での総力を挙げた合理化等で必要な資金を確保する方針としております。</p>
319	<p>東電福島第一原子力発電所の廃炉費用は、東電委員会が言うように、東電が負担することが原則である。そのために国民の負担が増すことがあってはならない。それなのに、なぜ、注釈22で、国民負担増に本来値下げされるべき電気料金が下がらないというような実質的な負担増が含まれないのだろうか。どうみてもこれはごまかした。</p>	<p>福島第一原発の廃炉については、その所要資金が増大する中、円滑な廃炉の実施を担保するためには、中長期にわたり、着実に資金を確保できる仕組みを構築することが必要となっています。 今回の措置は、消費者への負担をできる限り抑制する観点から、消費者に直接負担を求める料金の値上げで対応するのではなく、発電事業、小売事業のみならず、送配電事業も含めた東電グループ全体の総力を挙げた合理化努力を引き出すことにより、必要な資金を確保するというものです。</p>

320	<p>事故炉の対策費は8兆円とされていますが、これには溶け落ちた燃料デブリの取り出しや、その後の原子炉の処理費は含まれていません。取り出しの技術さえも確立していないので、今後発生する費用は予測できないほどの巨額になるでしょう。それは8兆円をはるかに超えるものになるに違いありません。やがて、その費用は全国の電気利用者が支払う「託送料金」として徴収されるかもしれません。これは経産省の省令の改正だけで済むのだから簡単です。これが「改革案」の隠された本当の意図ではないかと私は思います。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任をもって対応し、その費用を負担することが大原則です。そのうえで、福島復興・再生のため、国も前面に立って取り組んでいきます。</p> <p>福島第一原発の廃炉は世界にも前例のない困難な事業であります。現時点では、燃料デブリの取り出しの作業方針・工法が決定されておらず、そうした中、政府として、廃炉に要する資金を具体的かつ合理的に見積もることは非常に困難です。他方、合理的な見積をつくるのが非常に難しいものの、東電改革の内容の検討や、廃炉費用に係る制度整備を検討するには、一定の規模感が示されないと議論を進めることは難しいため、今般、廃炉に要する資金として、約8兆円という数字をお示しました。デブリ取り出しに係る有識者ヒアリング結果を下に、原子力損害賠償・廃炉等支援機構が機械的に算出した金額6兆円に、これまで想定していた2兆円を加算したものが、8兆円であり、今回の所要資金の見通しは、復興加速化の観点から必要となる制度の整備や資金の確保に資するよう、最新の情報に基づきお示したものであります。</p> <p>福島第一原発の廃炉の所要資金が増大する中、料金の値上げで対応するのではなく、東電のグループの総力を挙げた合理化努力を引き出すことにより賄うこととするため、東京電力の送配電部門において、合理化した分が福島第一原発の廃炉の優先的に充当できるようにすることとしています。もちろん、料金が高止まりするようなことは望ましいとは考えておらず、東京電力には福島事故関連の資金を捻出するのみにとどまらず、消費者還元も生み出すような抜本的な合理化を求めたいと考えております。</p>
321	<p>送配電会社「東電パワーグリッド」の合理化分を託送料の値下げに回さず廃炉費用に充てることに反対します。東京電力福島第一原発の廃炉費用に充当するという方は、送配電部門の公共的性格を歪めるものです。また、世界に前例を見ない大事故への対応であり、広く国民に公開して進められるべきです。</p>	<p>今回の措置は、消費者への負担をできる限り抑制する観点から、消費者に直接負担を求める料金の値上げで対応するのではなく、発電事業、小売事業のみならず、送配電事業も含めた東電グループ全体の総力を挙げた合理化努力を引き出すことにより、必要な資金を確保するというものです。</p>
322	<p>参考図15は、送配電の収益が費用等の2倍を超えるものとなっているが、これは「荒唐無稽なデフォルメ」であり、実効性がある提案とはなっておらず取り下げるべきである。</p>	<p>参考図15は、制度措置のイメージとして掲載したもので、実際に送配電事業の収益が費用等の2倍を超えることを示すものではありません。御指摘を踏まえ、図の幅等を修正する方向で検討させていただきます。</p>
323	<p>1F廃炉費用はあくまで発電コストに含ませなければいけない。その結果東京電力が破綻処理に至れば、破綻処理において、経営者、さらに株主と債権者(銀行)も責任を取った後に、1F廃炉費用は公的資金等を含めて捻出されなければならない。</p>	<p>仮に東電を破綻させ、資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。</p> <p>したがって、国民負担の最小化のためにも、東電を破綻させるのではなく、東電が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えています。</p> <p>福島原発事故の責任については、東京電力の経営者は震災後に社長以下取締役が全員退任しており、また、2012年4月に認定された「総合特別事業計画」以降、株主には当面の間の無配当の継続等が、債権者には借換えによる与信の維持等が要請されています。</p>
324	<p>東電グループ内での負担の公平性や市場競争における公平性を確保する観点からは、東電PGの負担が過大なものにならないように歯止めをかけることが重要である。グループ各社との負担の程度を比較するに当たっては、収益性や資産状況のみならず市場シェア等についても参考に、不適切な分担となっていないか確認すべき。東電EPや東電FPが収益を市場競争に投入した結果、負担が軽減されるということのないよう配慮して頂きたい。</p>	<p>福島第一原発の廃炉についての資金確保に当たっては、発電事業、小売事業のみならず、送配電事業も含めた東電グループ全体の総力を挙げた経営の合理化を求めていくことが重要と考えています。</p> <p>頂いた御意見も参考とさせて頂きながら、東電グループ各社の負担のバランスを勘案し、送配電事業者の負担が過大になっている場合には、廃炉資金の確保状況なども踏まつつ、経営合理化分が適切に消費者に還元されるような制度措置を検討してまいります。</p>
325	<p>「1Fの廃炉に必要な資金については、東京電力にグループ全体で総力を挙げて捻出させる必要があるとの考え方」は、電力システム改革において、垂直統合を廃し、発送電分離をすすめる考え方とは相いれないものと考えます。原子力事故の後始末は、発電部門が第一義的に責任をもつべきであり、ことに送配部門は、すべての電力事業の公平な送電インフラであるべきである。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任をもって対応し、負担することが大原則です。そのうえで、福島復興・再生のため、国も前面に立って取り組んでいきます。</p> <p>福島第一原発の廃炉の所要資金が増大する中で、料金の値上げで対応するのではなく、東電のグループの総力をあげた合理化努力を引き出すことにより賄うことを原則としております。その際、東京電力の送配電部門においても、合理化した分を福島第一原発の廃炉に充当できるようにすることとしています。もちろん、料金が高止まりするようなことは望ましいとは考えておらず、東京電力には福島事故関連の資金を捻出するのみにとどまらず、消費者還元も生み出すような抜本的な合理化を求めたいと考えております。</p>
326	<p>P21 「『国民負担増22とならない形で廃炉に係る資金を東電に確保させる』となっているのに、欄外注22に小さい文字で「ここでいう『国民負担増』とは、電気料金の値上げという形で外形的に負担が増加することを意味しており、電気料金の値上げにはつながらないものの、例えば本来値下げされるべき電気料金が下がらないといったような、実質的な負担増となる場合まで含むものではない。」などと、値下げしないことを除外している。消費者の目線で考えれば、原発の費用を負担させられることは値上げでも、値下げの見送りでも同じである。詭弁を弄して、欄外注に小さな文字で、消費者の不利益を記載することは止めたい。</p>	<p>今回の措置は、消費者への負担をできる限り抑制する観点から、消費者に直接負担を求める料金の値上げで対応するのではなく、発電事業、小売事業のみならず、送配電事業も含めた東電グループ全体の総力を挙げた合理化努力を引き出すことにより、必要な資金の確保を図るものです。</p>

327	賠償費用については、特別負担金はやはり東電の利益から出すということが決まっていたはずで、東電の利益は賠償費用になるのか、廃炉費用になるのか、そもそもそれほどの利益が捻出できるのか、大きな疑問が残る。	東京電力は福島への責任を果たすため、特別負担金に加え、廃炉に要する資金についても自ら確保する必要があります。「東京電力改革・1F問題委員会」の提言では、東電の自己改革はもとより、他の電力会社等との再編・統合についても提案されており、こうした改革の実現を通じ、増大する福島事故に関連する資金を着実に確保し、国民負担の抑制につなげていきたいと考えております。
328	「1Fの廃炉に必要な巨額の資金を第三者機関に積立て、適切に管理する制度を創設することが適当」とあるが、現在原子力賠償・廃炉支援機構に積まれている基金とは別に、新たな基金を東電が拠出してつくるということは、現在の東電の経営状況からは現実的でないと思われる。	福島事故による廃炉・賠償などに要する資金が拡大する中で、その資金を捻出し、福島への責任を果たすために、東電がいかなる改革を行うべきかについて、「東京電力改革・1F問題委員会」より提言をいただいています。その中では、東電の自己改革はもとより、他の電力会社等との再編・統合についても提案されており、こうした改革の実現を通じ、増大する福島事故に関連する資金を着実に確保し、国民負担の抑制につなげていきたいと考えております。
329	なぜ第三者機関でないといけないのか、理由が明確でない。まずは事故の責任者が、責任をもって資金回収・管理・廃炉を行うべきである。	福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任をもって対応し、負担することが大原則です。福島第一原発の廃炉に要する資金については、東京電力がグループ全体での総力を挙げた合理化等で必要な資金を確保することが適切と考えております。その上で、第三者機関たる原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対して東電が廃炉に係る資金を積み立て、機構が適切な管理等を行うことにより、将来の廃炉に係る支出に万全を期すことが可能となり、着実な廃炉の実施に繋がるものと考えております。
330	事故炉のデブリの取り出しがいつできるのか、10年後か、50年後か、100年後かわからないし、かかる費用も想定できない、次世代、次々世代にかかる問題と考えるべき。そのような費用を国民に負担を求めるなら、託送量ではなく税金とすべきで、負担が妥当であるか否か、国会審議にかける必要がある。	福島原発事故に係る対応については、東京電力が法的整理することなく、同社が責任をもって対応し、その費用を負担することが大原則です。したがって、税金というかたちではなく、東電が自らその資金を捻出していくことが必要と考えております。具体的には、福島第一原発の廃炉の所要資金が増大する中、東電のグループの総力をあげた合理化努力を引き出すことにより賄うこととするため、東京電力の送配電部門において、合理化した分が福島第一原発の廃炉の優先的に充当できるようにすることとしております。もちろん、料金が高止まりするようなことは望ましいとは考えておらず、東京電力には福島事故関連の資金を捻出するのみにとどまらず、消費者還元も生み出すような抜本的な合理化を求めることとしたいと考えております。
331	これまで2兆円と見積もられていた廃炉・汚染水対策費、経産省は8兆円という数値を出していますが、これは、原賠機構(原子力損害賠償・廃炉等支援機構)が有識者からヒアリングした結果に基づく数値であり、スリーマイル島原発事故の約1,000億円をベースとしてその60倍とみて推定した試算にすぎません。福島の場合はスリーマイル島原発とは異なり、致命的な放射線量のため近づくことすらできず、デブリがどこにどのように存在しているのかさえ分からないのです。30～40年で回収するとしていますが、実際のところ、技術的な見通しが全くたないのです。8兆円としつ数値はさらに天井知らずに上昇する可能性があります。このような天井知らずの上昇の可能性があるにもかかわらず、経産省は、この廃炉費を東京電力管内の「託送料金」を高いままに据え置き、得られた利益を消費者に還元せず、原賠機構に預けて「廃炉基金」にするという方法を編み出しました。この方法が導入されると、電力消費者の知らない間に「託送料金」から廃炉費が回収され、8兆円からさらに膨れあがってもドンドン回収されることになってしまいます。東京電力管内だけでは資金不足ということになれば、全国の託送料金へ広げられていくことでしょう。それも経産省令を少し修正すれば済むようになってしまうのです。実に巧妙で、国民だましの恐るべき方法です。	福島第一原発の廃炉については、その所要資金が増大する中、円滑な廃炉の実施を担保するためには、中長期にわたり、着実に資金を確保できる仕組みを構築することが必要となっています。今回の措置は、消費者への負担をできる限り抑制する観点から、消費者に直接負担を求める料金の値上げで対応するのではなく、発電事業、小売事業のみならず、送配電事業も含めた東電グループ全体の総力を挙げた経営の合理化を求め、その合理化分について、1F廃炉のための資金確保に活用できるようにするものです。現行制度上も、送配電事業者は、一定の範囲内で、経営努力による合理化分を値下げ以外に活用することが認められているところです。
332	本論では東電PGの合理化分充当のみが例示されているが、本来はHD、FP、EPの収益を優先的に充当すべきである。以後の議論では両社利益の充当スキームも詳細に検討いただきたい。	福島第一原発の廃炉の所要資金の確保に当たっては、送配電事業者の東電PGも含め、グループの総力を挙げた経営合理化によって捻出していくものであり、その資金充当の在り方については、東京電力全体の経営方針にも関わるものとして、今後、「新・総合特別事業計画」の改訂等に際し、検討を行ってまいります。
333	「送配電部門の合理化分(利益)」が出た場合には託送料金を値下げするべきであり、託送料金を福島第一原発事故の事故処理費用・廃炉費用に充てることには、単に取りやすいところから目立たないように取り立てるに過ぎず、何ら大義も理念もない。	福島第一原発の廃炉の所要資金が増大する中、円滑な廃炉の実施を担保するためには、中長期にわたり、着実に資金を確保できる仕組みを構築することが必要です。今回の措置は、その際、消費者への負担をできる限り抑制する観点から、消費者に直接負担を求める料金の値上げで対応するのではなく、発電事業、小売事業のみならず、送配電事業も含めた東電グループ全体の総力を挙げた合理化努力を引き出すことにより、必要な資金を確保するものとなっています。
334	福島第一原子力発電所の廃炉の資金管理・確保のために原子力賠償・廃炉支援機構のような第三者機関を活用し、必要とされる積立金制度を創設するという場合、巨額な国の資金が投入されていることを鑑みると、情報開示の徹底とあわせて、国会の審査・承認ということを要件とするべきではないか。	福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任をもって対応し、負担することが大原則です。その上で、御指摘の積立金制度は、東京電力が自らの資金を積み立てていくことで、将来の巨額な支出に備え、着実な廃炉に万全を期すものであり、国の資金が投入されるわけではありません。東京電力がグループ総力をあげて、廃炉資金を捻出し着実な廃炉を実施していくことが重要と考えております。なお、積立金制度創設のための原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の改正法案を国会に提出予定です。

335	電気料金に原発の廃炉費用をのせることは、原発事故の責任を曖昧にする可能性がある。また、国会の関与等がないことにより第三者のチェック機能が十分に働かない。国民は半永久的に廃炉費用を負担しなければならないといわざるを得ない。	今回、託送料金の仕組みを利用して回収することとするのは、自由化が進展した環境下でも廃炉会計制度を継続するために必要な費用です。廃炉会計制度は、事業者の廃炉判断を後押しするものであり、原発依存度の低減というエネルギー政策の基本方針を実現するために欠かせない制度であり、2020年に小売経過措置規制料金が撤廃されることを見据え、制度を安定的に継続する観点から、今回、措置を講ずることとしたものです。なお、原発の廃炉作業に要する費用については、原子力発電設備解体引当金省令に基づいて、運転期間中に積み立てることとしており、この費用は原子力事業者が負担することが原則であることに何ら変更はありません。
2.4 廃炉に関する会計制度の扱い		
336	経過的に措置されている小売規制料金が原則2020年に撤廃されることを踏まえると、託送料金の仕組みを利用することはやむを得ない。	御指摘のとおり、本中間とりまとめを踏まえ、今後、具体的な対応を検討してまいります。
337	託送料金の一部として回収される費用が妥当なものかどうかを確認できるようにすべきである。	具体的な制度の検討に当たっては、御指摘も踏まえ検討させていただきます。
338	回収される費用を料金明細票に記載するなどの措置を講ずべきである。	毎月消費者に届けられる料金明細票等において、負担額を明らかにすることなどにより、透明性を確保することとしたいと考えております。
339	他のすべての原発の廃炉、高・低レベル放射性廃棄物の処理処分、最終処分場なども、「汚染者負担原則」から、原発を持ち、原子力政策を進めてきた当事者(国および原発を保有する電力会社)がその費用を負担すべきであり、将来世代にまでその負担を押し付けてはならない。	御指摘の通り、通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。一方で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。したがって、本中間とりまとめで示された措置は、当該費用を原子力事業者が負担すべきという原則を変更するものではなく、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。
340	原発の廃炉費用を、該当電力会社を利用していない利用者にも負担させること、並びに、主義主張として原発利用に反対しているもの(またそのために自然エネルギー発電電を利用)に対しては悉皆で電力代金として徴収することは、理にかないません。	通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。一方で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。したがって、本中間とりまとめで示された措置は、当該費用を原子力事業者が負担すべきという原則を変更するものではなく、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。
341	原発の廃炉費用は、原発の所有者である発電会社に負担させるべきであり、託送料金に上乗せするなどして、新規参入の小売り電気事業者やこれを利用する消費者に負担させることには断固反対する。太陽光発電などの新エネルギーによる電力供給を行う事業者が、その不足を補うために緊急に原子力発電から得られる電気を調達せざるを得ないケースも生じると考えられるものの、この点を捉えて、小売り電気事業者に廃炉費用の一部を負担させる制度は、原発依存度低減という大きな目標から逸脱するものであると考える。	御指摘の通り、通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。一方で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。したがって、本中間とりまとめで示された措置は、当該費用を原子力事業者が負担すべきという原則を変更するものではなく、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。
342	通常炉の廃炉についても、廃炉は事業者責任で行うのが原則です。託送料金に、送配電事業に直接関係しない原子力事業者の費用を載せることは、電力システム改革の趣旨にも反し納得しがたいものです。また、今後多数の原発が「想定よりも早期の廃炉」を行う可能性が高く、すべて託送料金での回収となってしまいます。	御指摘の通り、通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。一方で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。したがって、本中間とりまとめで示された措置は、当該費用を原子力事業者が負担すべきという原則を変更するものではなく、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。なお、本中間とりまとめにおいては、廃炉作業に要する費用を事業者が積み立てる解体引当金について、その引当期間を原則50年から40年に短縮する措置が示されております。これを適用すれば、仮に現存する全ての原子力発電所が40年で廃炉したとしても、積立ては十分に行われることとなるため、廃炉作業に要する費用の全てが託送料金での回収の対象となってしまうとの御指摘は当たらないと考えております。

343	<p>前回の廃炉会計の審議会のときは「原子力依存度低減のため」ということがありました。原発を安全に廃炉にするための負担なら仕方ないかという思いがありました。しかし、今回は明らかに違います。東電改革1F委員会の提案から始まっており、東電が利益を上げるための大前提は柏崎刈羽原発の再稼働ということになっています。そもそもこの違いを国民に問うところから始める必要があると思います。</p>	<p>本中間とりまとめで示された措置は、あくまで2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、廃炉会計制度を維持するために必要な措置を示したものであり、廃炉会計制度が原子力依存度の低減や廃炉の円滑な実施を目的としたものであることに変更はございません。</p> <p>また、福島第一原子力発電所の廃炉作業に要する費用については、原則として廃炉会計制度の対象としないことも合わせて提言しております。</p>
344	<p>23ページについて、今後の原子力発電の廃炉費用まで託送料金で負担する余力は存在しないかと推察されるが、それはその時に考える、などという言い逃れはしないで、原子力発電はそもそもゴミが最大の問題なのだからその費用も積んだ事業性を計画しているのか、していないのか。しているなら、その費用も計算に入れた託送料金の上乗せの負担比率を出して政策としてほしい。そこを再び民間に計画させるのであれば、同じしわ寄せが繰り返されるだけではないか。しかも、既存に恩恵を受けたのであれば将来の負担比率は減っていくのが当然と考えるがどうか。</p>	<p>まず、通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えており、本中間とりまとめにおいて示された措置は、そうした費用の全てを託送料金で回収することを提言するものではなく、廃炉時点で一括して費用計上が必要なものに限定しております。</p> <p>その上で、託送回収を行う総額については、廃炉を決定する時期等により変化するため、現時点で明確にお示しすることは困難であると認識しております。ただし、本中間とりまとめにおいては、廃炉作業に要する費用を事業者が積み立てる解体引当金について、その引当期間を原則50年から40年に短縮する措置を示しており、これを適用すれば、運転期間中に十分な積立てが行われることとなるため、託送料金で回収する額が増加していくとは考えておりません。</p>
345	<p>「引当方法は、定額法を維持し、引当期間を40年に前倒した上で全額を事業者の負担で引当て。ただし、運転期間の延長が認められた場合には、適切な費用配分の観点から、その時点で引当期間を60年に延長することを認める。」とある。これでは、早期廃炉にして廃炉会計制度の対象とする(解体引当金残額を10年間で分割回収する)よりも、新規制基準適合のための対策工事を行って運転期間を60年に延長させるほうが有利になる。高浜1・2号や美浜3号のように、40年を超えて運転を続けようとするものに対しては、早期廃炉にしないのだから、例外なく、引当期間を40年に前倒しすべきである。</p> <p>とくに、廃炉会計制度によるコスト回収が託送料金を通じて行われることになれば、巨額の対策工事費を費やしても、運転60年またはそれ以前に廃炉になっても、その時点で未償却資産はすべて、廃炉後10年間で定額償却と確実なコスト回収が保証されることから、早期廃炉への動機付けはますます失われる。いやしくも、早期廃炉への動機付けを主張するのであれば、「運転期間の延長が認められた場合には・・・引当期間を60年に延長することを認める」とのただし書きは撤回すべきである。</p> <p>また、廃炉会計制度によるコスト回収を託送料金に転嫁して行う方針は、高浜1・2号や美浜3号で典型的に見られたように、巨額の工事費を要する40年超運転への動機付けを一層高めるものであり、撤回すべきである。</p> <p>電力自由化の下では、廃炉会計制度の対象となるものも含めた、すべての原発コストについて、電力市場で決まる電気料金で回収すべきである。それが困難だということであれば、電力会社が自ら原発の40年超運転を断念すべきである。早期廃炉を断念した場合にも、廃炉後の未償却資産の長期分割回収を認めて特別損失の一括計上を求めないことはあっても、それを託送料金に転嫁して確実に回収するようなことを保証すべきではない。それは電力自由化の考えに反するからである。</p>	<p>解体引当金の引当期間については、規制料金に依らず、その時点で想定される運転期間を踏まえた適切な費用配分を行う制度とすることが期間変更の趣旨であり、早期廃炉にするか否かを理由に行うものではありません。なお、制度変更時点で運転期間が40年未満の炉については、一律に引当期間が40年に変更し、運転期間の延長が認められるまで、これを前提に引当を行うため、運転期間を60年に延長させるほうが有利になるという効果はないと認識しております。</p> <p>また、廃炉会計制度は、自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため措置したものであり、現行の制度が施行された平成27年3月以降、6基の原発が廃炉決定していることを踏まえても、本制度が存在することをもって40年超運転への動機付けを一層高めるとは考えておりません。</p> <p>なお、本制度は、審議会における検討の過程で会計学の専門家や企業会計の実務家等により御議論をいただき、規制料金により着実な費用回収がなされるという前提の下で成立する仕組みであることが確認されており、単に費用を分割して計上する仕組みを構築することは困難であると認識しております。なお、本制度は、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であり、電力自由化の考え方に反するものとは考えておりません。</p>
346	<p>電力システム改革は、本来、消費者の「選択」と事業者の「競争」を通じて透明・公正・効率的な電力市場化を目指すべきものです。</p> <p>廃炉費用は既に積み立ててきており、今後も廃炉費用は発電事業者の責任で引き当て、必要に応じてその発電事業者の売電価格に反映させるべきものです。</p> <p>これまでも廃炉に要する費用は原子力発電施設解体引当金により引き当てられ、また、福島第一原発事故後も廃炉会計の見直し措置が講じられてきました。これまでの原子力発電を供給してきた発電事業者の電力を利用してきた消費者は、廃炉費用を負担してきており、他の電力を利用する選択肢はありませんでした。</p> <p>電力の自由化によって、消費者は選択が可能となりました。今後は原子力発電を行う事業者が責任を持って廃炉費用を引き当て、売電価格に反映させるべきです。</p> <p>こうした廃炉費用の負担の違いも含め消費者が電力を選択できるようにすべきです。</p> <p>廃炉費用を託送料金に上乗せすることは、電力を利用するすべての国民に負担を求めることであり、原発以外の電力を利用したいと要望する消費者への不利益になりかねません。</p>	<p>御指摘の通り、通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担し、発電部門の費用として計上するものと考えております。</p> <p>本中間とりまとめにおいて示された措置は、廃炉作業に要する費用の全てを託送料金で回収することを意味するものではなく、上記の前提を維持した上で例外的に廃炉に伴って一括して費用認識することが生じるものについて措置を講じるというものであり、原発依存度の低減や廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な措置であると考えております。</p>
347	<p>既存原発の廃炉費用は発電費用でまかなうのが原則であり、原発のコストにもそれが当然含まれているはずである。従って、託送料金に含ませることは正義に反する。この節全体を削除するべきである。</p>	<p>御指摘の通り、通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担し、発電部門の費用として計上するものと考えております。</p> <p>その上で、廃炉会計制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。</p>
348	<p>廃炉に莫大な費用がかかるのはわかっています。でも、まずすべての原発を廃止する事を決めて、その上で、国民に負担を求めるべきです。原発を動かし続けるための費用負担には応じられません。</p>	<p>廃炉会計制度は、自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。</p> <p>したがって、本中間とりまとめで示された措置は、当該費用を原子力事業者が負担すべきという原則を変更するものではなく、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。</p>

349	<p>東電福島事故費用以外の原発関連コストについては、あえて今後も原発を選択する発電会社、その需要家が負担するのが当然であり、それで経営が行き詰まるならそれは当然経営判断の誤りであり、自由主義経済の原則に従って淘汰されるべきであり、それを回避するために原発からの脱却を願う国民や原発以外の電力供給を担う事業者に負担を求めるのは筋違いも甚だしい。</p>	<p>通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。</p> <p>一方で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進化した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。</p> <p>したがって、本中間とりまとめで示された措置は、当該費用を原子力事業者が負担すべきという原則を変更するものではなく、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。</p>
350	<p>廃炉時の未償却資産、解体引当金不足等を廃炉後も引き続き費用計上することを容認し、かつその費用を託送料金で回収しようとしている。これはすでに2015,2016年の措置によって前例が作られているが、電気料金から託送料金に移し替えることで将来とも取りっぱぐれがないようにしようとするものである。こうした措置は、「とりまとめ」も指摘する通り、本来は「原発依存度の低減や廃炉の円滑な実施」のためとして実施されたものであるが、結果的には原子力事業者にとって将来の不安なく原発を延命させる措置として作用している。こうした措置が真に原発依存度低減や廃炉の促進につながるためには、政府が明確に脱原発の方針を確定することが不可欠であり、「長期エネルギー需給計画」に見るような事実上原発の延命、場合によっては新設さえ見通すような政策の下では逆効果である。</p>	<p>廃炉会計制度は、自由化により競争が進化した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため措置したものであり、現行の制度が施行された平成27年3月以降、6基の原発が廃炉決定していることを踏まえても、御指摘のように、将来の不安なく原発を延命させる措置として作用しているとは考えておりません。</p> <p>また、政府としては、責任あるエネルギー政策を実行する観点から、エネルギー基本計画においてお示した原発依存度低減の方針を基本としつつ、①安定供給の確保、②電力コストの引下げ、③CO2排出の抑制の3点を実現する観点から、安全性の確保を大前提に、引き続き、一定程度の原子力を活用していくことが必要と考えております。</p>
351	<p>原発の廃炉に必要な費用はあらかじめ見積もった資金を40年ほどかけて積み立てることになっています。この改革案では、40年より早く廃炉にした原発について、積立金が不足した場合、電気利用者が支払う電気料金で負担することになっています。2016年3月末の時点で、関西電力美浜原発1,2号機など6基が廃炉を決めました。この6基の積立不足などの費用は約1800億円です。その金額は2020年から電気料金に乗せられることとなります。原発を持たない新電力の契約者であっても、負担しなければなりません。福島第1原発の事故を受けて、耐震性など原発への規制が強まり早期に廃炉を決めた電力会社が、電気利用者に廃炉の費用を押し付けることとなります。安い建設費で耐震性のない原発を造り、お金をたくさん儲けた電力会社が、規制基準に合わないから廃炉にしろといえ、その廃炉の積立金の不足分は私たちの電気料金で負担するということになります。これは納得できません。通常廃炉の廃炉は事業者の責任で行うべきで、事業者を優遇すべきではありません。</p>	<p>御指摘の通り、通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。</p> <p>本中間とりまとめで示されている内容として、2016年3月末時点で廃炉決定されていた6基について、託送料金の仕組みを利用して回収する対象となる費用の総額が2016年3月末時点の見積りとして約1800億円となることは事実ですが、託送料金の仕組みを利用した回収は2020年に開始することを想定しており、今後、償却等が進むため、必ずしもその全額を託送料金の仕組みを利用して回収することはありません。</p> <p>また、本中間とりまとめにおいては、引当期間を原則50年から40年に短縮することに加え、廃炉に伴って一括して費用認識することが生じるものに限定して、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために例外的に措置を講ずることを提言したものであり、こうした措置が原子力事業者を優遇する措置とは考えておりません。</p>
352	<p>廃炉会計制度を今後も維持するためとして、東電以外の電力会社の廃炉費用についても託送料金の仕組みを使って回収するような制度変更はすべきではありません。廃炉に関わる費用は発電費用の一部であり託送料金に含めるべきではありません。原子力発電所のみに託送料金への転嫁を認めることは、他の発電方法との公平性を損ないます。また、原子力発電を選択したくない消費者にも負担を強いることになり、理解は得られません。電力システム改革の理念に逆行するものです。</p>	<p>御指摘の通り、通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。</p> <p>その上で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進化した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。</p> <p>これは、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。</p>
353	<p>原発の廃炉費用は、発電手段の中から原発を選んだ事業者が負担すべきであり、託送料金制度を利用して廃炉会計制度を継続すべきでない。会計上も真实性の原則、正規の簿記の原則等(電気事業会計規則第1条)が求められるのであって、廃炉会計制度を継続するために確実な費用回収を担保する措置をとるという逆立ちした施策を採るべきでない。廃炉時の一括減損処理を避けるためであれば、特別法で分割償却を担保することも可能で、透明性も高い。今も原発の発電コストは安いと政府も事業者も主張しているのだから、原子力事業者自身で費用回収すればよい。</p>	<p>御指摘の通り、通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。</p> <p>一方で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進化した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。</p> <p>これは、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。</p> <p>また、本制度は、審議会における検討の過程で会計学の専門家や企業会計の実務家等により御議論をいただき、規制料金により着実な費用回収がなされるという前提の下で成立する仕組みであることが確認されており、単に費用を分割して計上する仕組みを構築することは困難であると認識しております。</p> <p>なお、企業の会計処理のルールについては、あくまで、取引の慣行や国際的なルールとの整合性等を踏まえて、一般に公正・妥当な会計処理と認められたものであることが前提となっており、一般に公正・妥当な会計処理とは認められないものを個別の規則等により定め、当該会計処理のルールを強制することとすれば、企業の経営実態を適正に開示することができなくなることから、そのような対応はできないと認識しております。</p>
354	<p>当然廃炉のための費用も準備金として料金に上乗せされていたはずですが、二重どりはいけません。足りないとするれば企業の見通しが甘かったのです。本来なら40年で廃炉を予定して考えられているべきでした。初めから60年としていたと聞きます。これも国民には知らされていませんでした。</p>	<p>御指摘の通り、通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものであり、これまでも電気料金で回収することが認められてきたものです。</p> <p>本中間とりまとめで提言された措置は、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するため、廃炉に伴って一括して費用認識することが生じるものに限定して例外的に措置を講ずることが提言されたものであり、見積りの不備等により不足分を回収するものではなく、御指摘のような重複は生じません。</p> <p>なお、これまでの解体引当金制度は、小売規制料金の回収を前提として、事業の実態等を勘案し、原則50年で引当る仕組みとしておりましたが、2020年にも小売経過措置規制料金が撤廃されることを見据え、引当期間を原則40年に変更することも示されております。</p>

355	<p>原発の廃炉費用を託送料金に上乗せし、原発に全く関わりのない「新電力」、国民に負担させるのは全く合理性を欠いている。廃炉費用は発電由来のものであり、原発にかかわる発電会社が負担すべきもので、託送料金に含めるべきものではない。経産省は、原発事故対策のための「過去分負担」や、電力会社に残っている顧客と新電力に移った顧客との費用負担の公平性確保を口実にしているが、本来「原子力発電設備解体引当金」という形で電力会社は将来の廃炉費用を毎年定額積み立てを行ってきたはずで、これまでそれを適切に行ってきたのであれば、それは電力会社側の瑕疵であり、顧客の瑕疵ではないはずである。</p>	<p>御指摘の通り、通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものであり、これまで電気料金で回収することが認められてきたものです。ただし、今回の提言の対象となっている費用は、現行の解体引当金が、小売規制料金による費用回収を前提に原則50年間で費用を積み立てる仕組みとなっているため、それ以前に廃炉決定した場合に制度上やむを得ず生じる未積立分の費用であり、見積の不備等により発生する不足分ではありません。今回、提言されている内容は、廃炉に伴って一括して費用認識することが生じるものに限定して例外的に措置を講ずるものであり、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するため必要な措置であって、原子力事業者を優遇する措置とは考えておりません。</p>
356	<p>原発事業者が負担に耐えられず廃炉を選択する場合には、原発を推進した政府の責任として廃炉費用の一部を国が負担することも考えられる。その時には国家予算として審議されなければならない。現在、全ての原発について、廃炉費用の高騰が見込まれ、最終処分まで莫大な費用と時間が必要なことが予想されている。そのような負担は個別の事業者にできることではない。国の政策として脱原発を決めたうえで、政府の事業とせざるを得ないであろう。したがって、従来の廃炉会計制度は見直さなければならない。</p>	<p>通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。今回の提言の対象となっている費用は、現行の解体引当金が、小売規制料金による費用回収を前提に原則50年間で費用を積み立てる仕組みとなっているため、それ以前に廃炉決定した場合に制度上やむを得ず生じる未積立分の費用であり、見積の不備等により発生する不足分ではありません。こうした費用を託送料金の仕組みを利用して費用回収する措置は、廃炉に伴って一括して費用認識することが生じるものに限定して例外的に講ずるものであり、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するため必要な措置であると考えております。</p>
357	<p>電力自由化の下では、廃炉費積立不足金は252億円、廃止措置資産は616億円、発電資産等は924億円だから、合計1,792億円が、電気料金として回収できないので、託送料金のコストに転嫁し、回収しようというのである。新電力にたいしても、事前に約束したことだから、従ってもらいますということである。自分たちで先に勝手に決めたことを当然だといわんばかりに押しつける。これは、本当にひどいし、許すことはできない。今後廃炉になる原発は42基、廃炉費積立不足金は1.2兆円、原発の未償却資産は2.5兆円である。これらの原発すべてが廃炉になったら、託送料金を通して3.7兆円が10年間で回収されることになる。これらの費用は、原子力事業者が支払うべきで、託送料金への転嫁は認めることができない。</p>	<p>通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。一方で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進化した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。また、通常の廃炉作業に要する費用の一部を託送料金の仕組みを利用して回収する措置についても、廃炉に伴って一括して費用認識することが生じるものに限定して例外的に講ずるものです。これらは、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。</p>
358	<p>廃炉費用は大手電力が発電部門のコストとして負担すべきであり、託送料金へ上乗せ回収する制度の導入は撤回すべきである。 「中間とりまとめ」では、廃炉会計制度を2020年に小売規制料金が原則撤廃された後も維持していくために、託送料金の仕組みを利用している。廃炉会計制度は、運転開始から60年未満で廃炉を決定した原発に対し、資産を特別損失にせず、資産として減価償却できる等とする、大手電力を援助し原発を優遇する制度である。このような大手電力を優遇する制度を存続させるべきではない。</p>	<p>通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。その上で、廃炉会計制度は、自由化により競争が進化した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。また、通常の廃炉作業に要する費用の一部を託送料金の仕組みを利用して回収する措置についても、廃炉に伴って一括して費用認識することが生じるものに限定して例外的に講ずるものです。これらは、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であり、原子力事業者を優遇する措置とは考えておりません。</p>
359	<p>原発のコストが安いとする計算は、原発の稼働率が80%という想定で行われているそうであるが、廃炉費用の引き当ては稼働率が76%で計算しながらも、それが達成できずに引き当て不足を招いており、既に分割して計上できるように廃炉会計制度が改められたものである。全く非現実的な高い稼働率で原発のコストを計算して安いと説明しながら、一方で、実は稼働率が低いから廃炉の費用が備えられないとして託送料金に転嫁するなどという全く不合理なくみを認めることは到底できない。 しかも、既に廃炉を決定し作業に着手している中部電力浜岡原発1、2号機は特別損失を計上して廃炉を進めてきたが、同社は破綻することなく、電気料金が他社に比べて大きく値上がりすることもなく堅実に経営を行っている。なぜ、他社での原発廃炉が中部電力のようにできないのか。経営の失策であれば相応の責任を取らなければならないので、まずはそれを明らかにすべきである。</p>	<p>現行の解体引当金は、小売規制料金による費用回収を前提に原則50年間で費用を積み立てる仕組みとなっており、それ以前に廃炉決定した場合に未積立が生じるものであって、稼働率が低かったが故に積立不足が生じるものではありません。本中間とりまとめで提言されている措置は、上記の廃炉に伴って一括して費用認識するものに限定して例外的に講ずるものであり、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するため必要な措置であることと認識しております。また、2020年にも小売経過措置規制料金が撤廃されることを見据え、引当期間を原則40年に変更することも示されております。なお、廃炉会計制度は、自由化により競争が進化した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため措置されたものであり、御指摘の中部電力の事例とは異なるうえ、経営の失策を補填するものではないと認識しております。</p>
360	<p>貫徹小委中間まとめP.24に示された原子力発電施設解体引当金に係る引当期間(資産除去債務相当額の期間配分の期間)を50年から40年へ短縮するに当たり、その理由を明示することが適切と考える。また、財務諸表における適切な情報開示が望まれる。</p>	<p>現行の解体引当金は、小売規制料金による費用回収を前提に原則50年間で費用を積み立てる仕組みとなっており、積立期間を50年で維持する場合には40年で廃炉した場合でも一定額を託送料金で回収する必要が生じると認識しております。他方で、通常の廃炉作業に要する費用は、原子力事業者が負担することが原則であることに鑑みれば、運転期間に必要な費用を確保することがより適切と考えられることから40年への期間短縮が適当と考えております。なお、財務諸表における適切な情報開示は、各事業者の会計監査において適切に行われるべきものと考えております。</p>
361	<p>廃炉は原発を有する電力会社が進めるべきであり、その費用を託送料金に乗せるべきではない。施設の解体費用を廃炉後も分割して計上するのは会計学的に不可。減価償却の意味が無くなってしまふ。</p>	<p>解体引当金は、資産除去債務に相当するものであり、規制料金により費用回収が着実に回収される前提の下では、償却を継続することが可能であると考えております。</p>

362	<p>発送電分離後の廃炉会計制度における費用回収方法を現行の「小売料金」ではなく、引き続き規制される「託送料金」に加算する方法が提案されているが、確実に回収できると説明するだけで、その理由・根拠が全く説明されていない。</p>	<p>廃炉会計制度は、審議会における検討の過程で会計学の専門家や企業会計の実務家等により御議論をいただき、規制料金により着実な費用回収がなされるという前提の下で成立する仕組みであることが確認されており、単に費用を分割して計上する仕組みを構築することは困難であることから、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。</p>
363	<p>廃炉の円滑な実施を促すという目的のみ許される粉飾会計であるから、40年で廃炉という原則を守るなど節度のある事業者にのみ適用すべきである。また万一、新設される原発がある際にはこれらの制度は適用してはならず、補助金として競争させなければならない。廃炉費用を適切に見積もってこなかったことへの苦々しい事後策であり、この過ちを繰り返さない仕組みが必要である。</p>	<p>廃炉会計制度は、審議会における検討の過程で会計学の専門家や企業会計の実務家等により御議論をいただき、規制料金により着実な費用回収がなされるという前提の下で成立する仕組みであることが確認されており、粉飾との御指摘には当たらないと考えています。</p> <p>また、本制度は、自由化により競争が進化した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。</p> <p>なお、原発の新増設については、現段階で想定しておりません。</p>
364	<p>40年未満廃炉がある一方、60年に延長されたユニットもあり、トータルでみれば廃炉会計の健全性は維持されていると思料する。託送料金による減価償却費負担は早計ではないか。</p>	<p>廃炉会計制度は、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。</p>
365	<p>この託送料で廃炉費用を回収する制度は、露骨な原発優遇制度である。「中間とりまとめ」は、「発電に係る費用の回収に託送制度の仕組みを利用することは、原発依存度低減や廃炉の円滑な実施等のエネルギー政策の目的を達成するために講じる例外的な措置と位置付けられるべき」だとするが、なぜ、廃炉費用の回収に託送料金の仕組みを利用することが、「原発依存度低減」や「円滑な廃炉の実施」も役立つのか理由が不明というほかない。「中間とりまとめ」がいうように、本当に託送料金の利用が、「原発依存度低減」や「廃炉の円滑な実施」に役立つのであれば、「例外的な措置」ではなく、「恒常的な措置」とするべきである。</p>	<p>廃炉会計制度は、自由化により競争が進化した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。</p> <p>また、通常の廃炉作業に要する費用の一部を託送料金の仕組みを利用して回収する措置についても、廃炉に伴って一括して費用認識することが生じるものに限定して例外的に講ずるものです。</p> <p>これらは、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であり、原子力事業者を優遇する措置とは考えておりません。</p> <p>なお、ここでいう「例外的」という表現は、託送料金での回収を例外的に認めるという趣旨で記載しているものです。</p>
366	<p>廃炉会計制度は取らず、原発事業者に全て特別扱いせず支払いをさせるべきである。廃炉を決めると一括計上するのがきつと言うが、他の事業では設備廃炉などでは会計原則通り事業を行っていると考えられ、原子力発電事業者だけ例外をつくるのは理由がない。</p>	<p>廃炉会計制度は、自由化により競争が進化した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。</p> <p>これらは、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。</p>
367	<p>廃炉に伴い、発生した巨額の費用は特別損失として事業者が原則として処理すべきだ。しかし、従前同様電気料金として分割計上するときは、発電コストとして、託送料金としてはいけない。</p>	<p>廃炉会計制度は、自由化により競争が進化した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。</p> <p>これらは、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。</p> <p>なお、本制度は、審議会における検討の過程で会計学の専門家や企業会計の実務家等により御議論をいただき、規制料金により着実な費用回収がなされるという前提の下で成立する仕組みであることが確認されております。</p>
368	<p>廃炉に関する会計制度については、福島第一原発の事故炉の廃炉と、その他の原子炉の廃炉について区分して検討するべきである。</p>	<p>福島第一原発の事故廃炉については、新たに講じられる制度的措置の下で円滑に廃炉が行われることを前提に、原則として廃炉会計制度の対象から除外することとしております。</p>
369	<p>2016年3月末時点で6基が廃炉を決めているが、積立金不足は1800億円という。その金額は2020年から電気利用金に上乘せされることになる。しかし、地震国で耐震性不足などの原発を作ってきた責任は電力会社と御用学者、そしてそれを認可してきた政府機関にある。裁判所もそういう原発の稼働を認める判決を出してきた。新規制基準に合わないので廃炉にしたからといって、その費用を電気利用者に負担させるのは理屈に合わない。この「改革案」ではそれらの関係者の責任について一言も触れず、電気利用者に廃炉の費用を押しつけるのは、原発を持っている事業者を優遇する措置といわざるを得ない。</p>	<p>廃炉会計制度は、自由化により競争が進化した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。</p> <p>また、通常の廃炉作業に要する費用の一部を託送料金の仕組みを利用して回収する措置についても、廃炉に伴って一括して費用認識することが生じるものに限定して例外的に講ずるものです。</p> <p>これらは、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であり、原子力事業者を優遇する措置とは考えておりません。</p> <p>なお、本中間とりまとめで示されている内容として、2016年3月末時点で廃炉決定されていた6基について、託送料金の仕組みを利用して回収する対象となる費用の総額が2016年3月末時点で約1800億円となることは事実ですが、これらは、廃炉会計制度の対象となる設備の残存簿価等を含めた合計であり、その全てが御指摘の廃炉費用の不足分に当たるわけではありません。</p>

370	<p>実質的に稼働不能となった原子炉は残存価値がないのであれば、未償却の簿価を一括費用に計上すべきであって、価値が残存しているかのように偽装することは会計法の原理に合致するとは思えない。一種の詐欺とはならないか。実態不問にすることは将来に大きな混乱と不信をもたらすに違いない。公正妥当であるべき会計規則からの背反である。</p>	<p>廃炉会計制度は、審議会における検討の過程で会計学の専門家や企業会計の実務家等により御議論をいただき、規制料金により着実な費用回収がなされるという前提の下で成立する仕組みであることが確認されており、一般に公正妥当な会計処理と考えております。</p>
371	<p>原子力発電事業のみが、公共料金の性格を持つ託送料金によってこの費用を徴収するという事は、他の発電方法、また一般的な事業との公平性に反します。電力システム改革の理念に逆行します。廃炉に関わる費用は、電力を販売する原子力発電事業者がその販売価格の仲に含めて回収すべきです。これは火力発電であれ、水力発電であれ、再生可能エネルギー発電であれ、全ての発電方法について共通の考え方です。</p>	<p>廃炉会計制度は、自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものであり、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。これらは、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な例外的な措置であると考えております。</p>
<h2>2.5 税制面の課題について</h2>		
372	<p>2016年4月からの電力小売全面自由化の開始や総括原価料金規制の撤廃に伴い、所得の過小性や課税分の回収確実性といった収入金課税方式としてきた前提条件が変化していることから、電気供給業の法人事業税の課税方式について、他の一般の事業と同様の方式に早急に見直すべきである。</p>	<p>御指摘のとおり、電気供給業に係る法人事業税について、その課税方式を収入金課税としてきた点については、昨今の制度変化によりその前提が失われており、より適切な課税方式を導入する必要があるものと認識しております。今後、実際の競争状況等を勘案しつつ、他の一般の事業と同様の課税方式に変更することが必要であると認識しております。</p>
373	<p>収入金課税の場合に事業税相当額が支払われることが火力電源入札募集要綱に記載されていた契約済み電源、および契約更改に際し火力電源入札募集要綱の内容を引き継いだ契約済み電源に対しては、契約期間内の収入金課税の継続、もしくは課税方式が変更された場合に不利益とならない仕組みの導入を検討いただきたい。</p>	<p>御指摘いただいた点について、今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p>
374	<p>法人事業税における課税標準が現在、電気・ガス事業については売上課税方式で設立間もない新電力(PPS)事業者にとっては、電力自由化の中でいかに電気料金を他社と比べて下がるかの試算で、売上課税は赤字法人であっても納税しなければならないことが、牽いては需要家の電気料金に跳ね返るもので、課税方法の見直しは喫緊の課題と認識しておりますが、今回の政策小委員会でこの検討項目にないことが問題と感ずります。ガスの自由化が2016年4月からとなることから、本来の責任は、事業者を中心として、国が2次的にフォローする方針に変更することが求められます。</p>	<p>御指摘のとおり、電気供給業に係る法人事業税について、その課税方式を収入金課税としてきた点については、昨今の制度変化によりその前提が失われており、より適切な課税方式を導入する必要があるものと認識しております。今後、実際の競争状況等を勘案しつつ、他の一般の事業と同様の課税方式に変更することが必要であると認識しております。</p>
<h2>2.6 その他(財務会計面での課題に関するもの)</h2>		
375	<p>系統需要の減少傾向や電力システム改革の進展、再生可能エネルギーの導入拡大や高経年設備の増加など、今後の送配電事業を取り巻く情勢等を踏まえ、託送料金制度の在り方について、発電事業者に対する課金による受益と負担の公平性の確保や基本料金比率の引き上げによる固定費の安定的な回収等が図られるよう、引き続き検討を進めるべきである。</p>	<p>受益と負担の公平性の確保や、固定費の安定的な回収等、御指摘の点は託送制度を検討する上で重要な点であると認識しております。よりよい託送制度に向けて、御意見は今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
376	<p>託送制度の見直しにあたっては、電力供給の共通インフラである送配電網の維持・運用に係る費用は、送配電網を利用する全てのお客さまに公平にご負担いただくことが基本でなければならない。特に、発電所で発電した電気がお客さまにお届けされるまで、電気の品質(電圧・周波数)や需給バランスは、送電・変電・配電設備から成る電力系統全体で適切に制御しながら維持・安定を図っており、蓄電池やIoT等を活用した高度なネットワーク利用推進に係る検討にあたっては、例えば、分散型電源のような下位系統に接続する電源から下位系統の需要に供給する場合であったとしても、電圧・周波数の維持や需給ギャップに対するバックアップ等は電力系統全体で実施されている現場実態等を十分踏まえるべきである。</p>	<p>高度なネットワーク利用の推進等、御指摘の点は託送制度を検討する上で重要な点であると認識しております。よりよい託送制度に向けて、御意見は今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
377	<p>電力システム改革などを踏まえた送配電網の維持・運用費用の負担のあり方について、コストの抑制・低減、公平・適切な負担、イノベーションの推進の観点から、検討が行われている点を評価する。また、広域系統整備に関する検討に際し、適正な系統コスト負担と全国大メ리트オーダーの両立に向け、政府・関係機関が連携して検討を深めるよう期待する。S+3Eを実現するために必要な系統投資が着実に進められるよう、系統投資に対する国民理解の醸成を含め、引き続き、環境整備を進めていく必要がある。</p>	<p>いただいた御意見も踏まえ、引き続き関係機関と連携して検討を行ってまいります。</p>

378	<p>送配電網の維持・運用費用の負担のあり方の中で、託送料金につき(下から16行目)「供給電圧については特高、高圧、低圧の順でより多くインフラを利用しているという考えから、低圧になるほど高い料金が設定されている」とある。然しながら、高圧と低圧においては以下の理由から託送料にこれほど差が生じる事に問題がある。</p> <p>インフラの差としては6kVの配電線から、高圧は1需要家に対し1台のASと1台のVCTの設置が生じ、低圧は複数の需要家に対し1台の変圧器の設置が生じる。その他ケーブル等のインフラには殆どの差が無い。最近ではASを省略するようになってきているが全体としては少なく、VCTも非常に高価なものである。使用量にもよるが旧一般電気事業者の負担は高圧の方が高くなるケースが多々存在しているのが事実である。先ほど指摘した入札における価格の問題と同様、規制時代から定められた託送料金についても何よりも先に適正価格への見直しを実施すべきであり、その上で原発問題における負担のあり方を議論すべきと考えます。</p> <p>多くの送配電設備インフラは償却が進んでおり、残った簿価と適正な維持費を全使用量で割戻した単価が託送料となるべきであるが、今の託送料とは乖離が大きい筈。これに新設分、改修分によりかかるコストから発電者負担分等を差引いた額を想定全電力量で割戻した額をこれに加える形で毎年見直す事で運用する等の仕組みづくりをこの中で議論頂きたい。</p>	<p>現行の託送供給等約款は、電力会社からの申請に基づき、経済産業大臣が電力・ガス取引監視等委員会の専門的かつ客観的な審査を踏まえた意見を聴くとともに、パブリックコメント等による御意見も踏まえた上で認可しています。いただいた御意見は、今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
379	<p>従来も現在も発電事業者は系統制約の中で立地地点を模索しており、本文のような事実はないと考える。発電所立地においては、送配電網効率運用はもとより、燃料物流、冷却水取得等の関連インフラ環境を勘案していた経緯がある。潮流改善インセンティブは必要と思うが、制度変更の内容次第では、遠隔地立地の既設への追加的支出を強い、かつ新規電源建設のインセンティブを抑制することになるのではないかと危惧している。バランスのとれた検討を要望する。</p> <p>ついでながら、老朽火力が長期休止のまま系統枠を占有している実態もあり、これら電源の退出を促すことで、電源の新陳代謝を促し、系統の有効活用に資する場合があるのではないかと考える。この方面の制度検討もお願いしたい。</p>	<p>効率性向上のための送配電網の維持・運用費用の負担の在り方の検討に際しては、いただいた御意見も参考にさせていただきます。</p> <p>また、連系統の利用については、本中間とりまとめ2. 3. (1)制度の意義において「現行連系統利用ルールを「先着優先」から市場原理に基づきスポット市場を介して行う「間接オークション」へと変更することを軸とする。」としております。</p>
380	<p>再生可能エネルギーの中でもアンシラリー能力のある地熱、バイオマスとアンシラリー能力のない風力、太陽光では系統安定への負荷が異なっている。「当該電源なかりせばケース」と「現状」を比較し、後者の追加費用を特定、原因電源に課金することで、より公平な託送料金制度になるものと思料する。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
381	<p>託送料金制度の見直しにおいては、既存電源と新規電源のイコールフットイングの確保や、一般負担・特定負担のあり方との整合性にも考慮してほしい</p>	<p>いただいた御意見は、今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
382	<p>送電線の利用ルールをコストの安い電源順に利用することを可能とすることで自分で送電線を選んだりできるし、より安い送電線を利用できるようになることで、自分でもっと電力を選んで利用しようという気持ちになるのではないかと思います。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
<p>3. その他</p>		
383	<p>電力需給の安定化を図り電気料金の上昇基調に歯止めをかけるだけでなく、市場に十分な電力を供出し競争の実効性を高めるためにも、重要なベースロード電源である原子力発電所の再稼働の実現は、2020年に向けて最優先で取り組まれるべき事項であり、ベースロード電源市場の創設にあたっては、少なくとも2019年度の市場取引開始までに一定数の原子力発電所の再稼働が果たされるよう政府の責任において取り組むことを中間とりまとめに明記すべきである。</p>	<p>原発については、「高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認められた原発のみ、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進める」というのが、政府の一貫した方針です。</p>
384	<p>政府として、引き続き原子力発電を重要なベースロード電源と位置づけるのであれば、電力システム改革に伴う競争進展下における原子力事業環境の整備は急務である。</p>	<p>エネルギー基本計画にもお示ししているとおり、自由化により競争が進化した環境下においても、原子力事業者が廃炉等の課題に適切に対応できるよう、必要に応じて対応を検討してまいりたいと考えております。</p>
385	<p>原賠制度については、殆どの原子力利用国が有限責任制を採用しているにも関わらず、国の責任が曖昧なまま原子力事業者に無限責任を課し続けているわが国の現行制度は抜本的に見直すべきであり、国の責任を明確にすること。仮に、現時点で直ちに制度の抜本的な見直しを行うことが困難である場合も、万が一の将来事故の際の確実な被害者救済のため、少なくとも賠償措置額については、電気料金水準の上昇を回避しつつ相応の水準に引き上げるべき</p>	<p>原子力損害賠償制度の見直しについては、現在、内閣府の原子力委員会の下にある原子力損害賠償制度専門部会において、原子力事業者や国の責任の在り方を含む様々な課題について検討が進められております。</p>
386	<p>それぞれの制度措置等が相互に関連しつつ、ほぼ同時期に導入することが予定されているが、今後の詳細制度設計にあたっては、相互の措置のバランスや各制度間の整合性、実務面での対応スケジュールについて十分に配慮しながら検討を進めるべきであると考えている。</p>	<p>御指摘のとおり、今回の一連の政策パッケージは各制度の意義だけでなく、相互の関係性を踏まえて総合的な判断が下されており、実務面での対応スケジュールはもちろんのこと、こうした判断を今後の詳細設計にあたって最大限尊重する必要があると考えております。</p>

387	<p>中間とりまとめは、競争活性化の方策とともに、市場原理では解決が困難な公益的課題への対応を促す仕組みについて総合的な検討が行われたうえで結論と認識しており、従って、例えば、競争活性化が重視されるあまり公益的課題への対応が劣後したり、あるいは特定の事業者や利用者に負担がしわ寄せされ競争上の公平性が損なわれたりすることのないよう、各制度間のバランスや全体的な整合性を確保しながら進めるべきである。</p>	<p>今後の諸情勢の変化等により、様々な課題が顕在化する可能性も否定できないため、そうした場合は、各制度間の整合性も踏まえつつ、制度の見直しや追加的な措置を速やかに検討するなど、柔軟に対応していくことが適当であると考えております。</p>
388	<p>電力システム改革に係る多くの政策について国民へのわかりやすい説明に努めるよう求めたい。</p>	<p>今後とも国民の皆様にご理解いただけるよう、各種取組について情報発信に努めてまいりたいと考えております。</p>
389	<p>電力システム改革の果実が国民に広く還元できているかなどについて検証を行い、その状況や環境変化に応じて柔軟に変更しうる制度設計としていただきたい。</p>	<p>2015年7月に成立した「電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下、第3弾法）」では、①昨年4月の小売全面自由化前、②2020年の第3弾法の施行前、③第3弾法の施行後のそれぞれのタイミングにおいて、電気事業制度改革の段階的な実施を踏まえた電気事業を取り巻く状況の検証に関する規定を設けております。引き続き電気事業を取り巻く状況を継続的にフォローしつつ、必要な措置を講じてまいります。</p>
390	<p>広く国民から処理費用を徴収するのに国会での審議もせずに決めてしまうことについて、全く理解できないし、承服もできない。</p>	<p>託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっており、今回の賠償の不足分等についても、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講じてまいります。</p>
391	<p>もんじゅ廃炉の試算額の打ちあけの詳細を公開してください。なぜそれほど時間と費用がかかり、且つその負担を国民に課さなければならないのかも。そして、その試算と時間で必ず廃炉に出来るその理由も納得できません。</p>	<p>「もんじゅ」を廃止措置に移行する場合のコスト試算と工程については、第4回高速炉開発会議の参考資料として公開されておりますので、ご確認ください。 (http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy/fr/pdf/004_s01_00.pdf)</p>
392	<p>前項の議論の責任者である経産省が議論を左右する有識者会議のメンバーを選任することは、利益相反行為ではないか。何故、イギリスの公職任命コミッショナー制度のように、所管官庁は選任そのものにはタッチしないというようにできないのか。それができないならば、せめてもの、中間取りまとめ案の要旨の記載において発言ごとに発言者氏名を明らかにし、その責任を周知せしめるべきではないか。</p>	<p>「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」は、法律、経済、技術、会計等に関する有識者や、消費者団体の方々に委員として参加頂いており、その選任は関係する法令等の規定に基づき行っております。各委員のご発言については、議事録を公表しておりますので、経済産業省のホームページをご確認ください。</p>
393	<p>あらゆる面で、原発によるエネルギー政策は立往生している。その元凶は、使用済み核燃料の処分が不可能であるのに、現在原発敷地内にあるプールで保管されている使用済み核燃料について、立地自治体と道県に対し、「一時的な保管場所であり、最終保管場所ではない」という約束をしていることではないか。それならば、最終保管場所として、どのような場所を想定しているのか。それがなければ、核燃料サイクル政策に拘り、もんじゅがダメになると机上のプラン段階のフランスのASTRID計画に便乗して多額の資金投下をすることになるのだろう。この辺りで、使用済み核燃料の最終処分をどうするかを政治問題として結論を出すべきではないか。そう遠くない時期に、どの原発の燃料保管プールも満杯になり、発電そのものが不可能になることも展望して、原子力政策を根本から再検討すべきではないか。</p>	<p>我が国は、エネルギー基本計画において閣議決定された通り、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルを推進するとともに、高速炉の研究開発に取り組んでいく方針です。高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定については、国民や地域のご理解をいただきながら、一歩ずつ進めていくことが不可欠です。これまでのやり方を見直し、責任を持って最終処分場を確保すべく、地域の科学的特性を国からわかりやすく提示するなど、国が前面に立って取組を進めてまいります。また、使用済燃料対策については、引き続き、官民が協力して使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組の強化を進めていきます。なお、青森県及び六ヶ所村と日本原燃は、「再処理事業の確実な実施が著しく困難となった場合には、使用済燃料の施設外への搬出を含め、適切な措置を行う」という約束を締結しております。国及び事業者は、こうした関係自治体との関係を引き続き尊重し、今後とも十分な理解と協力を得て核燃料サイクルを推進していくことが重要と考えています。</p>
394	<p>原発重大事故の危険を顧みず、福島第一原発の建設を許可し、その安全性にお墨付きを与え、巨額の原子力予算で東京電力をはじめ原子力事業者を支援し、原発推進策をとり続けた歴代政府の責任を明らかにし、原発推進政策を脱原発へ転換すべき。</p>	<p>痛ましい原発事故により、福島を始め多くの方々にご多大な御迷惑をおかけし、復旧・復興はいまだ道半ばである中、原発への反対の声があるのは、当然のことと考えます。原子力政策の推進に当たっては、政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省し、その教訓を踏まえてまいります。他方で、原子力については、2014年4月に閣議決定したエネルギー基本計画において、「安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である」と位置付けられております。また、原発の再稼働については、「高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると判断した原発のみ、その判断を尊重し、地元理解を得ながら再稼働を進める」というのが政府の一貫した方針です。</p>

395	<p>「市場原理のみでは解決が困難な公益的課題の克服を図るための施策」って何ですか。必要もない危険極まりない原発を動かし続けることの、どこに公益的課題があるのでしょうか。無駄な税金支出をやめ、一刻も早く核燃料サイクルを断念し、原発廃炉と使用済み核燃料の処理に力を尽くしてください。</p>	<p>市場原理のみでは解決が困難な公益的課題とは、原子力に限らず、安全性や安定供給、CO2への対応、再エネ拡大など、エネルギー政策の基本的考えである3E+Sの経済性以外の課題を克服するための施策を指しております。そのための施策としては、今回の中間とりまとめの中で、例えば、容量メカニズムの導入や非化石市場の創設、財務会計面での課題への対応等を指しており、いずれも電力システム改革を貫徹するために欠くことのできない施策であると考えております。</p>
396	<p>・原発のコストは、事故対処や廃炉の実施だけでなく技術開発も含めてコストとするべきである。 ・プルトニウム保有の国際政治的意味も考慮に入れる必要がある。 これらは国のエネルギー政策の根幹をなす重要な課題であり、経済産業省令で決定できるものではありません。国会審議はもとより、国民の生活や生命に直結することを考えれば選挙の争点として国民の信を問う必要のある性質の問題であることは明確である。</p>	<p>各電源の発電コストについては、平成27年5月に総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 長期エネルギー需給見通し小委員会 発電コスト検証ワーキンググループが取りまとめた報告において試算を行っており、この中で、原子力発電の発電コストについては10.1円/kWh以上と試算しております。 この原子力発電の発電コストは、資本費、運転維持費、追加的安全対策費、核燃料サイクル費用、立地対策や研究開発等に係る政策経費及び賠償や除染・中間貯蔵等に係る事故リスク対応費用の各費目を算入したものです。 また、エネルギー基本計画で閣議決定したとおり、我が国は、核燃料サイクルの推進を基本方針としており、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ、取り組むこととしております。その際、平和利用を大前提に、核不拡散へ貢献し、国際的な理解を得ながら取組を着実に進めるため、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を引き続き堅持してまいります。</p>
397	<p>p.6注の「ベースロード電源、特に原子力発電所については、地方自治体や地域住民の理解・協力」などにより活用されてきた、「今後」は、「地域住民の理解」「安価な電気という形で(中略)地域に着実に還元されることが期待される。」については異論に対し国民に数字を明示し説明してください。 ・事故処理・廃炉費用を含めた原発コストを持って他の発電方式と比較してください。 ・地域の中で原発に反対の方、種々の調査で国民の60%超が原発に反対していることを一切考慮されないのはなぜですか。 ・今後全国のほとんどの地域で震度7以上の地震が予測されています。 地域別に原発事故・処理の想定を明示してください。 東南海地震と浜岡原発についてどのようにお考えですか。東南海地震に伴う原発・核廃棄物による被害が起こった場合の責任は政府と経産省がどのような形でお取りになるのか、明示してください。 それなしに、原発の継続使用を前提とした議論を行わないでください。</p>	<p>痛ましい原発事故により、福島を始め多くの方々に多大な御迷惑をおかけし、復旧・復興ははまだ道半ばである中、原発への反対の声があるのは、当然のことと考えます。 原子力政策の推進に当たっては、政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省し、その教訓を踏まえてまいります。 各電源の発電コストについては、平成27年5月に総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 長期エネルギー需給見通し小委員会 発電コスト検証ワーキンググループが取りまとめた報告において試算を行っており、この中で、原子力発電の発電コストについては10.1円/kWh以上と試算しております。 この原子力発電の発電コストは、資本費、運転維持費、追加的安全対策費、核燃料サイクル費用、立地対策や研究開発等に係る政策経費及び賠償や除染・中間貯蔵等に係る事故リスク対応費用の各費目を算入したものです。 浜岡原発も含め、原発の再稼働については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、「高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発のみ、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら、再稼働を進める」というのが、政府の一貫した方針です。 この新規制基準は、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、東南海地震も含めた我が国の地震、火山といった自然条件の厳しさ等も勘案し、十分な対策を要求しており、原子力規制委員会は、この基準に従って地震や火山による影響についても、科学的・技術的に厳格な審査を行い、再稼働に求められる安全性が確保されているかどうかを確認しているものと承知しています。 その上で、万が一事故が起きた場合には、政府として、国民の生命、身体及び財産を守ることは重大な責務であり、関係法令に基づき、責任をもって対処します。</p>
398	<p>私は、原発事故の負担処理、賠償費用を国民が支払うのは、国策として進めてきた経過上仕方がないと思っています。しかし、原発を重要なベースロード電源として使い続けるという政府の方針を採択している以上、1) 東京電力福島第一原発の事故が起こった原因を追究して欲しい。2) その原因が原発を作った企業のミス、東京電力のミス及びそれを視ぬけなかった保安院等、国の監督機関のミスなのか公表してほしい。原発建設・原発運営・原発運営の監督の各段階でのミスを発見して時点で秘匿行為はなかったのかどうか調べてほしい。 3) 見つけた原因に対する対策も発表して審議して欲しい。 この後に、国会で「電力システム全部の問題の一つ」としてではなく、「原発事故の賠償、事故処理費用の負担」として議論して欲しい。その場において、1) すでに起こった東京電力福島第一原発の事故の賠償、事故処理負担、2) 将来起こるかもしれない、原発事故の賠償、事故処理負担について討議して欲しい。 上記の国会討議を踏まえていない、総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会の中間とりまとめは、ペンディングにして欲しい。</p>	<p>原発事故について、政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省し、その教訓を踏まえていくべきことは当然のことです。 福島第一原発事故の原因については、国会や政府等に設置された事故調査委員会によって報告書が取りまとめられており、その中で、事故の原因として、自然災害の想定・対策や、炉心の熔融等の重大事故への対策など、万が一の備え・対応が不足していたこと等が主に指摘されております。 この報告書の指摘も踏まえつつ、IAEAや諸外国の規制基準も確認し、さらに我が国の自然条件の厳しさ等も勘案し、原子力規制委員会が世界で最も厳しい水準の規制基準を策定、導入しております。 その上で、高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発でない限り、再稼働することはありません。 今後とも、いわゆる「安全神話」に陥らず、継続的に安全性の向上に取り組むことが重要だと考えております。</p>
399	<p>原発の電力が必要ない事は、2011年以降で明確になっています。又、日本政府が危険きわまる原発産業を存続し、将来にわたって子々孫々までに負の遺産を負わせる原発からの撤退を明言せずに、廃炉費用と言われても、納得できません。国民の多くが原発からの撤退を願っているのに、次々と再稼働を予定しながら、どうしてこのような理屈の通らない法案を強行するのですか？ まず、老朽化した原発から廃炉にし、危険な原発依存からの脱却のシナリオを制作することが喫緊の課題でしょう。そのための人材はいるのですから。目を覚まして、国民の声を聞いてください。</p>	<p>資源に乏しい我が国は、安全性の確保を大前提に、経済性、気候変動の問題に配慮しつつ、エネルギー供給の安定性を確保しなければなりません。 その際、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の高効率化、資源の確保等に全力で取り組み、原発依存度を可能な限り低減してまいります。</p>
400	<p>東電をつぶすのか、救済するのかということから国会で議論するべきです。そして原発をどうしていくのかを議論していく必要があります。</p>	<p>仮に東電を破綻させ、資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東電が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が国民負担となります。また、国が出資した東電株も無価値化するため、結果的に国民負担が増加することとなります。 したがって、国民負担の最小化のためにも、東電を破綻させるのではなく、東電が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えています。 また、エネルギー基本計画(2014年4月)において、原発依存度を可能な限り低減させる方針となっております。</p>

401	<p>東京電力は各銀行から低利子で原発事故対策融資を受けており、利息分を各銀行に利益分から返還しています。その銀行が政権与党に献金を再開し、部分的にも利息分が入っている問題があります。東京電力は基本的には破綻しているわけですから、東京電力の利益分は原発事故取扱いに当てられるべきです。</p>	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が法的整理することなく、同社が責任をもって対応し、その費用を負担することが大原則です。 「東京電力改革・1F問題委員会」の提言では、東電の自己改革はもとより、他の電力会社等との再編・統合についても提案されており、こうした改革の実現を通じ、増大する福島事故に関連する資金を着実に確保し、国民負担の抑制につなげていきたいと考えております。</p>
402	<p>パブコメに寄せられた意見は全て公開して下さい。要約だけでなく、どれだけの意見が寄せられたかをありのまま公開することも重要だと思います。</p>	<p>行政手続法の規定にしたがって、いただいた意見を整理、要約したものを公表しております。</p>
403	<p>原発のコストとは単にランニングコストだけを指すものではなく建造から廃炉、また事故処理にかかる費用までを含めたものであり、そのコストの一部、送配電事業に直接関係しない原子力事業者の費用を託送料金に載せることは、コスト算出の原則に反し電力システム改革の趣旨にも反する納得しがたいものです。もし原発の費用について、実績値として事故費用、廃炉費用を含めた費用が明らかに「高コスト」であるならば原発を今以上に増やす事は非現実的でありただちに廃炉、代替エネルギーへの転換を議論すべきだし、万が一、かかる費用をすべて含め算出した結果がなお「低コスト」と考えられるのであれば廃炉・賠償費用も当然すべて事業者負担すべきです。</p>	<p>御指摘のとおり、福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、その費用を負担することが大原則であり、通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者が負担すべきものと考えております。 他方で、本中間とりまとめで示された御指摘の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、発電コストの多寡に関わらず、エネルギー政策上必要な措置と考えています。 なお、一昨年に政府が行ったコスト検証(原子力のコストは10.1円/kWh)は、賠償、除染・中間貯蔵等の事故対応に係る費用を含んだ試算となっています。(新・総合事業特別計画(2015年4月改訂)を参考に、事故対応費用として、12.2兆円を計上。) これに、今回の上振れを踏まえ、福島事故関連費用が約10兆円増加するとした場合には、原子力発電の発電コストは10.2円/kWh～10.4円/kWhとなり、その他の主要電源と比較して、引き続き競争力を有するものと考えられます。</p>
404	<p>2016年12月20日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」に、「国の行う新たな環境整備」(P26)として、一般負担金「過去分」のうち2.4兆円を託送料金で回収するという、本件の意見募集にかかる内容がすでに書き込まれている。パブリックコメントにかけながら、その内容をすでに閣議決定しているのは明らかに手順を誤っており、小委員会は閣議決定の撤回を求めるべきだ。何故なら、行政手続法は、命令等を定めようとするときに、それを定める前に公示し、意見の提出先及び一定の意見提出期間を定めて、その間に広く一般に意見を求めなければならないと定めている(39条)。本件は適用除外とされておらず、法的義務に違反している</p>	<p>行政手続法においては、命令等を定めようとする場合に広く一般の意見を求めなければならない旨が定められておりますが、同法2条の規定において、閣議決定は命令等に含まれないことから、法令に基づく取扱いがされていると認識しております。 なお、本中間とりまとめに記載された措置のうち、今後、政省令等に基づき具体化するものについては、行政手続法の規定にしたがって、必要なパブリックコメントを再度実施することとなるものと考えております。</p>
405	<p>本当に「原発は安い」のですか。第4回貫徹委員会で、オブザーバーの廣江謙電事連副会長が「それでも原発は安い」と発言をして、松村委員に軽率にそんな発言をしてはいけないと指摘されました。すると廣江氏は「確信をもっているわけでない」と発言しました。 世耕経産大臣は「原発は安い」と発言していますが、原子力事業者は「確信をもっているわけではない」のです。まるで「裸の王様」です。実際に原発を動かしている事業者が確信のないことを、数字をじぶんたちの都合のいいように操って「原発が安い」と言い募っているだけなのではないですか。 今回の試算の数字は東電も経産省も評価していないといえます。ちゃんと事業者と国が責任をもった数字を元に「原発はほんとうに安い」のかを議論してください。</p>	<p>電事連副会長の発言については、議事録に「エネルギーミックスの計算を引用した」とあるとおり、当事者として試算を行ったものではないという趣旨を述べたものと承知しています。 また、今回の所要資金の見通しは、現時点で、最新の情報に基づき一定の蓋然性を有するものとして、お示したものであります。</p>
406	<p>原発の使用済み核燃料の処理方法も解決していない中原発を日本のエネルギーのベースロード電源とする、という日本政府のやり方は理屈に合いません。</p>	<p>2014年6月に閣議決定したエネルギー基本計画において、ベースロード電源は、発電コストが低廉で、安定的に発電することができ、昼夜を問わず継続的に稼働できる電源としております。 その上で、原子力発電は、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時の温室効果ガスの排出がゼロであることから、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置付けております。</p>
407	<p>電力システム改革は、原子力発電に依存しないエネルギー政策を前提にすべきです。</p>	<p>エネルギー基本計画において、安定供給、低コスト、環境適合等をバランス良く実現できる供給構造を実現するため各エネルギー源の電源の特性を踏まえて活用することとしており、同計画の一部として位置づけられている電力システム改革についても、同計画と整合的に進めてまいります。</p>
408	<p>原発の費用について、実績値としてみれば、事故費用、廃炉費用を含めれば明らかに「高コスト」です。政府の試算(モデルプラント方式)は非現実的です。</p>	<p>一昨年に政府が行ったコスト検証(原子力のコストは10.1円/kWh)は、賠償、除染・中間貯蔵等の事故対応に係る費用や廃炉費用等を含んだ試算となっています。 これに、今回の上振れを踏まえ、福島事故関連費用が約10兆円増加するとした場合には、原子力発電の発電コストは10.2円/kWh～10.4円/kWhとなり、原発コストは、その他の主要電源と比較して、引き続き競争力を有するものと考えられます。 また、発電コストの検討に当たっては、事業開始から終了までのライフサイクル全体で考える必要がありますが、発電実績等を基に発電コストを算出する場合、コスト等検証委員会でも議論があったように、個々の発電所の経過年数等によって発電コストが大きく異なることになることから、将来の電源選択に係る政策検討に当たって発電実績等のみを基にした試算を用いることは必ずしも適切ではないと考えられます。</p>
409	<p>託送料金は送配電のネットワークに要する費用として明確に限定すべきです。公共料金である託送料金の透明性・納得性を確保していくために、託送料金はその名の通り、送配電のネットワークに要する費用に厳しく限定すべきです。</p>	<p>託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっております。今回お示している賠償への備えの不足分等は、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用という考えのもと、託送料金の仕組みを利用し回収する措置を講じたいと考えております。</p>

410	<p>この中間とりまとめが行われた委員会での議論の進め方そのものが、今後の国民負担を議論する枠組みとして、そもそも民主主義の基本原則に反していると考えます。具体的には、東京電力福島第一原発事故を筆頭に国民にもたらした影響の甚大さに加えて、あまりにも拙速・泥縄的・乱暴であること、委員構成の適正さへの疑問、事務局を務める経済産業省への国民不信、非公開で行われることの不当性などです。本来であれば、全体として統合的・総合的に、また誠実に国民にさまざまな選択肢を提示し、熟議を重ねて議論すべきであると考えます。</p>	<p>「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」は、法律、経済、技術、会計等に関する有識者や、消費者団体の方々に委員として参加頂いており、その選任は関係する法令等の規定に基づき行っております。また、小委員会は、これまで、ワーキンググループと併せて計15回にわたり、公開の場で審議が行われ、議事録も公開しております。</p>
411	<p>経産省は、昨年9月、「東京電力改革・1F問題委員会」(以下「東電委員会」と「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」(以下「貫徹委員会」)を設置し、わずか3か月ほどで貫徹委員会の「中間とりまとめ」を発表、12月19日からパブリックコメントを開始した。しかし、パブコメ開始翌日の12月20日の閣議決定「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」の中にすでに「中間とりまとめ」の肝である「過去分」や託送料金での資金回収が盛り込まれている。両委員会の委員は原子力推進派に偏っている上、「東電委員会」については非公開で行われた。このような非民主的で拙速な「審議」によって、将来にわたる重大な問題である東電救済策、原子力発電会社救済策を決定することは許されない。まして、このような政策が国会審議すらなされぬまま、政令等のみによって実行されることは絶対にあってはならない。「東電委員会」の議論経過も含めてすべての情報を公開し、国会は勿論、国民的議論によって政策決定がなされるべきである。</p>	<p>中間とりまとめは、行政手続法上の意見公募手続が求められる「命令等」に該当しませんが、国民の皆様から広く御意見をいただくべく、パブリックコメントを行うことといたしました。パブリックコメントでいただいた御意見については、行政手続法の規定にしたがって取りまとめ、御意見に関する考え方を公表しております。東京電力・1F問題委員会は、その検討内容が個社の経営問題に直結することから非公開といたしました。議事の概要を公開し、資料を原則公開するとともに、委員長等から毎回記者ブリーフィングを行うことといたしました。</p>
412	<p>経済産業省も同じだと思いますが、政府は様々な問題でパブコメを取っていますが、少しも参考にしていないのはどうしてですか？ 参考にしないのに取るのは、法律上の規定があるからですか？ それとも意見は参考になるからでしょうか？ エネルギーの総合政策を考えるなら、電気料金の統括原価方式をまず止めること、また国民への情報公開によって、国民がエネルギー政策を自ら考えられるようにすることが、先に必要ではないでしょうか？</p>	<p>中間とりまとめは、行政手続法上の意見公募手続が求められる「命令等」に該当しませんが、国民の皆様から広く御意見をいただくべく、パブリックコメントを行うことといたしました。パブリックコメントでいただいた御意見については、行政手続法の規定にしたがって取りまとめ、御意見に関する考え方を公表しております。また、御意見を踏まえて、中間とりまとめの記載の修正を検討するとともに、今後の政策検討の参考とさせていただきます。国のエネルギー政策については、経済産業省のホームページ等で公表しておりますので、ご参照ください。</p>
413	<p>一番の問題は、原子力発電が安価ではなく使用済み核燃料まで含めれば経済的なメリットがまるでなく、負債が増えるばかりだということに、それを認めず、市場原理を歪めてまで存続させようとしている点です。経済的にデメリットばかりであれば、原発に頼らない電力市場をつくるべきです。</p>	<p>一昨年に政府が行ったコスト検証(原子力のコストは10.1円/kWh)は、賠償、除染・中間貯蔵等の事故対応に係る費用を含んだ試算となっています。(新・総合事業特別計画(2015年4月改訂)を参考に、事故対応費用として、12.2兆円を計上。)これに、今回の上振れを踏まえ、福島事故関連費用が約10兆円増加するとした場合には、原子力発電の発電コストは10.2円/kWh~10.4円/kWhとなり、その他の主要電源と比較して、引き続き競争力を有するものと考えられます。政府としては、エネルギー基本計画においてお示した原発依存度低減の方針を基本としつつ、①安定供給の確保、②電力コストの引下げ、③CO2排出の抑制の3点を実現する観点から、原子力への依存度をゼロにすることはできず、一定程度の原発は稼働させなければ、責任あるエネルギー政策を実行できないと考えております。</p>
414	<p>原発エネルギーはもうすでに世界では時代遅れで、福島原発事故を見ればまったく儲からない事業となっていることはご承知のことと存じます。世界の流れは自然エネルギーにシフトしており、日本のエネルギー業界も自然エネルギーシフトに最大限の努力をすべきと感じます。日本は地震国でありながらどうして地熱発電が進まないのか不思議です。多分既得権益がそれを許さないのでしょうか、国が法律を作ってやればできることですのでそちらも努力をしていただきたいと思っております。</p>	<p>資源に乏しい我が国は、安全性の確保を大前提に、経済性、気候変動の問題に配慮しつつ、エネルギー供給の安定性を確保しなければなりません。その際、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の高効率化、資源の確保等に全力で取り組み、原発依存度を可能な限り低減してまいります。原発については、「高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認められた原発のみ、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進める」というのが、政府の一貫した方針です。この新規制基準は、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、我が国の地震、火山といった自然条件の厳しさ等も勘案して、十分な対策を要求しており、原子力規制委員会は、この基準に従って地震や火山による影響についても、科学的・技術的に厳格な審査を行い、再稼働に求められる安全性が確保されているかどうかを確認しているものと承知しております。</p>
415	<p>現在の総括原価方式にも諸弊害があるので、この機会に内容の見直しも検討して欲しい</p>	<p>いただいた御意見は今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>

416	賠償の不足分を上乗せすることを議論するのであれば、原発推進の理由の1つである低コストという考え方も見直すべきである。賠償費用や高レベル放射性廃棄物の処理コストも含めて原発による発電コストを他の発電方法と比較して、本当に低コストなのかどうかを国民に示し、国会等で議論して国として本当に原発を推進するのか国民に対して信を問わないのはおかしい。	本中間とりまとめで示された御指摘の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、発電コストの多寡に関わらず、エネルギー政策上必要な措置と考えています。 なお、一昨年に政府が行ったコスト検証(原子力のコストは10.1円/kWh)は、賠償、除染・中間貯蔵等の事故対応に係る費用や、高レベル放射性廃棄物の処理費用を含んだ試算となっています。(新・総合事業特別計画(2015年4月改訂)を参考に、事故対応費用として、12.2兆円を計上。) これに、今回の上振れを踏まえ、福島事故関連費用が約10兆円増加するとした場合には、原子力発電の発電コストは10.2円/kWh~10.4円/kWhとなり、その他の主要電源と比較して、引き続き競争力を有するものと考えられます。 こうした発電コストの考え方については、以下のHPで詳細を掲載しておりますので、ご参照ください。 (参考) http://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/#cost_wg
417	原子力損害賠償法の根本的改正が先決である。	原子力損害賠償制度の見直しについては、現在、内閣府の原子力委員会の下にある原子力損害賠償制度専門部会において、原子力事業者や国の責任の在り方を含む様々な課題について検討が進められております。
418	過去分の原発のコストが巨額すぎて自社では払えないというなら、現在稼働している原発、これから再稼働が企図されている原発も、事故のリスクを保険としてコストに含めたら採算が合わないはずで、なぜそれが維持されているのでしょうか。	本中間とりまとめで示された御指摘の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、発電コストの多寡に関わらず、エネルギー政策上必要な措置と考えています。 なお、一昨年に政府が行ったコスト検証(原子力のコストは10.1円/kWh)は、賠償、除染・中間貯蔵等の事故対応に係る費用を含んだ試算となっています。(新・総合事業特別計画(2015年4月改訂)を参考に、事故対応費用として、12.2兆円を計上。) これに、今回の上振れを踏まえ、福島事故関連費用が約10兆円増加するとした場合には、原子力発電の発電コストは10.2円/kWh~10.4円/kWhとなり、その他の主要電源と比較して、引き続き競争力を有するものと考えられます。
419	自然エネルギー市場の発展を阻害し、原発を延命しても、産業が衰退するだけだと思うのですが…経済産業省は、なぜ不経済なことをするのでしょうか。人口も減るので、いいかげん自然エネルギーに本腰をいれてください。国が破綻しますよ。国民負担にすればいいや、ってそのうち負担する国民もいなくなりますよ。頭いいはずなんですから、国の将来のこと考えてください。	資源に乏しい我が国は、安全性の確保を大前提に、経済性、気候変動の問題に配慮しつつ、エネルギー供給の安定性を確保しなければなりません。 その際、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の高効率化、資源の確保等に全力で取り組み、原発依存度を可能な限り低減してまいります。
420	グロスビディングについてもベースロード市場についても、容量メカニズムについてもその価格水準のあり方につき具体的なものが出てきていない中、過去分の負担については早々と算出されており、電力システム改革の殆どが旧一般電気事業者を守るべく設計されているように感じざるを得ない。新電力にとっては電力システム改革の全容が見えない中で事業性の不安を抱えながら事業運営を強いられている状況であり、電力システム改革そのものが自由化における新電力の活動を阻害してしまうことに成りかねない。	2015年7月に成立した「電気事業法等の一部を改正する等の法律」において、改革の各段階において電気事業を取り巻く状況を検証し、必要に応じて適正な競争環境の確保等のための措置を講じることとしております。
421	「電力システム改革」は「東電改革提言」を受けて検討されるべきものなのに、前者だけを先にパブリックコメンタリーにかけるとは不合理である。	東京電力改革・1F問題委員会(東電委員会)は、東電改革のあり方に関して有識者の意見を聴取するため設置いたしました。他方、電力システム改革貫徹のための政策小委員会は、電力自由化後の更なる競争活性化の方策や、自由化の下での様々な公益的な課題に対処するための方策の検討するため、総合資源エネルギー調査会の下に設置されたものであり、中間とりまとめは、東電委員会の提言を受けて行われるものではありません。
422	再処理施設のUPZが5キロメートルに成っている。これは余りにも狭すぎる原子炉施設と同じ30キロメートルが必要だ。	頂いた御意見については、現在、原子力規制庁において原子力災害対策指針の改正に関するパブリックコメントを実施していると承知しています。
423	1F事故対策の費用見積り誤りの責任をとるべき(全体)東電福島第一原発(1F)事故の後5年9ヶ月を経た現在、凍土壁も失敗して放射能汚染水対策がうまくいかないばかりか、デブリの所在も不明で廃炉工程も計画変更ばかりで定まらず、小児甲状腺がんが多発し、がんや心臓病ほかの放射能被ばくが原因と思われる死亡と疾病が多発している。福島の復興が装われているが、実際には事故被害者をないがしろにしたままで全く復興どころではない。その証拠に昨年末に1F事故の為に諸費用が21兆5千億円と初期計画の倍額が経産省から発表された。まさに1F事故対策が破綻している。それ故、まずは1F事故の責任を担うべき経産省や資源エネルギー庁が、事故原因の追究もい加減なまま、誰も責任をとらずに、引き続き電力政策を継続することは許されない。少なくとも、当初(2012年4月)の11兆円の見積りにもどるような誤りがあったかを明らかにし、その過ちを犯した責任者も明らかにして責任をとらせるべきだそれがあった初めて、「電力システム改革貫徹」なる政策検討をすることができるはずだ。	福島原発事故は、我が国が経験したことのない未曾有の原子力災害であり、これまで限られた知見の中では予測することが極めて難しかった。その後の作業が進捗する中で、徐々に状況が明らかになり、更に資金を確保する必要があると判断するに至ったもの。その中で、今回の所要資金の見直しは、現時点で、最新の情報に基づき一定の蓋然性を有するものとして、お示したものです。 具体的には、 ①廃炉については、これまで2兆円を準備してきており、その資金は、主として、燃料デブリ取り出し工程の前の対応に充てられているものです。これに、今般、燃料デブリ取り出しの実行の工程が始まるという中で、必要となる資金の規模感を示すため、機構が有識者のヒアリング結果を基に算出した金額である約6兆円が追加されたものが、約8兆円という金額です。 ②賠償については、これまで見込んでいた約5.4兆円に加え、商工業、農林水産業における営業損害や風評被害が長期化したことなどに伴って、約7.9兆円と見込んだものです。 ③除染・中間貯蔵については、これまで約3.6兆円を見込んでいたところ、労務費や資材費の上昇などにより約5.6兆円と見込んだものです。 これらの費用については、現時点で上振れすることは想定しておりません。ただし、今後、それぞれの事業の進捗に伴う状況の変化や、あらかじめ予見できなかった要因により変動することもあり得るが、むしろ、廃炉技術におけるイノベーションや、除染の加速化、効率化等によって、費用の低減に取り組むことで福島復興の加速化・充実を図ることが重要な課題と考えています。

424	<p>「原発は安い」と言ってきたエネルギーは嘘の責任をとるべき(全体) 1F賠償費用を「託送料金」で回収する提案をしているが、「原発が安い」と言ってきたエネルギーの「嘘」が明らかになった。</p> <p>・現「エネルギー基本計画」策定時の原発コスト8.9円/kWh</p> <p>・2015年:10.1円〜/kWh・2016年:10.2円〜10.4円/kWhと徐々に原発コストを上げているが、費用面でも実効性でも破綻している核燃料サイクルの実現を前提とし使用済み核燃料を「資産」として計上しているなど、エネルギーの原発コストの計算は全く架空のもので信用できない。同じ土俵で計算し大島堅一さんの試算(13.1円/kWh)に比べてもあまりに過小である。</p> <p>まずは、第3者にコスト計算をさせるべきだ。</p> <p>原発コストの計算が妥当でない中で政策議論は不適切だ。また、原子力発電の「3E+S」評価も間違っていたらだけだ。</p>	<p>本中間とりまとめで示された御指摘の措置は、原発依存度の低減や円滑な廃炉の実施、自由化の進展に伴う環境変化を踏まえた消費者間の公平性等の観点から、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に費用を回収するというものであり、発電コストの多寡に関わらず、エネルギー政策上必要な措置と考えています。</p> <p>使用済み核燃料を資産に計上しているという御指摘については、会計上の処理の扱いであり、発電コストの計算には影響を及ぼさないものと考えられます。</p> <p>なお、一昨年のコスト検証では、外部の専門家・有識者からなる審議会において、公開の議論の下に丁寧な検討が行われたものであり、その結果を尊重すべきものと認識しています。</p> <p>エネルギー基本計画では、原子力については、安全性の確保を大前提に、安定供給の確保、電力コストの引き下げ、CO2排出の抑制を実現する観点で優れ、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置付けられています。</p>
425	<p>国会での十分な議論も当然あるべき。また、いつものように、パブリックコメントを「一応」受けるが、その前に結論が出ていたかのようにすぐに結論を出すのは論外である。パブコメの結果を公開し、それを元に国会で議論し、国民の疑問に答えてから決めるべきである。</p>	<p>中間とりまとめは、行政手続法上の意見公募手続が求められる「命令等」に該当しませんが、国民の皆様から広く御意見をいただくべく、パブリックコメントを行うことといたしました。パブリックコメントでいただいた御意見については、行政手続法の規定にしたがって取りまとめ、御意見に関する考え方を公表しております。</p>
426	<p>原子力発電のコストの安さを強調し続けてきた国が、事故の後始末を国民負担にするのは解せません。失敗しても事業者が責任をとらなくていいのなら、コストが下がるのは当たり前です。まして、再生可能エネルギーを普及させるために努力している新電力の事業者や、その事業者を応援してパワーシフトを図っている利用者に負担を上乗せするのは不公平です。今後は原発をゼロにするけれど後始末は必要だからそのための費用を分担せよ、というのならまだ話の筋目が通っていますが、事故の原因も責任も追及されないまま原発を続けるのはあまりに無責任ではありませんか。どうせ失敗しても国民に尻ぬぐいさせればいい、という考え方は、真剣な反省も規制も期待できません。私たちの電気代からは既に再生可能エネルギーを推進するための費用が徴収されているではありませんか。避難者の住宅補助も北関東の子供の保養も、一部の自治体やNGOが必死に努力を続けているのに、東京電力は十分な賠償をしていませんし、国の対策も充分とはいえません。これ以上国費を投入したところで、福島原発の収束にも被災者への賠償にも正しく使われないのではないかと、不信を抱いています。原発事故をなかつたことにして、反省もなく事故以前の状態に戻そうとしているかのような意図を感じます。このような不信感を払拭して下さい。国のエネルギー政策のために気持ちよく税を納められるような、真に前向きな施政を望みます。</p>	<p>原発事故について、政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省し、その教訓を踏まえていくべきことは当然のことです。</p> <p>原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、その費用を負担することが大原則です。その上で、福島の復興・再生を一日も早く実現するため、国も前面に立って取り組みます。</p>
427	<p>非公開の「東電改革・1F問題委員会」をもとに、作られています。これからの電力システムの財務会計を決めるにあたり、国会で議論されていないのはおかしい。まして、何十兆とも提示されている金額を、電気料金に上乗せするのに、上乗せされた金額に、消費税は課されるのですか？課されるのならば、なおのこと、おかしいです。</p>	<p>今回、国が行うべき制度整備については「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」において、全て公開の場で御議論をいただきました。</p> <p>消費税は、消費者に広く公平に負担を求めるものであるため、電気料金に課税されるものと承知しております。</p>
428	<p>原発の維持については廃炉費用と事故対応費用の他に対軍事テロ費用を真剣に検討する必要があると考えるが、この点が全く考慮されていない。対テロ費用は当初としては税金で賄う合理性もあるが、将来的には事業者が負担して発電費用に組込むのが相当であり、早急な手当てが必要な分野と考える。</p> <p>原発を維持するためにはこのような多大なコストを加味してもまだ経済合理性が残る十分な見通しが不可欠であるのに対し、政府の議論は原発の存続の為に議論になっており本末が転倒している。</p>	<p>原子力発電所のテロ対策については、原子力規制委員会が、関係法令に基づいて、事業者に対して様々な防護措置を求めています。</p> <p>さらに、同委員会は、意図的な航空機衝突への対策を新規規制基準に設けるなどの措置を講じており、一層に充実が図られているものと認識しています。</p> <p>なお、一昨年に政府が行ったコスト検証(原子力のコストは10.1円/kWh)は、賠償、除染・中間貯蔵等の事故対応に係る費用や、追加的安全対策費用を含んだ試算となっており、仮に、①福島第一原発事故関連費用、②追加安全対策費、③廃炉費用、④核燃料サイクルの工程別単価が全て2倍になった場合でも、その他の主要電源と比較して、引き続き競争力を有するものと考えられます。</p>
429	<p>「～原子力等の安価なベースロード電源」は虚偽記載である。福島第一原発事故によって、原発のコストが安いなど真っ赤な嘘である事がはっきりした。ヨーロッパ、アメリカ、台湾など海外では、テロの攻撃対象となる懸念や採算が合わないといった理由から各地で廃炉の決定がなされ、もはや原発は高コストである事は世界の常識である。</p>	<p>海外の原子力発電の将来見通しとして、IAEAが2016年9月に発表したレポートによれば、世界の原子力発電所の設備容量は、2030年までに少なくとも現行水準を維持し、最大の場合、約56%増加すると予測されており、これは、100万kW級の原子力発電所の基数換算で、年平均14基の増加というペースに相当することになります。</p> <p>特に、将来のエネルギー需要の高まりが予想される中東・南アジアでは導入量が最大で7倍になると予想されるなど、諸外国の多くは引き続き重要な役割を担う電源として活用されていく見込みとなっております。</p>
430	<p>自由化は電気料金の最大限の抑制につながらない。電力を提供する側の日本企業等が等しく公平に負担させられるのであれば、国外からの参入企業に対して、劣勢にたたされ勝ち残ることができません。本来、国の経済活動の根幹担う部分を自由化すべきではないと考えます。</p>	<p>2016年4月の電力小売全面自由化後、みなし小売電気事業者と比較して単価の低い料金や、新しい料金メニューが提供されています。引き続き、電力システム改革の目的である安定供給の確保、料金の最大限の抑制、需要家の選択の機会の拡大及び事業者の事業機会の拡大の実現に向け、取り組んでまいります。</p>

431	<p>電気の供給は社会インフラとして、すべての地域にあるものであり、常時使用されているということから、安全性が最優先される。エネルギー政策の基本的な考えでも、安全性が前提となっている。</p> <p>“我が国のエネルギー政策の基本的な考え方は、安全性を前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に環境への適合を図ることである(3E+S)”(電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめより)。</p> <p>しかながら上記の中間とりまとめでは安全性については、Pra(確率論的評価)や、企業間の協力、自主規制といった企業や民間に委ねた安全確保にとどまっている。最初の実験原子炉の稼働から50年もたたないうちに人類史上最悪の原子炉事故を起こしてしまった原因は、安全性の軽視にあると言わざるを得ない。確率論や企業間の協力や自主規制ではなく、原発からの撤退も視野に入れた安全論を展開するべきである。</p>	<p>痛ましい原発事故により、福島を始め多くの方々に多大な御迷惑をおかけし、復旧・復興はまだ道半ばである中、原発への反対の声があるのは、当然のことと考えます。原子力政策の推進に当たっては、政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省し、その教訓を踏まえてまいります。</p> <p>原発については、「高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発のみ、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進める」というのが、政府の一貫した方針です。この新規制基準は、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、我が国の地震、火山といった自然条件の厳しさ等も勘案して、十分な対策を要求しており、原子力規制委員会は、この基準に従って地震や火山による影響についても、科学的・技術的に厳格な審査を行い、再稼働に求められる安全性が確保されているかどうかを確認しているものと承知しています。</p> <p>その上で、いわゆる「安全神話」と決別するには、規制水準さえ満たせばリスクがないという考えを排して、事業者自らが率先して安全性向上や防災対策の充実を図り、常に新たな高みを目指していくことが重要です。</p> <p>このような問題意識の下、産業界においては、規制を満たすのみならず、自主的に安全性を向上させていくための取組が進められています。</p> <p>安全性の向上に「ここまでやればよい」との終わりはありません。今後も産業界の自主的な安全性向上の取組が着実に進んでいくことを期待するとともに、経済産業省としても、業界の取組を促す努力を継続的に行ってまいります。</p>
432	<p>意見募集のFAX番号が間違っていたことは、国民に対して非常に不誠実な態度と言わざるを得ません。</p> <p>本当に国民の声を聞く気があるのか、手続的に聞いているのではないのか、意見の中で政府に都合よいものをピックアップするために募集しているのではないかと勘ぐらざるにはいられません。国民の声を真剣に聞く姿勢を見せてください。</p>	<p>募集要領に記載したファックス番号に誤りがあり、ご迷惑をお掛けしたことをお詫びいたします。結果については、行政手続法の規定にしたがって、丁寧に精査の上、整理、要約したものを公表しております。</p>
433	<p>過去分の賠償費用を新電力が負担することが確実な一方で、電力会社による廉価な料金提示が見受けられるため、外から見えない部分でダンピングのようなことが行われないようグループ全体の収支を監視頂きたい。</p>	<p>競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格による小売供給など、電気事業の健全な発達を阻害する行為は、電気事業法上問題となる行為であることから、電気事業法に基づく定期報告等に基づき、適切に監視をしております。</p>
434	<p>「福島第一原発事故」についての記述と、そこから露見した原子力発電の諸問題や反省についての言及が必要である。中間とりまとめの書き出しの非常に重要な部分において、「福島第一原発事故」の文言欠落は致命的だ。国内外から当小委員会の見識や良識が疑われる。</p>	<p>福島原発事故について、政府及び原子力事業者がいわゆる「安全神話」に陥り、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省し、いかなる事情よりも安全性を最優先させてまいります。</p> <p>その上で、本小委員会の検討課題は、電力システム改革の貫徹のための施策であることなどを踏まえ、中間とりまとめを行っております。</p>
435	<p>どうして、「過去分を国民全体で負担するに当たっては、特定の供給区域内の全ての需要家に一律に負担を求める託送料金の仕組みを利用することが適当と考えられる」とのとりまとめにつながったのか基だ疑問である。小委員会でも多数決を取った結果であろうか？国民の目が届きにくい小委員会の議論では不十分で、国会の場で議論されるべき</p>	<p>本小委員会の議論では、費用の回収方法として、税・賦課金についても議論がありました。そうした中で、税や賦課金については、全国同一の単価の設定が基本となるため、簡潔でわかりやすい制度とできる一方、供給エリアごとに、これまでの原子力発電の利用実績が異なる中、必ずしもその違いを適切に負担額に反映することが難しいこと等を勘案し、御指摘の結論を得ております。</p>
436	<p>福島第一原子力発電所事故被害の過小評価下での原発優遇電力改革は、社会的経済合理性に逆行するので基本的な考え方の修正をすべきです。</p> <p>福島第一原子力発電所は事故からおよそ40年経過した時点で、1号機2号機3号機4号機の4機が苛酷事故を起こしました。4機の合計出力は毎時280万キロワットです。この事故処理費用は当初12兆円と報道されていましたが、本委員会検討開始時点ではおよそ2倍の21兆円と見積もられたようです。電力会社の売電収入は出力100万キロワットあたり年間約1000億円と言われていました。</p> <p>事故4機の売電収入で事故処理費用12兆円を賄うには売上高すべてを充当したと仮定しても40年以上かかる試算となります。事故処理費用が21兆円に膨らむのであれば80年以上かかる試算となります。稼働開始後40年で事故を起こし、その後80年かかっても事故処理費用さえ捻出できない原子力発電は、そもそも経済合理性が成り立たない発電装置であるとの基本認識が必要です。</p>	<p>原子力政策の推進に当たっては、東京電力福島第一原子力発電所の事故を片時も忘れず、事故を真摯に反省し、いかなる事情よりも安全性を最優先させてまいります。</p> <p>原子力発電の経済性については、一昨年に政府が行ったコスト検証(原子力のコストは10.1円/kWh)は、賠償、除染・中間貯蔵等の事故対応に係る費用を含んだ試算となっています。(新・総合事業特別計画(2015年4月改訂)を参考に、事故対応費用として、12.2兆円を計上。)</p> <p>これに、今回の上振れを踏まえ、福島事故関連費用が約10兆円増加するとした場合には、原子力発電の発電コストは10.2円/kWh～10.4円/kWhとなり、その他の主要電源と比較して、引き続き競争力を有するものと考えられます。</p>

437	<p>この「とりまとめ」の最も問題とすべき点は、未来の原発の重大事故の費用が問題にされていないということである。福島事故では、ある意味幸運にも汚染は最小にとどめられたのであり、次なる重大事故はもっと深刻なものになる恐れがある。莫大なものになると想定される費用の積み立てや保険金に及ぼすことなく、原発を維持する東電や他の電力事業者の経営を論じることが適切であるのか、疑問である。</p> <p>将来の事故を想定・費用を計算してから、原発維持の可否について国会をはじめ広く公開の場で討議されるべきである。</p>	<p>一昨年のコスト検証に当たっては、外部の専門家・有識者からなる審議会において、公開の議論の下、丁寧な検討が行われたものであり、国際的な安全目標の相場や、新規規制基準への適合性審査において採用されている事故リスク評価を総合的に判断して将来を含めた事故リスク対応費用を算出しています。</p>
438	<p>エネルギー基本計画や長期エネルギー需給見通しを金科玉条のように前提にすべきではない。</p>	<p>我が国のエネルギー政策については、エネルギー政策基本法において、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、「エネルギー基本計画」を定めることが求められています。また、長期エネルギー需給見通しは、エネルギー基本計画を踏まえ、2030年度のエネルギー需給構造の見通し・あるべき姿を策定したものです。政府としては、エネルギー基本計画や長期エネルギー需給見通しに沿って政策を進める必要があると考えております。</p>
439	<p>1月14日の報道によれば、廃炉費用を東電に対して積み立てることを義務づける法律の改正案を20日招集の国会に提出する予定だという。今回の中間とりまとめにも関わることだ。なぜ今回のパブコメがまとまる前にこのような法律案が国会に提出されるのか。パブコメを行う意味、そしてそもそも今回の審議会の意義がわからない。</p>	<p>行政手続法においては、命令等を定めようとする場合に広く一般の意見を求めなければならない旨が定められておりますが、同法2条の規定において、法律案は命令等に該当いたしません。また、御意見に対する考え方を公表する前に、御指摘の法案が国会に提出されたという事実はございません。</p>
440	<p>東京電力を倒産させて解体し、新たな電力会社と東電福島公社と賠償・生活支援機構と放射能管理機関の分離発足を提案します。</p> <p>東京電力福島第一原発の惨害による被ばくと汚染は東日本一帯では現在も続いています。除染と中間貯蔵の費用は国が東京電力の株式売却益とエネルギー予算で負担することになっています。放射性物質汚染対処特別措置法にある事故由来放射性物質による被ばくと汚染の責任は東京電力にあります。廃棄物の取り扱いも含め被ばく回避と汚染除去の費用は東京電力とその株主が負担すべきです。当然今の21.5兆円もすべて東京電力の責任です。その費用負担さえできない東京電力がそれ以上の費用負担ができないとなれば、まず破綻処理をして株主にも責任をはたしてもらわなければなりません。清算した財産をもとに原子力を除く発電会社、送電会社を新たに設立します。</p> <p>東電福島第一の汚染源はいまだ不安定です。安定化に向けては原子力関連以外の経営者や技術者の参加を多数募らなければなりません。下請けではなく全員を直接雇用の労働者にして徹底した被ばくに対する安全衛生を保証します。新たな電力会社とは別組織として東電福島公社とします。</p> <p>東電福島第一の汚染源は今後も永久的に存在し続け、避難区域周辺に戻れば被ばくが増えます。避難解除をしても戻る人は少ないので、避難が継続できる生活支援の制度化が重要です。賠償には生活支援の意義があります。賠償・生活支援機構には大手原子力事業者から費用負担や参加をさせて居住福祉事業の一環とし、原子力産業からの転換を準備します。お金を出すだけでなく自治体とも協働して、被害者の居住環境を改善し、個人に合った仕事や活動を見つけていきます。</p> <p>もともと除染の目的は被ばく回避です。避難継続が制度化できれば、汚染地域に戻らさせられて被ばくが増えることはありません。広域の面的な除染は必要なくなります。汚染地域と放射能を恒久的に管理していくために放射能管理機関を避難している住民や居住している住民と相談協力して設置します。汚染が少なめでも4万Bq/m²、約600Bq/kgを超える地面は労働安全衛生法で規定された管理区域ですから、被ばく回避を優先して、避難を継続したり、新たな避難を計画したり、影響を低減する保健活動に力点を置きます。東電福島以外の原発や核施設では原子炉等規制法によりセシウム137で100Bq/kgを超える濃度では放射能に汚染された物として取り扱い、敷地外に持ち出すことはありません。東電福島由来でも最低限100Bq/kgを超える汚染物は除去しなければなりません。まず汚染の実態調査を東日本全体で行ってください。研究機関や測定会社だけでなく、市民測定所のネットワークも活用するとよいでしょう。5000Bq/kg以下で耕作している農地や放射能を維持している森林の土壌も600Bq/kgや100Bq/kgを基準として再測定をし、他の有害物質とともに継続的に管理していきます。</p> <p>こうした対案の費用を試算をしてみてください。それさえしていない電力システム改革は認められません。この対案を採用すれば福島県や電力システムにとどまらない日本の科学や環境や農林水産業や福祉にさえ関わる産業構造改革につながります。したがって、この費用は一部の大企業を救済したり、原子力や核燃料サイクルに注ぎ込まれたりしているような無駄金にはなりません。</p>	<p>御指摘のように、仮に東京電力を破綻させ、法的整理を行った場合、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被害者の方々への賠償や、現場で困難な事故収束作業に当たっている関係企業への支払いが十分でないおそれ、 ②福島第一原発の廃炉に最後まで責任をもって対応する主体が不在となるおそれ、 ③全国の総販売電力量の1/3を占める東京電力に代わる電力供給を行える体制を直ちに確保できないおそれ、 <p>があり、福島再生やエネルギーの安定供給の観点から、適当ではないと考えております。</p> <p>また、破綻処理により資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東京電力が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が、国民負担となります。また、国が出資した東京電力株式も無価値化するため、結果的に国民負担が増加します。</p> <p>したがって、国民負担の最小化のためにも、東京電力を破綻させるのではなく、同社が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えております。</p>
441	<p>コスト削減と原発の安全性が両立するものとはとても思えず、安全性を高めればそれだけコストが上昇せざるを得ないことは、海外の原発のいくつもの安全対策のコストが膨大になるために建設中止になっていること等を見れば明らかではないでしょうか。</p>	<p>海外における原発の建設費用は、特に欧米において上昇傾向にあります。コスト上昇をもたらしている要因は必ずしも日本に当てはまるものではないと考えております。</p> <p>なお、一昨年に政府が行ったコスト検証(原子力のコストは10.1円/kWh)では、世界で最も厳しい水準の新規制基準に基づいて各電力会社が行う追加的安全対策費用について、その最新の状況を調査した結果として約1,000億円を見込んで、試算を行っています。</p>

442	<p>1F廃炉や損害賠償に自己資産を超えて多額の資金を必要とする東電は解体し、東電の送配電部門は国が買い取り、それを核に他の旧一般電気事業者が所有している送配電事業も統合して、国内の送電網を国有化することは、発電及び小売り部門において自由化を貫徹して経済効率性の最大限向上を目指しつつ、安全性を前提に、安定供給と環境への適合性を確保することに資すると考える。</p>	<p>御指摘のように、仮に東京電力を破綻させ、法的整理を行った場合、破綻処理により資産を売却しても多額の売却益を見込めない一方、東京電力が将来の収益をもって責任を果たすべき廃炉・汚染水対策や賠償の費用相当が、国民負担となります。また、国が出資した東京電力株式会社も無価値化するため、結果的に国民負担が増加します。したがって、国民負担の最小化のためにも、東京電力を破綻させるのではなく、同社が経営改革により収益と企業価値をあげながら、福島に対する責任をしっかりと果たしていくことが適切であると考えております。</p>
443	<p>再編しなおして、海外にも売り込みをするという話しが東電改革委員会で話されているようですが、あんな無責任な企業が海外進出したら、かならず事故を起こし、日本国民が事故処理の責務を負わされます。冗談じゃありません。</p>	<p>東京電力においては、新・総合特別事業計画に基づき、「福島原子力事故を決して忘れることなく、昨日よりも今日、今日よりも明日の安全レベルを高め、比類なき安全を創造し続ける原子力事業者になる」との決意の下、「原子力安全改革プラン」を策定するなど、原子力安全に向けた取組を進めております。また、「東電改革提言」においても、原子力事業については安全最優先とすることが提言されております。</p>
444	<p>地球環境枠組み条約パリ協定の目標達成に向けての取り組みを検討すべきです。すでに、地球環境市民会議が、直ちに原子力発電をやめて、2030年までに化石燃料の消費を半減させる「CASA2030モデル」を提言しているので、私が細かい提案をする必要はないでしょう。</p>	<p>非化石エネルギー源の利用の促進については、長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)と整合的となるよう、高度化法に基づき、小売電気事業者が調達する非化石電源の比率を2030年度に44%以上とすることを求めています。</p>
445	<p>損害賠償 5.4兆円 ⇒ 7.9兆円、損害賠償金額算定の条件を明確にすれば、この金額では全く足りない事は明らか。事実上「被害者は切り捨てる」というに等しいものです。これじゃ、福島第1原発事故の被害者の多くは、まともな賠償・補償が受けられず、切り捨てられてしまう。放射能や被ばくを避けて住居を移した人たちは経済苦に陥られ、しかも加害者の国や福島県は、その人たちから避難用住宅までもを取り上げようとしています。また、他の人たちは移住したくても経済的理由からできずに、放射能汚染地帯で子どもや妊婦を含めて家族全員が被ばくをさせられてしまう、そんな理不尽な境遇に置かれてしまうことになる。ひどい放射能汚染地域での居住を余儀なくしておきながら、多発し始めた放射線被曝の影響が否定できない子ども甲状腺ガンを、頭から福島第1原発事故とは無関係だと切捨て、その他の病気・健康障害や死者の多発も福島第1原発事故とはいっさい関係がないと予防線を張り、返す刀で、これまで細々と続けてきた避難指示区域の人たちへの賠償・補償さえ打ち切って、避難指示解除をしようとしている。まして、指示区域以外の方々からは、唯一の行政支援であった避難用住宅さえも取り上げるというの。そもそも、賠償の基準や支援の内容を加害者側や行政が被害者側との相談もなく、被害者側の了解もなく、勝手に決めるとはどういうことなのでしょう？</p>	<p>原発事故の収束・廃炉に係る所要資金の見直しについては、現時点で、最新の情報に基づき一定の蓋然性を有するものとして、数字をお示したものであり、現時点で上振れすることは想定しておりません。ただし、今後、それぞれの事業の進捗に伴う状況の変化や、あらかじめ予見出来なかった要因により変動することもあり得るが、むしろ、廃炉技術におけるイノベーションや、除染の加速化、効率化等によって、費用の低減に取り組むことで福島復興の加速化・充実に回ることが重要な課題と考えております。福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、その費用を負担することが大原則です。この事故に係る原子力損害に関しては、原子力損害賠償法に基づき、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等の基準に基づき、事故との相当因果関係があるものについて、東京電力が賠償を行っております。国としては、被害者の方々に寄り添った迅速かつ適切な賠償を行うよう、東京電力を指導してまいります。</p>
446	<p>電力会社は、最初から原発廃炉・原発事故費用を計算に入れず、それによって、あたかも原発発電が経済的に安いという『嘘』を大々的に宣伝して、今に至っています。物を作れば、廃棄する時の事を考えるのが、当たり前の考えです。同時に安全な原発などあり得ないのがフクシマとか柏崎などで実証されています。原発事故は原発が存在する限り起こります。原発事故の対処費用、それに依って経済的・精神的に被害を受けた人々に支払う費用を含めて、原発費用として、電力会社は最初から計算に入れるべきでした。原発廃炉の費用・原発事故の費用を計上しないで、今まで原発推進してきた電力会社は、意図的に原発廃炉費用・原発事故費用を原発費用に入れなかったのだと確信しています。</p>	<p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、東日本大震災以前には、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、その教訓を踏まえていべきことは当然のことと考えております。</p>
447	<p>「原子力災害賠償法」の見直し案については、原子力災害は、電力会社が完全に責任を負うべきです。</p>	<p>原子力損害賠償制度の見直しについては、現在、内閣府の原子力委員会の下にある原子力損害賠償制度専門部会において、原子力事業者や国の責任の在り方を含む様々な課題について検討が進められております。</p>
448	<p>もんじゅは廃炉、燃料再処理工場運転は全く見通しがなく、「核燃料サイクル」は破綻している。最終処分場はもとより、中間貯蔵地も不明のまま稼働することは未来の世代に無責任だ。原発は直ちに廃炉にし、再生可能エネルギー産業を推進すべきである。</p>	<p>核燃料サイクルについては、直面する様々な技術的課題やトラブルを、問題点を明らかにした上で、一つ一つ解決していかなければなりません。国として責任を持って、安全の確保、技術の向上に万全を期しながら、引き続き、自治体や国際社会の理解を得ながら、取り組んでまいります。また、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定については、国民や地域の理解を頂きながら、一歩ずつ進めていくことが不可欠です。これまでのやり方を見直し、責任を持って最終処分場を確保すべく、地域の科学的特性を国からわかりやすく提示するなど、国が前面に立って取組を進めてまいります。原発の再稼働については、高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認められた原発でない限り、再稼働することはありません。</p>
449	<p>中間取りまとめのみにパブリックコメントを求めるのは不合理、おかしい。最終報告案を出してそれに対してパブリックコメントを求めるべきである。従ってこのパブリックコメントは中止すべき。</p>	<p>中間とりまとめは、行政手続き上の意見公募手続の対象となる「命令等」に該当しません。国民の皆様から広く御意見をいただくべく、パブリックコメントを行うことといたしました。パブリックコメントでいただいた御意見については、丁寧に精査し、とりまとめを行いたいと考えております。</p>

450	<p>・表紙の「とりまとめ」：本文の文言にあわせて「とりまとめ」と記載したほうが適当です。</p> <p>・表紙の「平成28年」：本部の記載にあわせて西暦で記載したほうが適当です。</p> <p>・2ページの第4段落の4行目「とどまる」：3ページの最終行等の「留まっている」との記載の統一が必要です。</p> <p>・2ページの第5段落の最終行等の「さら」：第4段落の1行目等の「更」との文言の統一が必要です。</p> <p>・7ページの2. 3. (1)の13行目「又は」：他の同様の記載箇所にあわせて、「または」と記載したほうが適当です。</p> <p>・9ページの参考図4の左のグラフ：横軸のパラメータ名の記載が洩れています。</p> <p>・11ページの最下行の3行上「FIT」：略称の定義の記載が必要です。</p> <p>・13ページの3行目「温対法」：法律名の略称は、その定義の記載が必要です。</p> <p>・24ページの14行目「原子炉等規制法」：略称の定義の記載が必要です。</p> <p>・27ページの6行目等の「原発」：「原子力発電所」の略号ですか？</p> <p>・32ページの「SMBC日興証券」：34ページの「SMBC日興証券株式会社」との記載の統一が必要です。（「証」は誤記。正しい名称は「証」では？）</p> <p>・32ページの「東京大学社会科学研究所」と、34ページの「東京大学大学院社会科学研究所」とはどちらが正しい名称なのですか？</p> <p>・33ページの2行目と3行目の間には空白行を挿入すれば読み易くなると思います</p>	<p>御指摘を踏まえ、修正を検討いたします。「原発」は、「原子力発電所」の略称として用いています。</p>
451	<p>このパブコメは、中間とりまとめに対する意見公募ということですが、このパブコメが取りまとめられた以降、実施されるまでのプロセスを明らかにしてほしい。</p>	<p>今回方針が示された各制度の導入時期については、中間とりまとめP30の(参考図20)をご覧ください。</p> <p>また、本中間とりまとめに記載された措置のうち、今後、政省令等に基づき具体化するものについては、行政手続法の規定に従い、必要なパブリックコメントを再度実施することとなるものと考えております。</p>
452	<p>2011年7月に経産省からいただいた資料によると、原発建設費、核燃料費、運転維持管理コスト、使用済み燃料再処理等と、国家資金(開発～処分)の合計(現在価値になおして)は、65兆8400億円であった。これに昨年夏に再稼働のための安全コストと示された2兆7000億円、「東電改革提言」参考資料の「今後確保すべき資金」22兆円、政府発表の全原発廃炉コスト7兆円を合わせると、97兆5400億円となる。原発が稼働して以来の総発電量で計算すると1キロワット時当たり約13円50銭となり、仮に福島事故を総て東電が責任を果たすとすると、1キロワット時当たり約30円(これまでの東電の発電量で)となり、原発コストは今後事故を起こさないと仮定しても、ペラポーンに高いものになる。</p>	<p>御指摘の資料を特定することが困難なため、御意見そのものについてお答えできかねますが、発電コストの検討に当たっては、事業開始から終了までのライフサイクル全体で考える必要がありますが、発電実績等を基に発電コストを算出する場合、2011年のコスト等検証委員会でも議論があったように、個々の発電所の経過年数等によって発電コストが大きく異なることになることから、将来の電源選択に係る政策検討に当たって発電実績等のみを基にした試算を用いることは必ずしも適切ではないと考えられます。</p> <p>なお、一昨年に政府が行ったコスト検証(原子力のコストは10.1円/kWh)は、賠償、除染・中間貯蔵等の事故対応に係る費用を含んだ試算となっています。(新・総合事業特別計画(2015年4月改訂)を参考に、事故対応費用として、12.2兆円を計上。)</p> <p>これに、今回の上振れを踏まえ、福島事故関連費用が約10兆円増加するとした場合には、原子力発電の発電コストは10.2円/kWh～10.4円/kWhとなり、その他の主要電源と比較して、引き続き競争力を有するものと考えられます。</p>
453	<p>廃炉に関する会計制度については、規制料金による確実な原価回収が前提となっているが、小売規制料金に係る経過措置が2020年に撤廃されること及び送配電部門の法的分離を見据え、今後も制度を継続するために自由化の下でも規制料金として残る託送料金の仕組みを利用するなどして費用回収の確実性を担保することが考えられる。一方で、特定のコストについて規制当局が政策的にその回収を認める場合には、国際会計基準審議会(IASB)の動向等も考慮しながら、新たな枠組みの整備を検討していくことも有用と思われる。</p>	<p>御意見は今後の政策検討の参考とさせていただきます。</p>
454	<p>昨年には柏崎刈羽原発を初め、耐火設備に何千箇所と不備が見つかり建設時の手抜きと判明したり、つい先日には島根原発2号機の中央制御室の空調配管の腐食が見つかるなど、設備点検不備が福一事故後に次々と判明しています。福島第一原発の事故の解明をしないことには、事故要因がほんとうに災害のせいなのか、それとも設備が経年劣化によるものか、設備の不備か、原因の特定もできません。フランスでは、圧力容器の蓋に使われている日本製の鋼材の炭素濃度が基準値を上回ると原発を何十基停めて点検等行っていますが、日本では問題にせずに素通りで、このような設備の不備により事故をいつか起こしたとしても、責任逃れをし、国民につけを回すと思われると思います。原子力政策を推進していくなら、少なくとも、国民の信頼を得よう努力し、起こってしまった事故の調査に全力で取り組み、原子力政策を一から見直してください。</p>	<p>原発事故について、政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省し、その教訓を踏まえていくべきことは当然のことです。</p> <p>福島第一原発事故の原因については、国会や政府等に設置された事故調査委員会によって報告書が取りまとめられており、その中で、事故の原因として、自然災害の想定・対策や、炉心の熔融等の重大事故への対策など、万が一の備え・対応が不足していたこと等が主に指摘されております。</p> <p>この報告書の指摘も踏まえつつ、IAEAや諸外国の規制基準も確認し、さらに我が国の自然条件の厳しさ等も勘案し、原子力規制委員会が世界で最も厳しい水準の規制基準を策定、導入しております。</p> <p>その上で、高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発でない限り、再稼働することはありません。</p> <p>今後とも、いわゆる「安全神話」に陥らず、継続的に安全性の向上に取り組むことが重要だと考えております。</p>
455	<p>2. 2 (2)基本的な考え方の3行目に間違いあり。先途市場の一種として位置付け→位置付け。ケアレミスが放置されており、文章がいかにかい味されていないのが明白。他にもこの様なミスがあるのでは。再度見直して修正案を公開したうえでパブコメも求め直すべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、修正を検討いたします。</p>

456	<p>今回のとりまとめについては審議会で審議をしたとしているが、原発に厳しい御意見の有識者はメンバーに入っていない。経産省のお手盛りで規制料金である託送料金の運用がなされていくのであれば、これまでと同じ過ちを繰り返しかねない。世耕大臣は会見で、消費者庁の意見も聞いたとしているが、消費者庁がこの問題で公聴会等を開催したといった話は聞こえてきていない。適正な手続きを踏まえたということはできない。</p>	<p>「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」は、法律、経済、技術、会計に関する有識者や、消費者団体の方に委員として参加頂いており、その選任は関係する法令等の規定に基づき行っております。中間とりまとめにあたっては、消費者担当大臣の「消費者の方々に負担の内容を明確に示すことが必要」との要請を受け、それらを踏まえてとりまとめを行っております。</p>
457	<p>核燃料サイクルも、ただただ金食い虫だった高速増殖炉もんじゅをはじめ、六ヶ所所の再処理工場は、工場の認可基準自体が海洋生態系を破壊し、三陸海岸の漁業を壊滅させかねません。これ以上日本の豊かな国土を汚染する訳にはまいりません。工場自体が、巨大な汚染ゴミとなることも忘れるわけにはいきません。どうか、高速炉計画も再処理計画もこの際、きっぱりと諦めてください。</p>	<p>六ヶ所再処理工場では、施設内で発生する放射性の気体及び液体廃棄物を専用の設備にて処理し、原子炉等規制法に基づく放射性濃度規制を満たす形で日本原燃が定めた放出管理目標値の範囲内であり、十分安全なレベルであることを確認しながら、放出していると承知しております。</p> <p>さらに、同社は施設周辺への影響を確認するために、施設の操業前から環境モニタリングを行っております。この環境モニタリングでは、施設周辺の空間放射線量等を測定するほか、定期的に土壌や農畜産物、植物、河川水、海水、水産物などを採取・分析し、安全を確かめています。</p> <p>我が国は、エネルギー基本計画において閣議決定された通り、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、高速炉開発を含めた核燃料サイクルの推進を基本的方針としており、安全の確保、技術の向上に万全を期し、引き続き、自治体や国際社会の理解を得ながら、取り組んでまいります。</p>
458	<p>本意見募集の意見提出のファクス番号の記載が誤りであった件について送信できなかった人に個別に対応するとしているが、ファクス送信を試みて断念した人たちが再び意見提出のサイトを見るときは限らず、逆に、再提出の申し出が真実か虚偽かも判断できない。誤りであった期間の日数分、受付期間を延長すべきである。</p>	<p>募集要領に記載したファクス番号に誤りがあり、ご迷惑をお掛けしたことをお詫びいたします。</p> <p>番号の誤りについては、1月11日に訂正を行っております。</p> <p>募集期間の延長については、訂正から〆切まで1週間程度期間があったことや複数のFAXでの御意見をいただいていること等を勘案し、受付期間は延長しませんでした。今後は、このような誤りのないよう、徹底してまいりたいと考えております。</p>
459	<p>「1990年代から自由化を進めてきた欧米においても、自由化後の公平な競争条件を確保する観点から、規制料金の下で保証されてきた確実な原価回収が見込めなくなり、競争環境の下で回収することが困難となる費用(ストランデッドコスト)等を全需要家から回収することを認めている例が少なくない」として、注14で、アメリカ(ペンシルベニア州)、スペインの例を出していますが、この例の出し方は公平性を欠きます。</p> <p>「回収することを認めている例」は、いわば「例外」とも言うべき内容です。「例が少なくない」というのであれば、「全需要家から回収することを認めている例」と「全需要家から回収することを認めていない例」を併記して紹介し、その中から、例外的に「回収することを認めている例」が妥当であるとされている理由を説明するべきです。</p> <p>一部の海外の例を持って、「例外」を「一般的」であるかのように見せるのは、公平で正しい説明の仕方ではありません。</p>	<p>御指摘の部分は、先行して自由化を実施している欧米においても、類似の課題に対応していることをお示ししているものであり、むしろ、「例が少なくない」という表現を用いることで、そうした措置を講じていない国も存在することを明示しております。</p>
460	<p>電源構成の消費者にわかりやすい表示を義務化すべきです。</p>	<p>電源構成の開示については、2016年1月に制定した「電力の小売営業に関する指針」において「望ましい行為」に位置付け、事業者の自主的な取組を促す努力義務としており、同指針の制定後も、事業者向けの説明会を開催するなど、その内容について周知を行っております。平成28年10月時点の調査によると、既に半数以上の事業者が開示済みであり、開示予定が有る事業者及び検討中の事業者を加えると、95%に達しています。引き続き、事業者による自主的な開示が進むよう、対応してまいります。</p>
461	<p>福島原発事故が我々に明確に教えたことは、原発は安全でない、原発無しでも電力は賅える、原発は決して安くはない、ということであり、原発を再稼働する理由はない。「もう原発は要らない」「原発再稼働に反対」は国民大多数の声である。このことは各種世論調査結果や鹿児島・新潟県知事選での再稼働反対候補の圧勝でも示されている。原発の廃炉など後始末に係る費用問題を国民的議論に載せるには、まず、「原発はもう動かさない」が前提である。しかしながら、この「中間とりまとめ」は原発再稼働・推進を前提としており、国民目線とはかけ離れたものとなっている。</p>	<p>痛ましい原発事故により、福島を始め多くの方々に多大な御迷惑をおかけし、復旧・復興はいまだ道半ばである中、原発への反対の声があるのは、当然のことと考えます。</p> <p>他方、資源に乏しい我が国が、エネルギー供給の安定性を、経済性、気候変動の問題にも配慮しつつ確保し、国民生活や産業活動、中小・小規模事業者を守るための責任あるエネルギー政策を実現するためには、原子力はどうしても不可欠なことができません。</p> <p>原子力政策の推進に当たっては、政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省し、その教訓を踏まえてまいります。</p> <p>高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発でない限り、再稼働することはありません。</p>

462	<p>以下の理由から、その他の制度等の「原子力の安全性向上」を削除してください。</p> <p>①この文言は再び国民を安全神話に迷い込ませるフレーズです。</p> <p>②原子力規制委員会の田中俊一委員長は2014年7月16日の記者会見で「新基準を満たしたから安全とは言えない」と発言し、こともあろうに原発の再稼働を認めました。つまり、安全とは言えない原発が次々と再稼働しているのが現実であり、政府の推進しているのは原子力の危険性を増長していることに他なりません。</p>	<p>原発事故について、政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省し、その教訓を踏まえていくべきことは当然のことです。</p> <p>原発の再稼働については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、「高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発のみ、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら、再稼働を進める」というのが、政府の一貫した方針です。</p> <p>この新規制基準は、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、我が国の地震、火山といった自然条件の厳しさ等も勘案して、十分な対策を要求しており、原子力規制委員会は、この基準に従って地震や火山による影響についても、科学的・技術的に厳格な審査を行い、再稼働に求められる安全性が確保されているかどうかを確認しているものと承知しています。</p> <p>その上で、いわゆる「安全神話」と決別するには、規制水準さえ満たせばリスクがないという考えを排して、事業者自らが率先して安全性向上や防災対策の充実を図り、常に新たな高みを目指していくことが重要です。</p> <p>このような問題意識の下、産業界においては、規制を満たすのみならず、自主的に安全性を向上させていくための取組が進められています。</p> <p>安全性の向上に「ここまでやればよい」との終わりはありません。今後も産業界の自主的な安全性向上の取組が着実に進んでいくことを期待するとともに、経済産業省としても、業界の取組を促す努力を継続的に行ってまいります。</p> <p>なお、ご質問に記載頂いた田中委員長の発言につきましては、2015年2月12日の原子力規制委員会記者会見において、田中委員長より、「原発の安全性について、ゼロリスクだということを意味するものではないが、運転に当たり求めてきたレベルの安全性が満足されたという認識」であるとの発言があったと承知しています。</p>
463	<p>早期に発電分離を実行し、消費者も参加させた第三者機関の設置による託送料の公正、公平な設定で再生エネルギーを目指す新電力の活性化を促してください。</p>	<p>電力市場における活発な競争を実現する上では、送配電ネットワーク部門を中立化し、適正な託送料金を支払った上で、誰でも自由かつ公平・平等に送配電ネットワークを利用できるようにすることが必須であり、2015年に成立した「電気事業法等の一部を改正する等の法律」のなかで、2020年4月に発電・小売事業と送配電事業の兼業を原則禁止すること（送配電事業の法的分離）を定めています。</p> <p>また、現行の託送供給等約款は、電力会社からの申請に基づき、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見を聴き、電力・ガス取引監視等委員会にて専門的かつ客観的な審査を行った上で、パブリックコメント等による御意見も踏まえて認可しています。</p>
464	<p>エネルギー基本計画や長期エネルギー需給見直しは、約3年ごとの見直しということで再検討の時期に来ています。原子力を「引き続き、重要なベースロード電源と位置付けられている」と記載することは、そうした現状と世界の状況からみて不適当です。今後の政策見直しを見据えた表現とすべきです。</p>	<p>2014年6月に閣議決定したエネルギー基本計画において、原子力発電は、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時の温室効果ガスの排出がゼロであることから、こうした電源の特性に着目して、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置付けております。こうした電源の特性は変わっていないと考えています。</p>
465	<p>中間とりまとめで、決定的に欠落しているのは、消費者意見の反映である。案を作る段階で、全てのステークホルダーの意見を聞き調整すべきだ。案が出来た後にパブリックコメントを行っても原案には反映されない。消費者を含めて委員会を進めることは、当たり前の進め方ではないのか。経産省は市民参加と情報公開の必要性を真剣に考えたことがない田舎行政なのか。</p>	<p>「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」は、法律、経済、技術、会計に関する有識者や、消費者団体の方に委員として参加頂いており、その選任は関係する法令等の規定に基づき行っております。中間とりまとめは、行政手続法上の意見公募手続が求められる「命令等」に該当しませんが、国民の皆様から広く御意見をいただくべく、パブリックコメントを行うことといたしました。パブリックコメントでいただいた御意見については、行政手続法の規定にしたがって取りまとめ、御意見に関する考え方を公表しております。</p>
466	<p>もともと日本の電力システムには大きな欠陥があることは知られていたことであり、さらに小売自由化以前に電力自由化は実質1990年代末から始まっていた。震災により顕在化した面はあるとしてもきっかけに過ぎず問題点の理解は明らかだった。</p> <p>特に東西の電力連系は脆弱であり、これを強化することは大きな課題だったにもかかわらず、巨額な資金を必要とするうえ、普段はどの電力も需給は供給過剰であったため取り組まれてこなかったのである。これも電力独占の弊害であった。</p> <p>自由化の進展に伴って送電システムの改革は急速に拡大することが期待されるところだが、原発震災が発生してしまったため、別の問題になっていることを「供給区域といった市場の垣根を越えた競争が可能となるエネルギー市場を形成すべく、岩盤規制打破に向けたアベノミクスの改革の柱の1つ」などと言い換えて話をすり替えてはならない。</p> <p>このため「中間とりまとめ案」の目指しているのは、そもそも「電力システム改革の貫徹」ではなく、東電をはじめとした原子力産業全体の救済である。</p> <p>以前から進行していた電力自由化は、原発震災を予定などしていなかったため、電力の中でも最も非効率な原発の問題点を浮き彫りにした。特に規制基準の変更とそれに伴う審査を経ての運転再開は原発の長期停止と老朽原発の早期の廃炉が要求されたため、長期運転停止または新規制基準の適合性対策、及び廃炉費用の不足が直ちに原子力産業を直撃することになった。</p> <p>例えば2014年度には停止して電力を全く生産しない原発の維持管理費用に1.5兆円も掛かっている。これは原発の経済優位性を崩壊させるものであった。</p> <p>電力システム改革というのなら、こういう発電システムを有することによるリスクをどう考えるかを検討すべきである。</p>	<p>2015年7月に成立した「電気事業法等の一部を改正する等の法律」において、改革の各段階において、エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況等を検証し、その結果を踏まえ、適正な競争環境の確保や電気の安定供給の確保に関する措置を講じることとしております。</p> <p>引き続き電気事業を取り巻く状況を継続的にフォローしつつ、必要な措置を講じてまいります。</p>

467	<p>「東日本大震災やその後の電力需給の逼迫」という認識は違うのではないかと。2011年の福島原発第一発電所事故の後、東京電力管内では計画停電が行われ一時的に電力供給が足りなくなったかもしれないが、その後停電の計画も全て実行されたわけではなく、電気は足りていた。今日に至る約6年間で1年以上原発は停止したが電気は不足しなかった。原発が稼働しないと電気が足りないと市民に思わせるための意図を感じる。</p>	<p>東日本大震災後、総じて電力の安定供給に最低限必要となる供給予備率3%を下回る傾向であり、電力需給はひっ迫していたと認識しています。</p>
468	<p>化石燃料(石炭・石油・天然ガス)もウランもその埋蔵量はせいぜい40～50年～どう見積っても100年が限度です。人類の歴史にとって100年は一瞬でしかありません。人類は持続可能な再生可能エネルギーに頼るしかありません。破たんした「核燃料サイクル」を維持するための高速炉計画は即時停止すべきです。使用済み核燃料の償却に関しては特別法で対応するしか方法がないと思います。</p>	<p>資源に乏しい我が国は、安全性の確保を大前提に、経済性、気候変動の問題に配慮しつつ、エネルギー供給の安定性を確保しなければなりません。その際、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の高効率化、資源の確保等に全力で取り組み、原発依存度を可能な限り低減してまいります。</p>
469	<p>原発は(事故の場合の)コスト及び影響が異常に大きいので、今後の新設は止めるべきです。</p>	<p>各電源の発電コストについては、平成27年5月に総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 長期エネルギー需給見通し小委員会 発電コスト検証ワーキンググループが取りまとめた報告において試算を行っております。この中で、原子力発電の発電コストについては、資本費、運転維持費、追加的安全対策費、核燃料サイクル費用、立地対策や研究開発等に係る政策経費及び賠償や除染・中間貯蔵等に係る事故リスク対応費用の各費目を算入した上で10.1円/kWh以上と試算されています。これに、今回の上振れを踏まえ、福島事故関連費用が約10兆円増加するとした場合には、原子力発電の発電コストは10.2円/kWh～10.4円/kWhとなり、その他の主要電源と比較して、引き続き競争力を有するものと考えられます。なお、原発の新設については、政府として現時点では想定しておりません。</p>
470	<p>情報公開がいかにも不十分です。東電はすべての記録を公開すべきです。これだけの事故を起こしたのですから、個人名さえも例外ではないと考えます。</p>	<p>東京電力は、ホームページにおいて賠償や放射線データなどを公開するなど、情報公開の取組が進められているものと承知しております。引き続き、取組を進めていくことが必要であると考えております。</p>
471	<p>発送電分離について、託送料に原発費用を乗せるなどという発想が出てくるので「法的分離」では機能しない、と考えます。あくまでも親会社の経営判断から完全に独立した第三者機関たるべきです。</p>	<p>「法的分離」による発送電分離は、2015年に成立した「電気事業法等の一部を改正する等の法律」に基づき実施されるものであり、必要な行為規制を課すことで、中立性を確保することとしております。</p>
472	<p>福島事故関連費用については、貫徹委員会の想定額21.5兆円について、経産省は評価できめと云っているようです。確かに現時点で正確な数字を試算することは困難ですが、これだけ大きい問題を議論するので、一定の幅をもってしても経産省としての責任ある試算は不可欠です。</p>	<p>福島第一原発の廃炉は世界にも前例のない困難な事業です。現時点では、燃料デブリの取り出しの作業方針・工法が決定されておらず、そうした中、政府として、廃炉に要する資金を具体的かつ合理的に見積もることは非常に困難であります。東電改革の内容の検討や、廃炉費用に係る制度整備を検討するには、一定の規模感が示されないと議論を進めることは難しいため、今般、廃炉に要する資金として、約8兆円という数字をお示しいたしました。具体的には、有識者のヒアリング結果を下に、原賠機構が機械的に算出した金額に、これまで想定していた2兆円を加算したものです。加えて、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について(平成28年12月20日閣議決定)」において、交付国債の発行枠について、13.5兆円に引き上げる旨整理されているところです。</p>
473	<p>福島事故の賠償費用を託送料に載せた場合、新電力の負担は(シェアを10%と仮定すれば)確かに0.24兆円ですが、40年かけて回収するので、そのシェアはずっと高くなります。パリ協定の2050年でCO2を80%カットする義務を前提にしても、平均してかなり高くなると思います。一方、賠償経費も増額する可能性が大だと云われています。(省エネ等によって)全体の電力消費量も大幅にダウンしますので、新電力の負担金も大幅に増加します。</p>	<p>御指摘のとおり、中間とりまとめにおいて仮定した水準よりも新電力シェアが上昇した場合には、新電力の負担も増加することとなりますが、広く全ての消費者に負担を求める額には上限を設けることとしているため、賠償費用の総額が増加したとしても、それに伴って新電力の負担が増えることにはなりません。また、消費電力量が減少した場合も、新電力の負担の総額は増加しません。</p>
474	<p>「過去分」について、料金明細票等に明記することを求めていく、とされています。料金の詳細な内訳を開示するのは事業者が果たすべき義務であり、この点は評価できます。ただ、一方で、それ以外のものについて、明記を求めていることに矛盾を感じます。電気に関わる各事業者(発電・送配電・小売)すべてに対して、原発に関連する他の費用など電気料金の内訳詳細に明示するように求めるべきです。</p>	<p>「電力の小売営業に関する指針(2016年1月制定)」では、「請求された料金が正しいかどうかを需要家が判断できるようにするためには、小売電気事業者が当該情報を需要家に示す必要がある。このため、小売電気事業者が、料金請求の根拠となる使用電力量等の情報を請求書への記載やウェブサイトでの閲覧を可能とすることなどの方法により需要家に示さないこと」は問題となる行為として示しております。</p>
475	<p>国民に対する廃炉及び賠償の進捗及び費用に関する情報公開と意見反映を求めます。廃炉に関しては、いまだに技術的な目途が立っておらず、工程および費用が明らかになっていません。廃炉及び賠償の進捗及び費用に関して、国民は漠然とした情報しか提供されておらず、事故の収束や将来に向けての負の遺産に対して不安を感じています。国民の不安を除けるよう、廃炉の進捗や費用について積極的な情報公開を求めます。</p>	<p>福島第一原発の廃炉は世界にも前例のない困難な事業です。現時点では、燃料デブリの取り出しの作業方針・工法が決定されておらず、そうした中、政府として、廃炉に要する資金を具体的かつ合理的に見積もることは非常に困難であります。東電改革の内容の検討や、廃炉費用に係る制度整備を検討するには、一定の規模感が示されないと議論を進めることは難しいため、今般、廃炉に要する資金として、約8兆円という数字をお示しいたしました。具体的には、有識者のヒアリング結果を下に、原賠機構が機械的に算出した金額に、これまで想定していた2兆円を加算したものです。また、廃炉の工程については、中長期ロードマップにおいて、対応していくものと認識しております。廃炉や賠償に関する進捗については、東京電力ホールディングスのホームページにおいて情報提供が行われており、とくに廃炉の進捗に関して定例で記者会見を行っているものと認識しております。</p>

476	パリ協定をふまえた「脱化石燃料」、「再生可能エネルギーへの転換」に向けた電源構成を目指すことを明記すべき。	非化石エネルギー源の利用の促進については、長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)と整合的となるよう、高度化法に基づき、小売電気事業者が調達する非化石電源の比率を2030年度に44%以上とすることを求めています。
477	東京電力福島第一原子力発電所の事故の責任は第一義的に東京電力にあることを明記すべき。	福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任をもって対応し、負担することが大原則と考えております。御指摘を踏まえ、修正を検討いたします。
478	電気事業を例外とするような記述は不適切です。総括原価方式で利益を得てきた旧一般電気事業者が、一義的には責任を負う必要があること、東京電力福島第一原発事故の事故処理・賠償費用が大幅に増大していること、その費用見積もりと根拠を明記すべきです。	<p>福島原発事故に係る対応については、東京電力が責任を持って対応し、負担することが大原則です。その上で、福島の復興・再生のため、国も前面に立って取り組みます。</p> <p>電気事業においては、料金が政府の規制の下におかれていたという特殊な事情があり、規制料金の下では、政府は料金算定の時点で合理的に見積もられたものしか原価に算定することを認めないという運用を行ってきました。また、政府は、「安全神話」に陥る中で、福島原発事故のような規模の過酷事故が起こり得るという前提に立っておらず、福島原発事故当時、賠償に係る備えは、原子力賠償法に基づく賠償措置額である1,200億円に留まっていた。こうした政府の対応によって、賠償への備えの不足が生じてしまったところであり、この点については、政府として真摯に反省すべきと考えております。また2011年の機構法制定当時、同法に基づく一般負担金について、規制料金が続くことを前提に電気料金に転嫁し、消費者から広く薄く公平に回収するということを決定しました。今般、自由化の進展に伴って、新電力への切替が進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えしていくという新たな環境を踏まえて、改めて検討を行った結果、賠償への備えの不足については、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしたものです。</p> <p>福島原発事故に係る所要資金の見通しは、現時点で、最新の情報に基づき一定の蓋然性を有するものとして、お示ししております。具体的には、 ①廃炉については、これまで2兆円を準備してきており、その資金は、主として、燃料デブリ取り出し工程の前の対応に充てられているものです。これに、今般、燃料デブリ取り出しの実行の工程が始まるという中で、必要となる資金の規模感を示すため、機構が有識者のヒアリング結果を基に算出した金額である約6兆円が追加されたものが、約8兆円という金額です。 ②賠償については、これまで見込んでいた約5.4兆円に加え、商工業、農林水産業における営業損害や風評被害が長期化したことなどに伴って、約7.9兆円と見込んだものです。 ③除染・中間貯蔵については、これまで約3.6兆円を見込んでいたところ、労務費や資材費の上昇などにより約5.6兆円と見込んだものです。</p>
479	貫徹委員会のパブリックコメントでは東京電力福島第一原発事故の終始末のほんの一部しか扱わず、また、東電委員会では会議も一部しか公開せず、パブリックコメントをしておらず問題である。東電委員会の全情報を公開し、内容は白紙撤回すべきである。	東電委員会は、経済産業大臣が東京電力改革の具体化についての意見を聴取するために開催した有識者会議で、その提言内容は、東京電力が自らの経営改革として取り組んでいくべきものであり、国の行う命令等の整備に直接的に結びつくものではないことから、パブリックコメントにかけられる性質のものではないと考えております。
480	原発の事故の備えなど、原発に関する費用、核燃料再処理などの費用は今明らかな費用、将来の費用も全て原発をもつ事業者と日本原燃のみの負担とすることを明記すべきである。	御指摘の通り、通常の廃炉作業に要する費用等は、原則として原子力事業者等が負担すべきものと考えております。
481	「1F」という不明確な記述をしてはならない。正式名称「福島第一原発事故」を使うべきだ。「1F」という標記で福島第一原発事故を薄れさせたいのであろう。「1F」ではなく「福島第一原発事故」と標記して、反省とすべきだ。	個別名称の記載については、よりわかりやすい表現となるよう、努めてまいります。
482	「CO2フリーの電源」とは、何を指すのか不明確だ。明確にせよ。経済産業省や資源エネルギー庁、原発事業者は原発を温暖化防止に貢献する「CO2フリーの電源」として、原発を宣伝してきた。しかし原発は「CO2フリーの電源」ではない。ウラン掘削、運搬、濃縮、再処理、高レベル放射性廃棄物貯蔵、高レベル放射性廃棄物の処分等いずれの時点でも、CO2は発生する。発生しないときは「原発」で発電している時だけである。嘘を記載してはならない。この報告書はあまりに恣意的であり著しく不正確であるので、破棄すべきだ。	本文中に記載されている「CO2フリー等の特定の料金メニュー(電源)」の中で意味している、CO2フリーの電源とは、発電に際しては、発電に用いられる一次エネルギーの利用にあたりCO2を排出しない電源を意味しており、現時点で想定されるものは、再生可能エネルギー及び原子力を利用した電源です。
483	このとりまとめには、世界の方向性と一致せず、世界の大部分の国がとってない、原発と石炭火力を温存するという方向に進めようとしているものであり、賛同できない。国民の過半数が原発の再稼働や石炭火力の新設に反対であり、再生可能エネルギーの拡大に賛成していることは、世論調査でも明らかである。	電力供給については、エネルギー基本計画において、安定供給、低コスト、環境適合等をバランス良く実現できる供給構造を実現するため各エネルギー源の電源の特性を踏まえて活用することとしています。その上で、再生可能エネルギーの最大限の導入を含め、同計画と整合的に取組を進めてまいります。
484	方針案タイトルに「貫徹」などという精神論的情緒的な言辞を弄するのは慎むべきだ。議論における反対や異論を許さぬ姿勢が明らかではありませんか。現政権の言葉遊びに便乗するような「貫徹」の言葉をタイトルからははずすべきです。	電力システム改革は、2013年から3段階に分けて行われており、今後とも公正・公平な競争環境の整備と、市場原理のみでは解決が困難な公益的課題の克服を図る必要があります。これらの取組は、特定の措置の是非を個別に議論するだけではなく、全体として整合が取れているかという観点も踏まえつつ、各施策の在り方を検討し、電力システム改革を貫徹するという総意の下、総合的な判断としてとりまとめを行っているものです。

485	放射能の恐ろしさは人知では計り知れません。高線量放射能汚染はもとより、低線量放射線の被曝の恐ろしさにも目を向けなければいけません。	住民の方々の中には、放射線に不安を感じている方がいらっしゃることは、重々承知しております。 まず、避難指示解除にあたっては、年間積算線量が20ミリシーベルト以下であることを要件の一つとしております。この水準は、平成23年に内閣官房で行われた専門家による検討でも、 ①喫煙や飲酒、肥満、野菜不足など他の発がん要因によるリスクと比較して十分低く、 ②また、除染や食品の安全管理を継続的に行うなど適切な放射線防護措置を講じることで、十分にリスクを回避できる水準であると評価されているものになります。 その上でなお、不安を抱く住民の方々への対応に万全を期すため、除染などの被ばく低減対策に加え、健康相談等の健康不安対策や、分かりやすく正確なリスクコミュニケーション、放射線不安にきめ細かく応える相談員制度などを、政府として責任をもって実施してまいります。
486	岩盤規制を打破すると言いながら。旧電力と原子力といった既得権益保護で貫いている。それは、再エネや省エネ技術等の技術革新に向かおうとする力を削ぎ、経済成長を阻害することになるのではないのか。	エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーの最大限の導入や、省エネルギーの一層の加速に取り組む方針を示しており、同計画と整合的に取組を進めてまいります。
487	福島原発事故の原因究明もせずに、安全性の向上の取り組みができるのだろうか、あまりに非科学的で啞然とする。私のような一市民でさえ、原因究明なしに安全の担保は不可能だと知っている。過酷事故を起こせば被害は甚大。日本は自信多発地帯にあり、原発事故とは背中合わせだ。まずは、福島原発事故の原因究明、そして事故の収束させることに集中すべきだ。国が衰退するほどリスクが大きいのに、原発を推進するとはあまりに無責任と言わざるを得ない。	原発事故について、政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省し、その教訓を踏まえていくべきことは当然のことです。 福島第一原発事故の原因については、国会や政府等に設置された事故調査委員会によって報告書が取りまとめられており、その中で、事故の原因として、自然災害の想定・対策や、炉心の溶融等の重大事故への対策など、万が一の備え・対応が不足していたこと等が主に指摘されております。 この報告書の指摘も踏まえつつ、IAEAや諸外国の規制基準も確認し、さらに我が国の自然条件の厳しさ等も勘案し、原子力規制委員会が世界で最も厳しい水準の規制基準を策定、導入しております。 その上で、高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発でない限り、再稼働することはありません。 今後とも、いわゆる「安全神話」に陥らず、継続的に安全性の向上に取り組むことが重要だと考えております。
488	電力自由化が未だ不十分である。公正な競争ができるように配慮すべきである。特に発電と送電の分離を徹底し、自然エネルギー担当の業者が、競争に参加できる施策を考えるべきである。	送配電部門の中立性の一層の確保に向けては、2015年に成立した「電気事業法等の一部を改正する等の法律」の規定により、2020年4月に法的分離の方式による発送電分離を行うこととしています。
489	送電線の構成・中立的運用を確保するためにも託送料金内訳などの公開を求めます。	託送料金については、電力・ガス取引監視等委員会において、全11回に渡り、事業者に対して託送料金の内訳等について丁寧な説明を求めると共に、専門的かつ客観的な審査を行っており、会議の資料や議事については、原則公開しています。
490	託送料金に送電事業と関係ない「核燃料サイクル」の費用の一部、電源開発促進税が含まれていることは、私たち消費者に十分周知、納得されていない。	使用済燃料再処理等既発電費および電源開発促進税については、国が一元的に情報提供することとされており、費用の概要等は、経済産業省のホームページで公表しております。
491	原子力発電は福島事故(21.5兆円)を入れれば13.5円/kwとなり最も高価であり、今後もバックエンド費用を算入すれば超高価となる。	一昨年に政府が行ったコスト検証(原子力のコストは10.1円/kWh)は、外部の専門家・有識者からなる審議会において、公開の議論の下に丁寧な検討が行われた結果、賠償、除染・中間貯蔵等の事故対応に係る費用を含んだ試算となっています。(新・総合事業特別計画(2015年4月改訂)を参考に、事故対応費用として、12.2兆円を計上。) これに、今回の上振れを踏まえ、福島事故関連費用が約10兆円増加とした場合には、原子力発電の発電コストは10.2円/kWh~10.4円/kWhとなり、その他の主要電源と比較して、引き続き競争力を有するものと考えられます。
492	将来世代にまでツケを回すような問題は、経済産業省だけで決めるのではなくて国会で議論すべきで、3ヶ月という短期間の議論で決めるものではない。	託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっており、今回の賠償の不足分等についても、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講じてまいります。

493	福島ではいまだに帰れない地域もたくさんあり、凍土壁なども失敗し、汚染水対策も取られていません。この重大性についてあまりにも認識が低いと思います。	避難指示解除に向けた取組と今後の見通しについては、これまでに、5つの市町村について避難指示を解除し、飯館村、川俣町についても、本年3月末の解除を決定したところです。現在、富岡町について、本年4月1日の避難指示解除の提案を行っており、また浪江町についても、3月31日の避難指示解除を提案したところです。今後、地元自治体や住民の方々の御意見も伺いながら、避難指示解除の時期を判断してまいりたいと考えております。一方で、避難指示の解除はゴールではなく、本格復興に向けたスタートです。避難指示の解除後も、政府として責任を持って復興に全力で取り組んでまいります。また、凍土壁は、昨年3月末より凍結を開始し、海側については、10月に凍結が完了致しました。これにより、護岸エリアからの地下水のくみ上げ量は、凍結開始前の日量約400トンから日量約140トンまで減少してきており、遮水効果が現れております。山側については、建屋内の水位と建屋周辺の地下水位の逆転が起こらないようしっかりと管理しながら凍結を進めています。未凍結箇所7箇所のうち、2箇所については原子力規制委員会より凍結を認可され、昨年12月より凍結を開始致しました。凍土壁全体として見るとまだ造成の最中であり、引き続き、山側から建屋への地下水の流入は継続していますが、今後、原子力規制委員会の認可を得て、山側の残り5箇所の凍結を完了することで、山側の凍土壁による遮水効果も発揮されてくるものと考えております。
494	日弁連の意見書(8/18提出)にありますように、原発施設製造者の責任が一切問われていないことも許せません。日頃、製品事故が起きればメーカーの責任はしっかり問われます。	原子力損害賠償制度の見直しについては、現在、内閣府の原子力委員会の下にある原子力損害賠償制度専門部会において、原子力事業者や国の責任の在り方を含む様々な課題について検討が進められております。
495	廃炉費用や事故の賠償費用が電気料金に組み込まれていることを知らない人も多い、もっと国民に詳しく知らせるべきだと思います。	電気料金の仕組み等について、よりわかりやすい広報に努めてまいります。
496	(自主安全・防災連携の加速について)あれだけの事故が起こってもなお安全神話にしがみついているとしか思えない取り組みには、憤りを通り越して情けなく思っています。	原発事故について、政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省し、その教訓を踏まえていくべきことは当然のことです。「安全神話」と決別するには、規制水準さえ満たせばリスクがないという考えを排して、事業者自らが率先して安全性向上や防災対策の充実を図り、常に新たな高みを目指していくことが重要です。このような問題意識の下、産業界においては、規制を満たすのみならず、自主的に安全性を向上させていくための取組が進められています。安全性の向上に「ここまでやればよい」との終わりはありません。今後も産業界の自主的な安全性向上の取組が着実に進んでいくことを期待すると共に、経済産業省としても、業界の取組を促す努力を継続的に行ってまいります。
497	パブリックコメントの募集期間を国民の最も忙しい時期(年末、年始にかけて)に設定することに納得がいきません。	行政手続法において、命令等を定めようとする場合に広く一般の意見を求めなければならない旨が定められております。中間とりまとめは、行政手続き上の意見公募手続の対象となる「命令等」に該当しますが、国民の皆様から広く御意見をいただくべく、パブリックコメントを行うことといたしました。
498	被害者の精神的、経済的負担を早急に支援すべきです。	福島第一原発事故による原子力損害に関しては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、事故との相当因果関係があるものについて、東京電力が賠償を行っております。国としては、被害者の方々に寄り添った迅速かつ適切な賠償を行うよう、東京電力を指導してまいります。
499	経産省令だけで決めるのは憲法違反です。	託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっており、今回の賠償の不足分等についても、「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」という考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講じてまいります。
500	電力をまかなう方法は最初に原子力があって、それから他の選択するような仕組み自体がおかしいとおもいますし、不公平だと感じます。	電力供給については、エネルギー基本計画において、安定供給、低コスト、環境適合等をバランス良く実現できる供給構造を実現するため各エネルギー源の電源の特性を踏まえて活用することとしています。
501	今回の中間とりまとめは大変多岐にわたり内容は分かりづらく、意見を提出する人への解説等もなく、一般消費者から意見を出せない意図があるかのように見えます。	「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」は、ワーキンググループを併せて計15回にわたり、公開の場で審議が行われ、また資料や議事録は全て公開しております。なお、中間とりまとめは、行政手続き上の意見公募手続の対象となる「命令等」に該当ませんが、国民の皆様から広く御意見をいただくべく、パブリックコメントを行うことといたしました。
502	原子力発電事業では、特殊な会計制度が使われています。(原発への初期投資に関する原子力発電工事償却準備引当金や、原発を廃止する際の費用に関する使用済燃料再処理引当金、原子力発電施設解体引当金、特定放射性廃棄物処分費の制度がある)。特殊な会計制度が改正を重ねて複雑になり、原発事業にかかる経費は消費者に見えにくくなっています。福島のような事故による損害賠償準備費用まで資産に含めた場合、ミドル電源とされている天然ガス火力よりも高い電気になりませんか。特殊で複雑な会計制度をひも解いて、明朗会計で国民にすべての経費を公開して下さい。	原子力事業に要する費用については、発電コストの検証等にあたり、明らかにしております。その上で、各種制度については分かり易い説明を心掛けてまいりたいと考えております。

503	原発の再稼働と輸出、を絶対に許せない。	<p>原子力政策の推進に当たっては、政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、あのような悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省し、その教訓を踏まえてまいります。</p> <p>高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認められた原発でない限り、再稼働することはありません。また、世界では、エネルギー安全保障、経済性、環境適合性といった観点から、原発建設の計画を進めている国は数多くあります。</p> <p>こうした国々から国際協力を求められた際、事故から得られた教訓を国際社会と共有し、世界の原子力安全の向上に貢献することは我が国の責務であると考えており、安全最優先で取り組んでまいります。</p>
504	輸出した原発施設が事故を起こした場合に、日本国民がまたその費用を負担するなど言語道断です。	<p>諸外国の原賠制度や関連条約では、原子力事業者への責任集中及び求償権の制限が共通原則となっており、我が国が締結している原子力損害の補完的な補償に関する条約(GSC条約)においても、責任集中の原則が採用されています。</p> <p>したがって、輸出先の原発施設が万が一事故を起こしたとしても、当該国の原子力事業者が責任を負うことになるため、我が国の国民が費用を負担することにはならないと考えています。</p>